

令和3年12月定例会

南伊豆町議会会議録

令和3年 12月 1日 開会

令和3年 12月 2日 閉会

南伊豆町議会

令和三年十二月定例会

南伊豆町議会会議録

令和三年十二月定例会

南伊豆町議会会議録

令和3年12月南伊豆町議会定例会会議録目次

第1号（12月1日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会宣告	3
○議事日程説明	3
○開議宣告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○諸般の報告	4
○行政報告	4
○一般質問	7
加 畑 毅 君	7
黒 田 利貴男 君	21
横 嶋 隆 二 君	32
宮 田 和 彦 君	49
長 田 美喜彦 君	62
○散会宣告	70
○署名議員	71

第2号（12月2日）

○議事日程	73
○本日の会議に付した事件	74
○出席議員	74
○欠席議員	74

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	74
○職務のため出席した者の職氏名	74
○開議宣告	75
○議事日程説明	75
○会議録署名議員の指名	75
○一般質問	75
漆田修君	75
清水清一君	93
○諮第2号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	100
○議第83号の上程、説明、質疑、討論、採決	101
○議第84号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	103
○議第85号の上程、説明、質疑、討論、採決	104
○議第86号の上程、説明、質疑、討論、採決	106
○議第87号の上程、説明、質疑、討論、採決	107
○議第88号の上程、説明、質疑、討論、採決	109
○議第89号の上程、説明、質疑、討論、採決	110
○議第90号の上程、説明、質疑、討論、採決	115
○議第91号の上程、説明、質疑、討論、採決	116
○議第92号の上程、説明、質疑、討論、採決	121
○議第93号の上程、説明、質疑、討論、採決	122
○議第94号の上程、説明、質疑、討論、採決	123
○議第95号の上程、説明、質疑、討論、採決	124
○議第96号の上程、説明、質疑、討論、採決	126
○議第97号の上程、説明、質疑、討論、採決	127
○各委員会の閉会中の継続調査申出書	129
○閉議及び閉会宣告	129
○署名議員	131

令和3年12月定例町議会

(第1日 12月1日)

令和3年12月南伊豆町議会定例会

議事日程(第1号)

令和3年12月1日(水)午前9時30分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

1番	黒田利貴男君	2番	宮田和彦君
3番	比野下文男君	4番	加畑毅君
5番	谷正君	6番	長田美喜彦君
7番	稲葉勝男君	8番	清水清一君
9番	漆田修君	10番	齋藤要君
11番	横嶋隆二君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	岡部克仁君	副町長	橋本元治君
教育長	佐野薫君	総務課長	渡邊雅之君
企画課長	菰田一郎君	地方創生室長	勝田智史君
地域整備課長	飯田満寿雄君	商工観光課長	大野孝行君

町民課長	齋藤重広君	健康増進課長	山田日好君
福祉介護課長	高橋健一君	教育委員会 教育事務局長	佐藤由紀子君
生活環境課長	高野克巳君	会計管理者	佐藤禎明君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	廣田哲也	係	長	内藤彰一
--------	------	---	---	------

開会 午前 9時30分

◎開会宣告

○議長（谷 正君） それでは、定刻になりました。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

これより、令和3年12月南伊豆町議会定例会を開会します。

◎議事日程説明

○議長（谷 正君） 議事日程は、印刷配付したとおりです。

◎開議宣告

○議長（谷 正君） これより、本会議第1日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（谷 正君） 日程第1、会議録署名議員を指名します。

南伊豆町議会会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

3番議員 比野下 文 男 君

4番議員 加 畑 毅 君

◎会期の決定

○議長（谷 正君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月2日までの2日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 異議ないものと認めます。よって、会期は本日から12月2日までの2日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（谷 正君） 日程第3、諸般の報告を申し上げます。

令和3年9月定例会以降開催された行事は、お手元に印刷配付したとおりであり、各行事に参加したので報告します。

以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（谷 正君） 日程第4、町長より行政報告の申出がありましたので、これを許可します。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） おはようございます。

令和3年南伊豆町議会12月定例会の開会に当たり、令和3年9月定例会以降の主な事項について、行政報告を申し上げます。

1、新型コロナウイルスワクチンの追加接種について

全国的に急拡大した新型コロナウイルス感染症第5波については、感染防止策の切り札とされるワクチン接種が1日100万人から160万人規模へとスピーディかつパワフルに進展したことから、9月以降の感染者数は一気に減少に転じ、社会経済活動の正常化が図られております。

また、本町におけるワクチン接種は2回目終了者が6,600人を上回り、接種率でも88%近

くになるなど、高い接種率を背景に感染状況は落ち着きを見せております。

このような状況の中で、国では、ワクチン効果の持続期間や科学的知見、諸外国の対応状況などに鑑み、2回目接種終了者を対象として、接種終了後から原則8か月以上経過した者に追加接種の実施を決定いたしました。

これを受けて本町では、3回目の追加接種を医療関係者等の先行接種から取組み、住民向けについては、来年2月後半以降に集団接種をもって実施する予定であります。

また、初回接種時に一時混乱を招いた接種予約については、対象者に接種日をあらかじめ提示する手法に改めるなど改善を図ることで、接種行程が円滑に進むよう準備を進めてまいります。

2、健康づくり事業等の推進に関する協定の締結について

令和3年10月29日、賀茂1市5町と、静岡県社会健康医学大学院大学による「静岡多目的コホート事業賀茂健康長寿研究の共同実施に関する協定」を締結いたしました。

この協定は、地域や職場など集団について、疾患の発生と関連する医学的特徴を長期間追跡調査するための研究手法である「コホート研究」を用いて、食生活や生活習慣などのリスク因子を解明し、予防医学の観点から健康寿命の延伸に取り組むものであります。

また、これに引き続き、住友生命相互会社沼津支社と「健康づくり事業等の推進に関する協定」も締結されました。

この協定では、各種健診事業の周知やイベント開催における健康器具等の提供などをもって、健康づくり事業のさらなる普及啓発に取り組むとしております。

今後も住民の健康づくりに求められる連携強化に向けて鋭意取り組んでまいります。

3、外国語指導助手（ALT）を活用した外国語教育について

世界的猛威を振るう新型コロナウイルス感染症の影響を受けて来日が延期になっておりました外国語指導助手（ALT）については、7月に1名、10月に2名、11月には1名が来日し、残る1名は来年1月以降に来日する予定となっております。

来日した4名は、既に各学校に常駐し、外国語活動や英語授業、給食や部活動などにも積極的に参加するなど、児童生徒と楽しそうにコミュニケーションを図っていると伺っております。

また、ALTの皆さんは、来日以前から日本語習得に努めており、片言ながら会話も成立することから、教職員とのコミュニケーションなど不安なく学校生活を過ごしているとのこととあります。

加えて、子供たちから気軽に日本語や簡単な英語で話しかけ、休憩時間に一緒に遊ぶなど、自然にコミュニケーションを取ることができており、英語に対する興味向上のよい機会となっております。

今後も日常的に英語でのコミュニケーション機会が増え、他文化への認識が深まることで児童生徒の国際的感覚が醸成されることを期待するものであります。

4、商工・観光振興について

(1) ふるさと寄附の状況

現下において下火となりつつある新型コロナウイルス感染状況の中、本年度ふるさと寄附の状況では、10月末現在の寄附件数で4,009件、寄附総額では5,911万7,389円で、対前年比146%となっており、コロナ禍真ただ中であつた昨年及び感染拡大前の一昨年を上回っております。

これらの要因としては、昨年度の専用ホームページ刷新、首都圏ケーブルテレビでのCM放映のほか、同加入世帯へのチラシ配布、主要ポータルサイト特別企画への返礼品掲載に加えて、冷凍イチゴなど新たな返礼品の開拓などを通じて、本町の魅力ある特産品のPRが利用者に浸透してきたものと考えられております。

今後もさらなる寄附者獲得に向け、より効果的な施策を講じてまいりますので、町民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

(2) 秋期観光イベントの取り組み

通年において集客力の弱い秋期対策として、毎年実施しております「伊勢海老まつり」がありますが、今年度はコロナ禍における首都圏等での緊急事態宣言の発出を受けて、例年より2週間ほど遅い9月13日から宿泊予約の受け付けを開始いたしました。

地方創生臨時交付金を活用した制度設計のもと、昨年と同様のキャンペーン効果も相まって、わずか2週間で用意した1,000泊分の9割強が予約で埋まり、さらに400泊を追加いたしました。10月4日にはこれら全ての予約が埋まる状況となり、緊急事態宣言の全面解除がなされた中で、絶好のスタートが切れたものと思料いたします。

また、10月10日には、石廊崎オーシャンパークにおいて、観光協会主催による「伊勢海老づくしの特別な日」のイベントも開催され、伊勢海老の早むき・大食い選手権、本町公認観光アンバサダー「永藤まな」さんやユーチューバーの「しーちゃんの歌ってみてはいかがでしょう」のライブショー、伊勢海老みそ汁の無料サービス、活きた伊勢海老を100名にプレゼントする大抽選会などにも多くの来訪者が集い、活況の中で南伊豆の秋を満喫していただ

きました。

なお、11月の恒例イベントとして定着しつつある「みちくさウルトラマラソン」の開催については、新型コロナウイルス感染拡大の状況が不透明だったことから、中止といたしました。

いまだ新型コロナウイルスの感染再拡大が不安視される中にありますが、アフターコロナに向けた景気浮揚策を念頭に置きながら、様々な観光施策を講じてまいりたいと考えておりますので、本議会のさらなるご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以上で、令和3年12月定例会の行政報告を終わります。

○議長（谷 正君） これにて、行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（谷 正君） 日程第5、これより一般質問を行います。

◇ 加 畑 毅 君

○議長（谷 正君） 4番議員、加畑毅君の質問を許可します。

加畑議員。

[4番 加畑 毅君登壇]

○4番（加畑 毅君） おはようございます。4番議員の加畑です。マスクのほうはよろしいですか。はい。

今回は、先頭で質問させていただくことになりました。よろしく申し上げます。

先日の日曜日に、松崎町で新たな町長が誕生しました。昨日は東伊豆のほうで新しく出馬表明された方がいて、現職の東伊豆町長は次回出馬しないという形の報道がされました。これから賀茂地区が新たに変わっていく、そんなタイミングだなということを感じながら聞いておったんですけども、今日用意した2つの質問は、「ふじさん駿河湾フェリー」の松崎新港発着の推進、それから南伊豆地域のごみ処理場の事業報告会、これ下田市議会のほうの内容というのを聞いていくんですけども、いずれにしても我が町の立ち位置をもう一度確

認しながら、近隣地域との連携を図っていくという意味で確認しておきたいところですので、建設的な意見交換ができることを期待しております。

それでは、最初に聞いていきます。「ふじさん駿河湾フェリー」の松崎新港発着の推進です。

昨年の3月議会で一般質問した内容です。今現在、どういう状況になっているかというのをもう一度確認したいところです。というのは、先ほども言いましたように、松崎の町長が変わりました。変わったばかりでまだ就任もしていない状況なので、岡部町長が話をしたということはないのかもしれませんが、これまでも役場の職員で活躍された方ですので、どんな考え方を持っているかと今後聞いていただきたいということと、近隣の市町の首長さんたちとそういう話し合いというのがあったのかということ。それから、県のほうです、一番は県のほうでこの発着に対してのいろいろな問題があるということがありまして、試験はしたもののなかなか前に進まないまま1年たってしまうというわけです。その点をまず聞いておきたいんですけれども、町長、よろしくをお願いします。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

本年2月には、コロナ禍の影響などを受け低迷している駿河湾フェリー経営改善戦略が策定されましたが、この中においては、フェリーの付加価値向上に向けて多面的な利用を進めること、また清水港及び土肥港以外の港湾の活用を検討するとしており、松崎港については、トライアル運航の結果を踏まえたチャーター便などの多目的な利用や土肥港に接岸できない荒天時対策としての活用、加えて、災害時の人員及び物資の輸送等に向けた取組の推進と記述されております。

本戦略策定後には、新型コロナウイルス感染症拡大の影響などから、特段の進展もなく、近隣市町の首長間においても話題に上ることはありませんでした。このため、松崎町長のお考えなども特にお聞きはしておりません。また、元企画観光課長の今度町長に当選された深沢さんの意見も当然伺ってはおりません。

以上です。

○議長（谷 正君） 加畑議員。

〔4番 加畑 毅君登壇〕

○4番（加畑 毅君） 前回から話は進展していないという形の答弁でしたけれども、そもそ

もトライアルに至った経緯の中で、理由があってそれはできないよという話であれば、トライアルまでしなかったと思うんです。前回そこまでやって、地元の議員さんたちも一緒に行きましたし、私も現地見ました。県のほうがそこまで動いた経緯というのがあったんだろうなということがありまして、確かにここ最近ではコロナの影響がありまして、いろいろな面でストップしている面があると思うんですけれども、どうですかね、この先もう1回話が俎上に上っていくことというのはないのかなと非常に残念なところなんですけれども、その点はどういうふうにお考えありますか。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

今後は、そうですね、私としては、これは静岡県と3市3町で進めるよりは、美伊豆等の伊豆半島全域を巻き込んでいきたいというのが私の考えです。駿河湾フェリーの運航に関しては。そのような考えを持っているんですけれども、その辺のところはほかの自治体の首長さんとかは、あまりその話をすると首を縦に振らないというのが今のところの現状なので、なかなか進めるにもちょっとハードルが高い、難しいのかなというふうに考えます。

以上です。

○議長（谷 正君） 加畑議員。

〔4番 加畑 毅君登壇〕

○4番（加畑 毅君） 今、伊豆半島全体という形になりますと、やはり土肥港があるということがありますので、こう言っては語弊があるかもしれませんが。伊豆半島の南側と北側で考え方が違うのかなというところは感じております。特に、賀茂地域に関しましては、松崎港での発着があってこそ効果があるのではないかと。そこから賀茂を1周するというコースが設定できるのではないかなというところがあります。

この質問は、やはり新聞に載ったときに反響が多少ありまして、実際に身内の方が静岡の方面にいる方というのは、土肥ではなくて、やはり松崎にできたらこれは相当便利ですという声もやはりあります。その方たちのためだけにやるのでは、これ当然進まない企画だと思うんですけれども、賀茂全体しての効果が私はあると思うんですよ。だとすると、我が町としては、松崎町に隣接しているということもありますし、伊豆半島の一番先っぽにあるわけですから、先端にある町としては、なるべく近くにそういうものを持って来たいという思いはあるんですけれども、何とか我が町からリードしていくという形はとれませんかね。そん

な考え方というのではないのでしょうか。町長、お願いします。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

まず、松崎新港の発着をとということに考えますと、当該経営改善戦略においては、昨年9月に実施したトライアル運航の結果から、運航の支障とならない水深の持続的な確保のための浚渫、乗下船用施設として公共棧橋の整備、その他係留施設の改修や二次交通の確保などへの対応、伊豆半島南部地域への周遊促進策といった4点が主要課題として確認をされております。

これら課題解決の糸口としては、静岡県や一般社団法人ふじさん駿河湾フェリー及び各関係機関との対応検討が必要であると考えておりますが、まずはフェリーの積極的な利用促進対策を講じた中で輸送人員の増加が促進されなければ、たとえ松崎新港での発着が実現したとしても、その効果は極めて薄いものと考えられます。

大変難しい問題であります。今後も関係諸団体と効果的な利用促進対策に取り組みながら、その実現に向けて連携していきたいと考えております。

以上です。

○議長（谷 正君） 加畑議員。

〔4番 加畑 毅君登壇〕

○4番（加畑 毅君） 分かりました。問題点はそこだと思うんですよ。まさにその点であると思ひまして、前回のトライアルのときも、結果的に浅いから浚渫しなければならないと。それをでは毎年定期的にやるに当たってはお金が必要だと。それに当たっては、関連市町で予算が毎年確保できるのかというところ。それから、砂利でしたか、スクリュウの中に絡み込んでしまって運航にすごく支障になるということがあって、どうも先に諦めムードが先行しているわけです。

ところが、今町長言われた中で、推進の機運が高まれば県のほうも考えなきゃねというところがあると思うんですけども、どっちが先かだと思うんですよ。これは縦貫道のことに關しても一緒だと思うんですけども、先に地域の要望がないからなかなか進まないのか、地域としてみればやる可能性が薄いんだったらというので盛り上がりには欠けるというのか、とかくそういうことが賀茂郡ってあるわけじゃないですか。だとしたら、例えば空振りになったとしても、先に設えを整えてしまうというのも戦略ではないかなと思うんです。

というのは、先ほども言いましたけれども、南端にある我が町だからこそやらなければいけないというところがあると思ひまして、どうしても周りとの歩調というのは必要なんですけれども、広域連携しなければいけないところなんです。ただ、リードしていくに当たっては、立ち位置としてはうちの町がやっていかなければいけないところではないかなというところがあるんですけれども、今後、コロナのことも先ほどの行政報告の中では沈静化していくというところがあったんですけれども、つい最近、昨日になってオミクロン株のことがいろいろ出ているわけじゃないですか。今後、海外に行く機会、海外から入って来る機会というのはなかなかこんな状況が続きますと、好転していかないのかなというのは感じているんです。だとすると、国内で消費することの重要性というのがもう一回見直されていると思うんです。

だとすると、この地域にとっては、言い方はあれですけれども、好機になるのではないかなと。国内旅行、国内の魅力をもう一回見直すとしてみれば、この地域の魅力をもう一回発出する機会だと思うわけです。その点、もう一回ここは真剣に、無理でも、空振りでも取り組むべきではないかなと。せっかく首長もいろいろ変わりつつある段階なので、もう一回ここで岡部町長から発信してみたらどうかなと思うんですけれども、その点の考えを聞かせていただきたいです。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

費用がかかるとかいろいろなことがあるんですけれども、多分、3市3町の首長の中では、一番私が発信しているのかなと思うんですけれども、6月に社員総会がありまして、当然、県のほうでは理事長をはじめ担当の方が来られました。ただ、3市3町の中で西伊豆の町長と私以外首長は出ていないということで、代理の方が来られたということもありますけれども、お隣の松崎町に関しては代理も出なかったということもありますので、みんなそんなに真剣に考えていないのかなと逆に思ってしまうような状況があります。その社員総会でも私のほうから理事長に直接、3市3町だけでなく、お客さんは伊豆半島全体を回るから、伊豆半島全体として全ての自治体がこれに加盟することが大事ではないかと。

それから、伊東市のある一般の市民の方は、サッカーが好きで、清水エスパルスの大ファンで、駿河湾フェリーに乗って清水へ行くらしいんですね。でも、その協議会の中には入っていないということで、やはり南伊豆町も利用される方の宿泊者が10%南伊豆町に泊まって

いるというデータの基、その協議会に入っているわけですが、それだけでなく、それ以外にも今周遊するお客さんが巡回しますので、伊豆半島全域でというふうな枠組みが私は正しいのかなと思いますので、今後もそのような機会があるたびにお話をさせてもらうんですけれども、当然、今の3市3町以外の市町の首長さんをはじめ担当の方は、先ほども言ったように、その話をしても決して首を縦に振らないという現状ですので、今後も粘り強く一応声かけはさせていただきたいなと思います。

以上です。

○議長（谷 正君） 加畑議員。

〔4番 加畑 毅君登壇〕

○4番（加畑 毅君） 現状がすごく分かりました。ありがとうございました。多分そういう状況ではないかなという危惧はしてはいたんですけども、ただ賀茂地区として、どうしてこれは必要なのではないかなというところがあります。地元の機運が高まらないのであれば、やはり我々議会側から高めていく必要があるとも思いますので、非常にこの問題は興味を持っている議員の方々がたくさんいます。ですから、我々がひょっとしたら仲間の議員のほうに私から呼びかけていきます。機運を高めていきたいと思いますので、町長のほうは首長のほうで何とかこれ空振りでもやろうよというところを強く言ってほしいと思います。

今日、資料を1つ提示したんですけども、これはフェリーではなくてクルーズ船の件なんですけれども、これ同僚の議員というか仲間の賀茂地区の議員がいまして、もともと交通関係のところにいる議員さんなので、クルーズ船がそこに寄港すると、そのときの経済効果って大きいんですよというところの資料がありますから、ぜひともこれ参考にしてくださいと言われてまして、今日参考につけました。大きな船が来ると、それだけでバスが8台、9台稼働するそうです。そうすると、大きな経済効果になるということで、例えば定期的にフェリーが実現しないとしても、海からの航路というのはやはり確保すべきではないのかなと。

賀茂地区においては、そういう意味では道路だけに頼っておりますと、なかなか距離的にも時間もかかりますので、海からの戦略というのも必要ではないかということで、この資料をつけさせていただきました。これは平成27年ですから、もう前の資料ですけども、一応船の効果というのはありますよというところがありますので、ぜひとも駿河湾のフェリーをもう一回押してもらって、松崎から、西側から賀茂地区を1回盛り上げる形をつくっていきたいと思いますので、その点よろしくをお願いします。

それでは、2つ目の質問に入ります。

下田市議会「南伊豆地域広域ごみ処理事業報告会」の内容ということです。

全員協議会のほうでも、うちの議会でも説明を受けて資料はもらったんですけども、10月26日に下田市当局から下田市議会に対して、南伊豆地域広域ごみ処理事業報告会が開催されたと。

その中で、どんな説明といたしますか、どんな質問が出たか、どんな様子だったかというところを知る限りで聞きたいんです。これは下田市の内容なので、知ってる内容も限られているとは思いますが、なぜこれが気になるかというかですね、この問題が起きたときに、多分一番最初に前回説明を受けたのはうちの町ではないかなと思うんですよ。その後、西伊豆、松崎という同時進行ぐらいな形で、大本の下田市が一番遅い説明をしたという記憶があるんです。下田市がご当地、ご当地という言い方はあれですけども、建設地という候補になっているわけですし、それに対しての資料というのが、同じ資料をもって説明されたのか、同じ内容が説明されたのか、それに対しての対応というのは、うちの議会とどう違ったのか。その辺、もし担当者の方でもよろしいですけども、ちょっとそのときの内容というのを伝えていただきたいなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

10月26日開催の南伊豆地域広域ごみ処理事業報告会の内容など、事務局の下田市環境対策課に確認をいたしました。また、この報告会の内容等は翌日の地元紙にも大きく報道されておりましたので、議員もご承知のことと思います。

報告会の冒頭、事務局から、9月に策定された「南伊豆地域広域ごみ処理基本構想」についての説明が行われ、出席議員10名のうち7名から質問があり、各議員の質問内容は重複しておりますが、主に焼却施設の建設予定地、ごみの減量化、住民への説明不足、庁舎建設との関連問題、環境影響問題などとなっており、市当局としては、基本構想に基づく答弁を実施したとのことであります。

3時間程度行われた質疑応答の中で、多くの時間を要して議論された事柄では、建設予定地は決定ではないとした当局側の説明に対しての質問であり、下田市長からは、令和4年度、5年度に予定している生活環境影響調査の結果を踏まえて決定するとの回答を行ったと報告を受けております。

以上です。

○議長（谷 正君） 加畑議員。

〔4番 加畑 毅君登壇〕

○4番（加畑 毅君） 今町長からあった答弁、内容はそのとおりでと思うんですけども、当局側が言っている「これで決定ではない」という言い方ですね。ほぼほぼそこで決まっているのに、まだ明確に言えないからそういう言い方をしているのか、本当にほかの地域のことも考えてというところのニュアンスというのは感じ取ることができますかね。

というのは、今報道でもあったと町長話しましたけれども、僕も静岡新聞の記事のほうをちょっとネットのほうで探っていくと、広域連携することが今後必要だということは、国からも推進しているわけですし、ストーカ方式ということが国の政策のCO₂の削減とは逆行しているのではないかというのも分かるんですけども、そうは言っても、現実的には災害が来たときにそれを焼却もできない、処理もできないという現実には直面しなければいけないのは地元ですから、そこはストーカ方式のほうがいいですよというのは、これはうちの議会の中でも説明した中で、大方の議員さんが理解したはずですよ。私自身も最初はストーカ方式ではなくてトンネルコンポスト、自然発酵の方式を取ったほうがいいと、時代にそぐうのではないかという話をしたことがあるんですけども、そうは言っても、現実的には無理ですよということがありましたので、そこを下田市の議会が承知していないのか、当局側の説明が弱いのかというところなんですよ。

質問した中に、ほかの場所も検討するべきだというのは、これは当然分かります。最初から決めるべきではないというのは分かりますし、うちの町南伊豆、松崎、西伊豆、ゆくゆくは東伊豆、河津までを範疇とした場合には、今の場所ではなくて、稲梓地区とかあの辺に集約させたほうが実際に使い勝手はよくなるということは予想はできるわけですよ。例えば、うちの町としては遠くなるという形はありますけれども、では一條稲梓線を造ってもらえばいいではないかというお話はありますし、河津・東伊豆の東部から来る分には、その地域に集約しているほうがいいわけです。

しかしながら、下田市はそれができないという理由があるわけじゃないですか。その点も少し下田市が当局側から市議会側に、市民の方に明確に説明したほうがいいんじゃないかなと思うんですけども、これを町長に聞くべきことかどうかは分かりませんが、連携してやらなければならない周りの自治体としては、なかなか答えが出ないとか、その点が明確になっていかないというのは、正直ちょっと迷惑な話だと思うんですけども、これが本当にまともでないのであれば、違う手も考えなければならないような事態にもなるかもしれないわ

けですよ。その点はどう感じていますか。まず町長にお聞きしたいです。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

下田市の場所については、これは下田市が決めることなので、私どもが今の場所なのか新しい場所なのかというのは、結果を待ってそれに従うというところがございます。ただ、うちの町の言い分としては、令和9年の供用開始に向けて事業がなされるということが大前提で、小規模な修繕をしていかななくてはいけないということもありますので、そこに向けて供用開始ができるようなそんな準備をしたいなというふうに思います。

ですから、新しい新設の場所になると、やはりその地域の皆さんの理解だとかあるので、また10年以上かかってしまうのかなというところが予測されますので、今の時点ではなすべがないという言い方は適切ではないかもしれないですけども、下田市の構想を待つというところであります。私も今の場所でやっていくのかなというニュアンス、市長がほかのところは考えていない、ただ環境影響調査をした中で結論を出すということを言われていたので、ほぼほぼほかの場所ということはあるかないのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（谷 正君） 加畑議員。

〔4番 加畑 毅君登壇〕

○4番（加畑 毅君） 分かりました。そのニュアンスからいきますと、市長、当局としては、まだ決まったわけではないとは言いながらも、ほかの場所を探すという方向性がないということは、ほぼほぼこの地域にしたいだけけれども、今明確に答えを出すという意味ではないよというくらいのニュアンスですよ。ということは、やはり今の場所で進めたいということだと思っておりますけれどもね。

担当課のほうに今度お聞きしたいんですけども、よろしいでしょうか。

資料のほう、前回の24日に開催された全員協議会でもらった資料なんですけれども、この資料と同じもので下田市とか西伊豆、松崎というのも説明をされているわけですか。まずその点を確認したいです。

○議長（谷 正君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高野克巳君） お答えします。

この資料をもって、この基本構想と概要版ももって説明しております。

以上です。

○議長（谷 正君） 加畑議員。

〔4番 加畑 毅君登壇〕

○4番（加畑 毅君） だとすると、担当者レベルで話したときに、どこが問題で引っかかっているというのは感じますか。例えば、それが西伊豆、松崎も同じように下田と同じポイントで引っかかっているとかいうのがあれば聞きたいんですけども、僕はそうは思わないんですよ。多分、下田が引っかかっているということですかね。松崎、西伊豆、うちの町は同じような歩調で、下田市がどうしても引っかかっているという形でしょうか。その点はお聞かせ願えますでしょうか。

○議長（谷 正君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高野克巳君） お答えします。

基本構想の策定に際しまして、担当者レベルで協議を重ねてまいりました。そういった中で、今既存の敷根の焼却場の場所で基本構想を練るということで、この基本構想にありますように、あそこの場所を仮定という形でこの構想は練られております。

令和4年度の施設整備計画の基本計画に際しましても、あそこの場所で施設整備計画が立てられます。ただ、市長がおっしゃっておられるとおり、4年、5年の生活環境影響調査を踏まえた上での決定ということですので、仮定の上でこの計画は進めております。

以上です。

○議長（谷 正君） 加畑議員。

〔4番 加畑 毅君登壇〕

○4番（加畑 毅君） はい、分かりました。

町長の答弁からも、今担当者の方からの答弁でもあったんですけども、調査の結果が出なければ今のところで進めるという形は言えないというその状況は分かりました。ただ、ほかの場所を探すというわけでもないということになりますと、やはりあそこの場所で結果をクリアして納得していただきたいというところで進めていくのが方針だろうと思うんですけども、反対している議員の方々の中で出ている意見としまして、どうなんでしょうね、今既存であるところから反対運動とかは起きそうなんでしょう。基準値も厳しくなっていくわけで、今の状況にないところへそれが施設が建つということになりますと、当然反対運動起きるんでしょうけれども、新しくなって、要は更新されて状況がよくなる、環境がよくなるのに地域の方が反対しているという声は、本当にあるのかなと僕思うんですけども、

それは反対する側の議員さんとしてみればそれを理由にしたいのは分かるんですけども、本当にそういう形があるのかなというところがあると思うんですよ。

あの場所があって後から家が建ったという経緯のところもありますし、どうもその辺が前後しているのではないかなというところがありまして、そういう意見をくみ取るというレベルまではまだいってないわけですか。その環境の結果が出てからそういう段階に入るんでしょうか。その点はお聞かせ願えますか。

○議長（谷 正君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高野克巳君） お答えします。

建設地は下田市でありまして、南伊豆町から、町長がおっしゃっていたようにはっきりしたことは出せないんですけども、今現在の事務局レベルでは、また住民説明会とかということをやるといようなことも聞いております。

ただ、詳細な実施についてはまだ聞いておりませんので、その辺の理解を得た上で今後進めていくような形になるかと思われまます。

以上です。

○議長（谷 正君） 加畑議員。

[4番 加畑 毅君登壇]

○4番（加畑 毅君） はい、分かりました。では、その住民説明会の様子というのを今後聞きたいなという思いが出たんですけども。というのは、今までの開催というのは、反対する側の人たちが開催したものに対して、同じような考えを持つ方々が集まるとなると、どうしてもそういう方向性になってしまうと思うんですけども、下田市側がデータを基に説明をした場合に、本当に地元の方、それから下田市民の方々がどういう反応をするかというところが非常に興味深いものがあるんですけども、現在まではそういう場面というのは全くなかったわけですか。それとも、そういう場面があったけれども意見が出ていないということですか。お願いします。

○議長（谷 正君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高野克巳君） お答えします。

下田市の事務局から聞いているところによりますと、住民説明会に際しましても、住民に対して1回市民文化会館で行っているということで、そこに参加した人が15名程度。その中、議員さんが8名程度ということですので、また稲生沢流域に関しましての個人的にやられた説明会等は、その参加者がいたということなんですけれども、やはり20名程度という形です

ので、今後そのことについては事務局もまた考えていくと思われま

以上です。

○議長（谷 正君） 加畑議員。

〔4番 加畑 毅君登壇〕

○4番（加畑 毅君） 今の現状を聞きますと、これ町長にお願いしたいんですけども、下田市が行った説明が15人でうち半分が議員であったと、あとは市民と言っても1けたではないですか。そうすると、もうこれはもう少し現実的に考える形をつくってくださいということを行わなければいけないと思うんです。できないのであれば、我々も違う方法を考えざるを得ませんというところも言う時期がそろそろ来るのではないかなと思うんです。

なぜですかね、なぜだと思います、その感覚として。逆の立場だとしても、僕らもうちょっと現実的に考えると思うんですよ。なぜそこで止まってしまうのかな。どう感じますか。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

まず候補地に関しては、市長のほうでは生活環境影響調査はやらなければならない、これはもう決まりですから。その結果を基に候補地としては今のところというふうに、候補地としては課長が答弁したとおりあそこしか今は考えていない。その裏づけのために生活環境影響調査をやるということです。結果が出たら自然とその場所に決まるのかなと思います。

それから、課長の答弁のとおり、市民文化会館でやって8人が議員さんだということは私も聞いたんですけども、それから地元の敷根区での説明会もそのグループの方たちがやったというんですけども、純に敷根地区の住民の方は、人数はちょっと覚えていないですけども、大変少ない人数だったというふうに聞いています。

それから、懸念されている子ども園それから下田中学校、それから旧岡方村の住宅地の方から私が聞く範囲では、学校の保護者、子ども園の保護者それから旧岡方村の人たちから大きな反対意見というのはないのかなと。

ですから、文化会館をはじめいろいろところで市が主催の説明会をやっても、こんな言い方はよくないかもしれないですけども、あまり市民の方はそこまで関心を持っていないのかなというふうに、逆にもっと市民がいろいろと当局に対する質問を投げかけたりとかあるかと思うんですけども、その辺もないというのは、生活に必要なものなので、下田市

1市で施設を保有するということは下田の、うちもそうですけれども、財政的に大変厳しいので、広域でやるなら負担も軽くなるからそのほうがいいのではないかとことを市民の方が冷静に選択しているのかなというふうな結果がこのような説明会で住民が集まらないという結果だと思しますので、万が一南伊豆町でそういうことがあっても、来る方もいらっしゃるかもしれないですけども、ほとんどの住民の方がそのところは理解してくれているのかなというふうに私は考えています。

以上です。

○議長（谷 正君） 加畑議員。

〔4番 加畑 毅君登壇〕

○4番（加畑 毅君） その点は同感します。ごみの問題というのは、なるべく避けたいという気持ちは分かります。自分のところへ持って来てほしくないという気持ちは分かりますけれども、結局、自らもごみを出しているわけですし、無視していくことができない問題なわけですね。

これは相当昔のことなんですけれども、沼津市で実際にあったこと、分別の細分化をやり過ぎたら、もう市民の方がやりきれなくて町中ごみだらけになったという事例があって、そこからもう一回見直しを図った。これ相当前の話ですけども、テレビでその現実を見て、やはりごみの問題というのは、誰かしらがしっかりと処理してくれるからきれいな状況を保っておられるわけで、誰もが関係ないものだと思った瞬間にやはり崩れていくものだと思うんですよ。

そうすると、やはり今国自体も広域化を推進している中でなんとかしなければいけないわけですから、これはもう下田市がリードという形で進めていってほしいという気持ちは僕もいまだにあるんですけども、周りからもちょっと形を、方向性を応援してあげる形を取らないとまずいのではないかなと思ってこの質問をさせていただきました。

今日、多分同じ時間に下田市でも同じ質問をしている議員がいるはずですが、新聞でもそれ見ましたし、今後、関連の3町の中で、うちの町も含めてこの質問というのは出てくると思うので、今後もこれは関心を持って進めていきたいと思えます。

最後に1つ、これ副町長に聞きたいんですけども、このごみ処理場の問題、一部事務組合で運営するという方針を今つくっていますけれども、それに関して、例えばほかの案件に関しても一部事務組合はよく採用される形があるんですけども、この点のいい点、悪い点と言ったらあれですけども、どの辺注意しなければならないかというところもあると思う

んですよ。僕も消防議会のほうで、なかなか議員の方々の意識の違いとかがあると問題がたまに勃発することもありますんで、これはどうしても問題が勃発してはいけないことだと思いますので、消防も当然そうですけれども。だとすると、どの辺注意していけばいいかなというの、その辺ちょっと橋本副町長は得意分野かなと思いました。その点のテクニックを聞かせていただければと思ひまして終わりにしたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（谷 正君） 副町長。

○副町長（橋本元治君） お答えをいたします。

当初、議員もご承知のとおり、この南伊豆広域という計画が立ち上がる前に、一番初めには本町のほうで、南伊豆町のほうで広域の焼却施設をやりたいということで初めは進めておりました。これに下田市さんが入って、松崎町さんも入っていただいて、たしか1市2町で進めていました。

このときには、使える補助金といいますか、いただける補助金の関係なんかもありましたけれども、自治法が変わりまして、組合を設立しなくても広域の対応ができるということでした。ですから、その方向性で私どものほうは進めていったという経緯があります。これは一部事務組合を設立しないということになれば、シンプルに連携だけで大丈夫だよということ、それを認めるよと国も言っている話で、非常にシンプルに運営ができるというようなこともあろうかと思ひまして、町のほうとしてもそれを進めていたという経緯があります。

ただ、何をもって下田市さんが嫌だということになったのか分かりませんが、下田市さんのほうが離脱をしてこの計画はなくなったということです。その後、引き続いてご案内のとおり下田市さんのほうは、清掃センターの更新というのは喫緊の問題ですので、広域で引き続いて勉強会をやりたいけれども、皆さんどうですかというお声がけをいただいた中で、うちのほうはもともと議会のほうもこういうものは広域でやるべきだというお話の中で、うちも参加してそこに松崎も入って、後でまた西伊豆も入ってというような形になったと思ひます。

どっちがいいかという話であれば、いろいろな意味でシンプルに、この運営というものが組合を作らなければできないよという昔の制度から変わったことですので、当然それはもう組合を作らなくてもいいのではないのという、連携の体制だけで十分補助金も出るし何も出るよということでしたので、それがいいのではないかなというふうには思ひますけれども、下田市さんは一部事務組合を作ってみんなでやっていきたいと思いますというふうなお考えですので、私どもは、それはまた議会のほうにもご説明させていただいた中でその方式でこれから

進めていくというようなことだと思います。

すみません、ちょっと答えになっていないかもしれませんが、以上です。

○議長（谷 正君） 加畑議員。

〔4番 加畑 毅君登壇〕

○4番（加畑 毅君） ありがとうございます。

今日2つの点聞きましたけれども、建設的なキャッチボールができたと思います。ありがとうございます。

これで私の質問を終わります。

○議長（谷 正君） 加畑毅君の質問を終わります。

ここで10時30分まで休憩をいたします。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時30分

○議長（谷 正君） 休憩を閉じ会議を再開します。

◇ 黒田 利貴男 君

○議長（谷 正君） 1番議員、黒田利貴男君の質問を許可します。

黒田議員。

〔1番 黒田利貴男君登壇〕

○1番（黒田利貴男君） 早速ですが、通告に従いまして私の一般質問をしたいと思います。

まず、1番目に水道事業についてという質問と、2番目に人口減少対策と経済対策について、3番目に森林環境保全についてという質問をさせていただきます。

まず、水道事業についてですけれども、水道事業は原則として市町村が経営しています。水道法6条の第1項、水道事業を經營しようとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

2に、水道事業は原則として市町村が經營するものとし、市町村以外の者は、給水しよう

とする区域をその区域に含む市町村の同意を得た場合に限り水道事業を営営することができるとなっています。

利用者が払う水道料金で水を供給するための費用を賄っています。

ところが、人口減少や節水意識の高まりで水の使用量は減り続け、それに伴い料金収入が減っています。当町の場合は、観光客数減少も影響しています。

すみません、ちょっとマスクを外させてもらいます。

一方、水道管などの設備の老朽化が進み、そのための更新費用がかさんでいます。そのため、各地で水道料金の引き上げが相次いでいますが、それでも3分の1の水道事業者は赤字の状態に陥っているのです。その結果、老朽化した設備の更新が思うように進まず、各地で漏水や破損事故が相次いでいます。

静岡県では、公営企業会計への移行を推進しています。平成27年1月に高市早苗総務大臣のときに「公営企業会計の適用の推進について」という通達が各都道府県知事及び各指定都市市長宛てに発出されています。この中に、「各地方公共団体におかれては、これらの趣旨を踏まえ、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の財務規定等を適用しない公営企業について、平成27年度から平成31年度までの5年間で、同法の全部または一部を適用し、公営企業会計に移行されるように特段のご配慮をお願いします。特に資産の規模が大きく住民生活に密着したサービスを提供している下水道事業及び簡易水道事業については、公営企業会計適用の必要性が高いことから、重点的に取り組まれるようお願いいたします。」とあります。

このことを受け、令和5年7月1日までに公営企業会計への移行が進められています。

水道事業の許認可に関しては、法6条にのっとり町が許可を取得しています。公営企業会計への簡易水道からの移行については、固定資産の算出など事務作業量が多くあることから、水道事業の現状は赤字になっています。自分たちの地域の水を守っていくための方策を考え始めた地域もあります。水を守ることは私たちの命、生活を守ることです。安心の水をいつまでも使い続けるために住民負担を減らす、そのことが命の水を守ることにつながると思います。

例えば、漁業では、天草や海苔たてまたは船舶の清掃など水を大量に使います。農業でも、育苗、生育期間も施設栽培では使います。営業でも、飲食店、クリーニング店などもそうです。中でも自噴泉である下賀茂温泉は、自噴温度100度と高く、かけ流しの場合は温泉を冷ますために大量の水を使用します。かけ流しといっても、あまり水で薄めると「かけ流し」という表記ができないということになっているようですが、そのようなことを踏まえた中で、

現在の簡易水道から町水道への移行の現状、それと水道料金の産業別利用区分はできないかといったことをまずお聞かせ願いたいと思います。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

本年1月12日開催の全員協議会において、簡易水道の適正な維持管理の公営企業会計適用についてご説明をさせていただき、配付資料でお示しさせていただいたスケジュールに沿って進捗をしております。

直近の状況では、計画地区9地区のうち簡易水道使用者の名簿提出をいただいた8地区の水道使用者に対し、使用開始届、口座振替の手続に必要な書類のほか、水道メーターの設置承諾書を郵送いたしました。

あわせて、各地区の要請に基づき、区長様と連携しながら適時説明会などを開催し、事務事業の実施をしているところであります。

また、今年度後半の予定として、使用者からご提出いただいた書類を基に、吉田、落居、中木の3地区において水道メーターの設置工事を前倒しで実施する予定であります。

なお、本計画における旧簡易水道のうち、1地区がいまだ簡易水道使用者名簿の提出がなされておりませんが、当該地区の区役員の方々と共に調整を進めているところであります。

簡易水道の公営企業会計適用に向けては、9地区水道料金改定は必須であり、正式統合に伴う9地区以外の上水道事業会計にも極めて大きな影響を及ぼします。

このため、12月15日には、当該9地区の住民代表9名、上水道区域の大口使用者2名、加えて総務省の経営・財務マネジメント強化事業でアドバイザーを務めている方も委員に加え、水道料金等審議会を開催した中で今後の本町水道事業についてのご審議を賜りたいと考えております。

平成29年度に静岡県から認可を受けた南伊豆町水道事業第6次拡張事業・経営変更認可においては、計画給水量の将来推計は、生活用、業務営業用、工場用水量、その他用水量の観点から推計し施設規模が決定されております。業務用の使用水量が多いことで施設規模も大きくなり、事業費用が大きくなっているのも事実であります。現在、水道料金が同額に設定されている生活用水道使用者の負担を考えますと、業務・営業用使用者の優遇のための産業別利用区分は考えておりません。

以上です。

○議長（谷 正君） 黒田議員。

〔1番 黒田利貴男君登壇〕

○1番（黒田利貴男君） ありがとうございます。

今の中で、産業別利用区分はなされていないと。コロナで町内の各事業者がかなりの打撃を食っていますと。今まで簡易水道で安い水道料金でやってきたところが、町水道に移行するという形の中で、水道料金が一般と一緒にになりますよといったときに、かなりの不安を皆さん抱えています。特に漁業者の場合は、もうそんな水道料金が高くなるなら漁業はできないよと言っている方もおられます。

そういった方たちの今まで量水メーターがあったのかどうなのか分かりませんが、産業別の利用量、そういったものは役場として把握をしているのか、いないのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（谷 正君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高野克巳君） お答えします。

実績を集計すれば出ると思いますけれども、具体的にはまだ集計というのは出ておりませんけれども、水道統計あたりにその数字があれば報告をしたいと思いますけれども、今のところここに資料はございませんけれども、水道統計に資料があるかもしれませんので、その水量については後ほど報告させていただきます。

以上です。

○議長（谷 正君） 黒田議員。

〔1番 黒田利貴男君登壇〕

○1番（黒田利貴男君） 具体的な数字が出ないと、水道料金等審議会等を開催しても適正な水道料金、それが確定できないのではないのかといったことが懸念されますが、いかがでしょうか。

○議長（谷 正君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高野克巳君） お答えします。

町長の答弁にもありましたけれども、この質問に際しまして当課においても全国のこういった事例はないかということで調査をいたしました。ただ、全国的にちょっと調査は間に合いませんでしたので、二、三のネットからの調査になりましたけれども、北海道のほうで酪農に対してそういった区分分けの水道料金を設定しているところがありました。釧路の近くの町だったと思いますけれども、その町は酪農に対して、やはり先ほど町長がおっしゃった

答弁と同じように、水量を使うもので逆に料金を高く設定しているという形を取っております。というのは、先ほど言いましたその水量が多くなることによって配水池及び管及び施設が大きくなるということで、一般家庭だけの方が使用することであればもっと小さいもので済むんですけども、施設の大きくなっているということは、その負担が大きくなっていくことになりますので、使用者の平等性を考えると、こういった水道事業者としての区分分け、産業に対しての優遇というのはできないということをご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（谷 正君） 黒田議員。

〔1番 黒田利貴男君登壇〕

○1番（黒田利貴男君） 今まで簡易水道でやっていた、その中で漁協の各支所の水道を使う。その場合は、例えば1,000円で海産物が販売される、その場合、200円は漁協に納めると。それで水道を使ってきたという地区もあります。場所によっては、量水器メーターが漁協の各支所のところにもついていない場合もあります。要は、かなり大量にお金をかけずに使ってこれたといった現状から、20立方、要は2万リットルまで基本料金3,300円で使用。またそれは水道料金等審議会を経ての金額の確定になろうかとは思いますが、現在は3,300円といったところで、漁業者の多くはかなり不安を抱え、また町に対して少し不信感みたいなものが生まれているという現実があります。町長のところにも何度か来られた方もあろうかと思いますが、町長は、どういうふうにご検討になりますか。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

これは今後、人口減少の進み方、その当該地区もそうですけれども、維持管理をしていくのも大変厳しい状況になるというふうにご検討しております。やはりここは9地区全体を令和5年度の統合ということで企業会計化に向けて進めるという方針でおりますので、住民の方にはご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（谷 正君） 黒田議員。

〔1番 黒田利貴男君登壇〕

○1番（黒田利貴男君） 分かりました。ぜひとも、住民が納得のいく料金体系にさせていただきたいと思っております。

次の質問にいきます。

人口減少対策と経済対策についてということで、新型コロナウイルスによる世界的パンデミックが発生して2年がたちました。それまでとは生活様式や経済が時代の転換期とも言えるほど様変わりしました。

時代の転換期は様々あります。高度成長期以降の日本では、東京をはじめとする大都市が若い世代を集めていました。大都市で集めた富を全国隅々にまで分配し、国全体の成長につながるのが日本の成長モデルでした。当町でも観光産業が伸びたのはこの頃です。

バブル崩壊以降、こうした日本の成長モデルが変調を来し始めました。2000年代に入ると、特に東京が若い世代を集めている割に経済成長が伴わず、経済の牽引役となり得ない状況が明らかとなります。そのために、若い世代が行き場を失い、その一部は希望する仕事に就くことができず、所得や就労環境も上の世代に比べ悪い状況に置かれていることが増えました。いわゆるロストジェネレーションの発生は、若い世代の苦境を物語っています。こうした経済環境の変化が若者が地方で暮らすことを選択肢の1つとする一因ともなっています。

その反面、地方では人を呼び込み、長期にわたり定着させるためには、相応の仕事がなければなりません。仕事の減少が人口の流出を後押ししてきたという過去の経緯を鑑みても、仕事がない状況でそれを逆転することが困難であることは容易に想像できます。簡単に言えば、仕事のないところには人が定着できないということだと思えます。

自然な都市への流れを無理やり食い止めるのではなく、人口減少、特に若い世代の減少を正面から捉え、東京、地方に限らず、未来を見据えて様々な取組で持続的な地域を形作ることが必要だと思えます。

当町のように田舎暮らしを目指す若者の移住が多い地域もあります。中には、新規就農者も多いように見受けられます。全国的に見れば、全農家の12%に過ぎない主業農家であれば、年間500万円以上の農業所得を得ています。農家全体の平均的な農業所得は132万円に過ぎません。新規就農から一、二年で販売可能な作物を作り、売上げ、生計を立てることはかなり高いハードルと言えます。

田舎暮らしを目指す若い世代の中には、自給自足的な生活にあこがれる人もいます。大量消費社会に対する嫌悪感や自分へのチャレンジなど理由は様々です。完全な自給自足は難しいかもしれませんが、「農的暮らし」をベースにパートやアルバイトをしながらであれば、それに近い生活を送ることも可能だと思えます。

そのようなことから、まず新たな産業構築の考えはあるか。2番目に農的暮らしを推進で

きないかという質問をいたします。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

長引くコロナ禍で改めて地方の暮らしが注目される中、本町においても移住相談件数、転入者数ともに増加をしております。

このような中、移住者のみならず町内の若者やUターンを希望する生産年齢層が本町で暮らすためには、そこに「しごと」があることが重要であります。賀茂地域では常に一定の求人が存在するものの、その職種が介護・医療・観光業等に偏り、職の多様性に欠けることに加え、給与水準の低さも伊豆南部における人口減少を加速させる要因であると考えております。

本町では、これまで国・県・地元企業と連携した移住就業支援及び起業支援はもとより、産業振興や地域資源の利活用について、関係部署が連携しながら取組を進めており、本町に適した「新たな産業の構築」について、町内外の企業と連携した取組を継続しております。

一方で、テレワーク・リモートワーク・在宅勤務等の新しい勤務形態への移行が進む中、地方創生テレワーク交付金を活用した施設整備を企業との連携により進めており、現在の仕事を継続しながらの移住やワーケーションに加え、サテライトオフィス開設のほか、町内での新たな起業に対する支援により、移住者・関係人口・観光交流人口の増加だけでなく、進出企業による新たな仕事の創出へもつなげてまいりたいと考えております。

家庭菜園で農作業を楽しみながら豊かに自然に囲まれた暮らしへのあこがれは、今やシニア層だけのものでなく、コロナ禍の危機感や閉塞感を経験した都市部の若年層にも広がりつつあります。その形態は様々で、生活の拠点を移す移住だけでなく、都市と地方を行き来する2拠点居住など、コロナ禍によりテレワークやリモートワークが社会に浸透したことによるライフスタイルの変化が、地元への人の流れを加速させております。

本町には、山・海・温泉など人々が求める素晴らしい自然がそろっており、農的な暮らしを実現するための最適地でありますので、的確な情報発信に努め、本町を様々な活動の拠点に選択していただけるよう継続して取り組んでまいります。

以上です。

○議長（谷 正君） 黒田議員。

〔1番 黒田利貴男君登壇〕

○1番（黒田利貴男君） ありがとうございます。観光立町があるがゆえの脆弱性とも言えるべきコロナ禍における職の消失といったところがあるかと思えます。

今、町長もおっしゃったように、この地域には何もないわけではないんですね。要らないものがない。様々な資源をうまく活用する、そういったことで何かアクティビティを生み出していく。現に子浦の五十鈴浜海岸へ行くと、通年を通してシーカヤックのガイドは営業していたりですとか、湊のほうでも逢ヶ浜で磯観察をやったりとか、町内の学校もそこへ行って磯観察をやったりしています。そういったことをうまく活用して、移住またはUターンして来る町内の若者の要は就労の場、そういったことへと転換していく必要があるのではないのかなと。

特にコロナ禍において、キャンプというのが非常に需要を伸ばしています。いろいろなどころに無許可で営業なさっているところもあったぐらいコロナ禍の中で都会の生活に嫌気をさし地方へと逃れて来る、そういった人口がかなりありました。

そういった分野をもう少し役場が主導して伸ばしていく。要は、長所を伸ばすというのは非常に経済効果は上がってくると思うんですよ。逆に、今あまりいい企画があっても伸ばされていない、要は短所。短所を伸ばしてそれを長所に変えろとは言いません。短所なので、いくら伸ばしても普通になるだけです。だから、うまくそういったアクティビティを伸ばす、そういった考えはあるでしょうか。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

今、議員がおっしゃられたキャンプ、いわゆるグランピング等ですね、大変今全国的に人気が高まっているというのはいろいろニュースでも見ますし、昨日も私、河津のほうの一般企業の木材を使ってグランピングをやったり、作ったりする会社のパンフレットをいただいて来たんですけども、大変人気があって、冬でもキャンプをするという、キャンプって普通冬ってあまりしないんですけども、冬でもキャンプをするというのがはやっております。伊豆市の月ヶ瀬でも素晴らしいグランピングの施設があって、私も見に行きましたけれども、ああいうのをやっていただきたいなというふうに考えますけれども、なかなか行政主導で整備というのも難しいものがありまして、民間の方が南伊豆町でやらせてくれないかというお話もありましたけれども、その後その民間の方もこちらに来ていろいろと企画提案とかがなされていないというのが今の現状でして、ぜひ、そういう民間の方に手挙げしていただいて、

候補地も含めた中で町が協力できることがあれば、当然協力していきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（谷 正君） 黒田議員。

〔1番 黒田利貴男君登壇〕

○1番（黒田利貴男君） 先日、三島で開かれたそういったアクティビティの会合の中へと新聞に出ていたので、何だ来ていたんだと思ったんですけども、「ノアソビSDGs推進協議会」の副理事長をやっている北海道の人なんですけれども、後藤健市という、基はスノーピークの地方創生コンサルティング株式会社の代表を務めていた方なんですけれども、地方こそ今そういった野遊びを通じて動いていかなければならない。後藤さんがあちこち出かけて、各行政とタイアップして国の補助金を使って動いていると、そういった方なんですけれども、たまたま三島へ来ていたのを新聞で見て、ああ来ていたんだと思ったんですが、そういった協議会、そういったところをうまく活用しながら、そういったところは何て言うかな、1から作り上げてくれる。でもそれを自分たちが経営するのではなく、その地方の人に経営してもらおう。そういった形で推進しているわけなんですけれども、やはり今、町民が求めるもの、それはやはり職です。何か若者が帰って来やすい町、そういったものを今から作っていかなければならないんじゃないのかなと思っていますんで、これからいろいろなところにアンテナを張ってもらって、しっかり見ていってほしいと思います。

次です。森林環境保全についてということで、樹木による光合成は、エネルギーを生み出すと同時に二酸化炭素を吸収するという大きな役割を持っています。森林は地球の面積全体の約9分の1に当たりますが、二酸化炭素の吸収量で言えば地球全体の4割前後を担っています。つまり、森林の存在は地球温暖化を防ぐ意味でも重要なのです。小学生の頃に、まず一番先に学校で教わるのはこの光合成のところだと思います。二酸化炭素を吸収して酸素を放出していると。

そのようなことを踏まえて、脱酸素社会の実現に向けて、二酸化炭素を多く吸収する木を植える作業への支援などを盛り込んだ改正間伐等推進法が26日の参議院の本会議で可決・成立いたしました。間伐等推進法の改正案は、2021年3月26日の参議院の本会議で賛成多数で可決されています。

今回の改正法は、国内の人工林が造成されてから時間が経過し、二酸化炭素の吸収量が減少する中、品種改良などで成長が早く、二酸化炭素を多く吸収する木を植えることを促し、

森林の機能を維持するのが狙いです。広葉樹林が多い当町のようなところでは、広葉樹の皆伐、自然更新を促す方策が望ましいと考えます。

そのようなことを踏まえて、その作業効率を上げるための、フォワーダー、木を運び出す機械です、そういったものを林業機械作業員の安全のために広葉樹林の整備の考えはあるかというのと、森林環境譲与税を作業道作設などに活用ができないかという2つの質問をいたします。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

本町全面積109.94キロ平方メートルの約8割を森林が占めており、この森林のさらに約8割が広葉樹で、その大半は施業が全く進んでいないため荒廃しております。

また、広葉樹の伐採については、樹形が複雑であることから林業機械が使えず伐採に手間がかかる上、地勢的な課題も相まって搬出も容易でないなどの理由から、林業体でも人工林中心の施業となっておりますが、森林の機能を発揮させる上でも必須であると強く認識しております。

このような状況を踏まえ、令和4年度に向けて広葉樹林を含む一部の森林をモデルとして森林整備の計画作成を検討しており、立木調査、荒廃状況調査などを経た上で、広葉樹の適正整備に取り組んでまいりたいと考えております。

森林環境譲与税の用途については、森林整備はもとより、森林整備に不可欠な林道、作業道の整備に活用することは必須とされております。現状においては、人工林整備に伴う作業道の設置は、国庫補助金の対象となっているため譲与税の充当はできませんが、広葉樹林整備のための作業道整備などは国庫補助の対象外となっております。

このため、本町の大部分を占める広葉樹林を整備するための財源として譲与税の活用を図りたいと考えておりますので、必要となる要綱等の整備を進めてまいります。

以上です。

○議長（谷 正君） 黒田議員。

〔1番 黒田利貴男君登壇〕

○1番（黒田利貴男君） ありがとうございます。

当町に限らず近隣市町も同じだと思っんですけれども、昔の萱野だったところへと植林をした、要は区有林があったりとか、または学林と言われる、要は学校林ですね。校舎建設の

ために使用するべく針葉樹を植林されている山等々、様々公の持っている山というのがあります。まず、そういったところから手をかけながら少しずつ山の木を切っていく。そうすることによって自然更新を促して、CO₂・二酸化炭素の吸収量を天然更新を促すことによって増やしていく。そういった必要があろうかと思えます。

現在の広葉樹林の形態、これだと下層植生、要は陰樹・日影に育つ木、そういった木もほとんど鹿の食害にあってしまっていてなくなっています。ということは、葉っぱの量はかなり減っていると。葉から吸収をするのが二酸化炭素であって、根から水を吸収している。だから、そういった部分で広葉樹林を皆伐する必要があるかと思えます。

今、木質バイオマスの計画等も進んでおりますけれども、そこのところについては、ほかの同僚議員が後ほど質問をするようなので、自分は今はしませんが、吸収量を増やすために今町が何を考えているか、そこのところをお聞かせ願いたいと思えます。

○議長（谷 正君） 地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君） お答えいたします。

広葉樹については、全然もう手が入っていないという状況と、山の中に入りますと腐葉土がほとんどございません。ですので、落葉樹的なものを今後は整備していきたいと。うちのほうは常緑の樹木が多いものですから、やはり山が荒れてしまうということもあると思えますので、ちょっと落葉樹的なものを植えて整備していきたいということで考えてございます。以上です。

○議長（谷 正君） 黒田議員。

〔1番 黒田利貴男君登壇〕

○1番（黒田利貴男君） ありがとうございます。

まさにそのとおりであって、落ち葉もない、腐葉土もないと。落ち葉の中に含まれて、木は要は二酸化炭素の貯蔵庫と言われているんですね。その木が土の中のバクテリアによって切ると分解されて腐葉土となって栄養を土の中にため込んでくれると。

そういった中で、まず皆伐するとどんな植物が生えてくるか。まず生えてくるのはシダが生えてきます。その後に萱が生えてきます。そうすると、寿命の短い木が生えてきます。これは自然の循環で、おのおの順番に生えてくるものを栄養源としながら植物は育っていく。今、担当課長が申し述べたとおりで、腐葉土もないという山はもう寿命が来ていますよと、もう循環ができなくなっているということと同じなんですよね。できるだけ早急に手を打つ必要があると。近年、磯焼け等言われています。そういったことの原因の一つにも栄養が海

に行かないといったことになってしまうと思います。

先日、石廊崎へ久しぶりに行ったんですけども、石廊崎の灯台のところから海を見ると、昔は海藻がものすごく見えたんです。波間に漂う海藻が見えたんですけども、今行くと一切海藻がない。ああいう状況になってしまうと、ヒジキも天草もなくなってしまっているよと。もう手遅れなのかなと思うぐらいひどい状況になっています。町長、見に行ったことございますか。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

石廊崎灯台の先端からも見て、私もそれは感じております。それ以外にも町内各地区でやはり海藻が、カジメ等が少なくなっているなということは感じております。

以上です。

○議長（谷 正君） 黒田議員。

〔1番 黒田利貴男君登壇〕

○1番（黒田利貴男君） 町長も見てもらっているということで、非常に安心をしました。

では、そのためにしっかりと広葉樹林に手を入れていく、そのことをお願いしまして私の質問とさせていただきます。

以上です。ありがとうございました。

○議長（谷 正君） これで黒田利貴男君の質問を終わります。

ここで、時間がありますけれども、昼食のため午後1時まで休憩といたします。

休憩 午前11時08分

再開 午後 1時00分

○議長（谷 正君） それでは、休憩を閉じ会議を再開します。

◇ 横 嶋 隆 二 君

○議長（谷 正君） 11番議員、横嶋隆二君の質問を許可します。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） それでは、私は南伊豆町の住民と日本共産党を代表して一般質問をさせていただきます。

新型コロナの感染拡大がひとときの静まりをもって11月中は県間の交流等々もできているようですが、まだ予断は許せません。新型株の影響も入国制限を行う、そういう状況があります。

こうした社会情勢の下で新型コロナの問題また感染管理の問題では、併せてその周りの住民の生活・仕事の問題、そして社会教育・体験教育の問題では、置かれている子供たちの現状と方向性について、子育て支援の展開、それと継続している木質バイオマスの問題について質問をさせていただきます。

1番目の新型コロナ禍の生活・経済支援についてであります。

この間、9月議会以降、新型コロナの感染拡大が急速にダウンしてまいりましたが、いわゆる昨年そして今年も相次ぐ緊急事態宣言の継続、また首都圏での緊急事態宣言がずっと続いてきたことによって、関連する町内の産業を含めて生活困窮者の現状、そして自営業者も非常に苦汁を強いられている状態にあります。

こうした現状をどのように把握されているのか、また対策についてどのように対応されているのか、まずこの点についてご答弁をいただきたいと思います。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業や失業等により収入が減少し、日常生活の維持が困難となっている世帯に対し、個人向けの緊急小口資金、総合支援資金の貸付けを令和2年度から実施しております。また、受付窓口は社会福祉協議会で、令和2年度の実績は緊急小口資金が50件で810万円、総合支援資金が17件で771万円となっており、令和3年度では10月末現在であります。緊急小口資金10件で200万円、総合支援資金では16件で875万円となっております。

新型コロナウイルス感染症に限らず生活に困窮している方に対しては、善意銀行小口貸付を実施しており、令和2年度は13件で68万円、令和3年度では10月末現在で8件、37万5,000円となっております。

今後も国の新型コロナウイルス感染症の影響による生活困窮者支援策などしっかり注視しながら、各種支援策の周知・推進に努めてまいります。

以上です。

○議長（谷 正君） 横嶋議員。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 縷々答弁いただきまして、県の制度等々にも則って申請に対して応えております。私は、同時に、こうした申請・貸付け等々も多くなって、令和2年から比べると若干多くなっている部分もありますけれども、そこに出て来ない状況、表立って出て来るところはいいけれども、そうでないところの声も寄せられております。

こうした点で、岸田政権、総選挙後の第2次岸田政権でコロナ対策給付金のことが出されております。今、総選挙後話題に上がっているのが子育て世代への10万円の給付、10万円相当です。半分の5万円はクーポンだということでありましてけれども、これらも含めての間私は繰り返し議会でコロナ禍での支援を町、もちろん県の制度に則った対応はそれは様々な施策はありますけれども、やはり政府が責任を持って本当に生活に困窮した人に支援をする2回目の持続化給付金、あるいは家賃補助をしっかりとすることを求めるべきだということを書いてまいりましたが、岸田政権のコロナ対策給付金については、3つの問題点があるというふうに見ております。

第1に、個人への給付がコロナで生活が困っている人に届かない。住民税非課税世帯のハードル自体が厳しいということ。また、単身者で給与所得が100万円以上の場合には、給付対象から除外されると。非正規で収入が減って子供もいない人には給付はされないと。こういう問題があります。

2つ目です。事業者向けの給付金の額が半分になっていると。持続化給付金並みの支給というものをうたい文句にしておりますが、個人事業主の最大給付は、100万円からこれが50万円に半分になっております。法人の場合は、最大200万円からほとんど圧倒的多数が最大100万円にこれが下がっていると。同時に政府は、今年の11月から来年3月までの5か月分ということを書いてありますが、冒頭に述べましたように、コロナ緊急事態で影響が出ているのは、今年1月からこれが長期にわたっていて、ここを対象にしていないのはおかしいのではないかとということでもあります。給付が半分になっている。

3つ目は、支援金を盾にして個人情報、これは出せという、マイナンバーカードの取得をすれば5,000円をつけるとか、健康保険証と紐づけにすれば7,500円プラスするとか、預貯金

等々とマイナンバーをつければ7,500円。こういう個人情報とリスクを抱えながらこれをセットにして国民に提起をしていると。

こうした3つの問題があって、生活に困っている人、本当に収入が減った人に給付がされない。ここはぜひ町長のほうからも、町村会等々を通じて国・県、県を通してこうした声を上げるべきだというふうに思います。こうした点の認識はどのように考えるか。

こうしたことと関連して、先ほど述べた18歳の子供、960万円の収入がある世帯主、ある場合は10万円相当の給付ということではありますが、町内でも単身の若者のところで、昨年の段階で持続化給付金等々を給付されても、税金に持っていかれて、今年も収入が激減しているけれども、持続化給付金等々が半額に減っているわけですけれども、これを申請したところで税金に持って行かれて、働く意欲が湧かないと。就労意欲のところまで声が出ていると。こうした点は、もともとこの場所でも繰り返し言っていますが、欧米と比べて日本の実質給与水準は、支給額そのものももう半分以下、30年働いても給与が上がるところか、30年前の水準を割っていると、実質賃金が。こういう状態でコロナで困窮した場合に支給される持続化給付金に対して非課税にしていく、こういうことをしなければ、若い単身の事業者あるいは労働者が働く意欲もなくなってくる、こういう声も上がっておりますが、こうした点について町長はどのような見解をお持ちかご答弁していただけますか。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

新型コロナ感染拡大に係る経済支援対策では、国・県による支援金、協力金等の交付に加え、町内においては3回にわたるプレミアム付商品券の発行、経済変動対策貸付資金利子補給補助金、伊勢海老まつりキャンペーンの実施など対策を講じてまいりました。

その経済効果においては、プレミアム付商品券事業だけでも、第1弾、第2弾で約3億円、年末まで使用可能な第3弾分においては順調に使用されておりますので、期限までには約1億円の経済効果をもたらすものと推測しております。

加えて、観光施策として宿泊費5,000円割引と町内登録事業所で使用可能な3,000円のクーポン券をセットにしたもの1,400人分は販売早々完売するなど、伊勢海老まつりキャンペーンも盛況でありました。

これら各種施策が素早く対応できたことなどから、自営業者の方々からは感謝のお言葉もいただいております。

今後もアフターコロナに向け国の動向に注視しながら、町としての経済支援対策を継続していく所存であり、今回の補正予算におきましても、さくらまつり期間中の宿泊者を対象に宿泊費4,000円の割引と町内の登録事業所で使用可能な2,000円分のクーポン券をセットにしたもの500人分を用意したキャンペーン予算を計上いたしましたので、ご審議を賜りますようお願いいたします。

持続化給付金で税金を取られるという言い方も変ですけども、課税されるということですけども、やはりそれなりの所得があるから課税されるのかなというところでもあります。その方の現状というのをちょっと私も存じ上げませんので、詳しくはお答えもできませんけれども、私の知り合いで東京で小さな店舗をやっている方は、東京は休業補償金ですとか様々な手当があって、小さな店舗ですけども、1,300万円もらえると。また、その方がたまたま2店舗経営していたものですから2,600万円入る。1,300万に対して400万円の課税をされるからということで、慌てて税金対策をしているというこのような状況もあるということです。持続化給付金それから給付額が半分に減ったということも何となく分からないでもないのかなというところもありますし、適正に支払われるものに関しては、生活に困っている方に対しては大変必要かと思えますけれども、それぞれの方のいろいろな事情もあると思えますので、なかなかひとえに総括してお答えもできないかと思えますけれども、いろいろその方の場面場面でいろいろな相談を実際にさせていただいていかないと、当然町としても住民一人一人全てのことが把握できませんもんで、もし議員のほうからもそのような方はぜひ相談に来ていただきたいとこのようにお願いしたいと思えます。

以上です。

○議長（谷 正君） 横嶋議員。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 町がプレミアム商品券あるいは伊勢海老まつりとかやってきたことに対しては評価しているものであって、むしろ政府に対してそういう声をぜひ上げていただきたいということで、100年に一度のパンデミックの状態、普通の不況どころか日本の場合には30年も不況が続いているわけですけども、バブル崩壊以降。そういう状態でこういう窮状にあるということでもありますので、そういう点くんであげて、そういう声があるということ国に対してぜひ上げていただきたいということでもあります。

先ほど、さくらまつりの問題でありましたけれども、町内経済の回復に向けた展望で、町の魅力を増やす取り組みや交流増を含めた対応・対策、こうしたもので考えていることがあ

ればご答弁していただけますか。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

ご指摘のとおり、一時的な効果にとどまらず、観光立町としてその魅力を増やす取り組みをもって、交流人口の増加につなげていくことの重要性は認識をしております。

具体的には、石廊崎のさらなる躍進はもとよりであります。新たな観光スポットとして入間の千畳敷なども注力していきたいと考えており、吉永小百合さんのJRキャンペーンでのCMなどで一躍有名になりましたが、広大な石畳とその先に見える大海原の大絶景は、一瞬言葉を失うほど素晴らしいものと感じております。

新年度において遊歩道の整備並びに入間区内の観光トイレの新築なども検討をしているところであります。

また、町の歳入の主力となっておりますふるさと寄附についても、寄附者拡大を目指す中で、冷凍イチゴ、干物の2大人気商品が需要を押し上げ、寄附件数では10月末現在で対前年比257%となっておりますが、新型コロナウイルス感染症も新年度を迎える頃には収束に向かいつつある中、GoToキャンペーン再開と相まってふるさと寄附感謝券の増加も期待される所であり、寄附金受入れのポータルサイト強化、首都圏ケーブルテレビ加入世帯への効果的なチラシ配布及びエリア拡大などをもって、さらなる交流人口の増加に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（谷 正君） 横嶋議員。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） この分野だけでも質問すると深くなってしまうので、ぜひそうした点を期待をしながら私も見守っていきたいというふうに思います。

2つ目の質問で、これ二級河川の管理であります。

町内には青野川や二条川をはじめとした11の二級河川がございますが、河川法に河川の管理に関して定めてありますけれども、二級河川の管理の状況について、現状についての把握の状態をまずご答弁していただけますか。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

町に存在する二級河川指定については、青野川を主流とする9河川のほか、単独で海に流入する五十鈴川など2河川を加え、計11河川が指定を受けております。これら二級河川は、静岡県が管理する河川であるため、河川内の立木や堆砂などにおいては、適時、下田土木事務所に情報提供し、対処をお願いしているところであります。

以上です。

○議長（谷 正君） 横嶋議員。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） これ担当者でもいいですけども、河川管理の場所、私別に細かいところを突くとかそういうことではなくて、この数年来、大雨で流量が増加するということが、四、五年前にも河川浚渫の質問をして、今では大規模な浚渫もやられていて、そうしたことはもう非常に歓迎すべきことなんですが、堤防の管理に関しては、もちろん堤防というのは内も外もない外側の降りたところまでが管理の範疇なのかどうか、その点をまず確認したいということと、その点で草刈り等々で管理が行き届いているのかどうか、その点お答えしていただけますか。

○議長（谷 正君） 地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君） お答えいたします。

二級河川については、河川管理道路がありますので、その内側にやはり県ぐいが打ってございます。そこまでが静岡県の管理ということになります。内側と外側ですね。

〔「外側は落ちたところまで」と言う人あり〕

○地域整備課長（飯田満寿雄君） 落ちたところまで、はい、そういうことでございます。

○議長（谷 正君） 横嶋議員。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） そうすると、この②で書いた環境保全と農業振興の上で県の援助を要請すべきということでもありますけれども、これは青野川や鯉名川、花畑の一部とか堤防が川の外側、落ちたところで若干行き届いていないところがあります。

さかのぼっていくと、二条川、青野川もそうですけれども、堤防の外側が農業者にも負担になっていると。今、水稻を耕作している農業者がやはり維持をするだけでも非常に大変な状況で頑張っておられます。一人で10丁歩以上、会社を作ってやっているところもありますけれども、いわゆる河川と隣接しているところ、特に二条川流域ではこうしたことも負担に

なっております。ぜひこうしたところを河川の範疇に関しては県の支援を仰いで、シルバーとか仕事を作ってぜひ整備していただいて、農業に専念できるような環境を作っていただきたいというふうに思います。

最近では、これは河川管理の範疇ではないんですが、河川を横断まではいかないけれども、上に伸びている樹木の枝を通して猿が水田にも入って来るような状況が生じているらしいんです。こうした点について、町長、どのようにお考えか、この点ご答弁していただけますか。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

青野川の河川堤防の管理などについては、青野川ふるさとの川整備事業を活用し、関口頭首工から弓ヶ浜大橋までの間をシルバー人材センターとの委託契約をもって年3回程度の草刈りを実施しております。

また、ほかの河川については、河川海岸愛護運動に併せて各地区の方々のご理解のもと清掃作業をお願いしております。

青野川水系河川整備計画によれば、「堤防などの除草については、親水性の確保や環境維持のため必要に応じて堤防などの除草を実施する。なお、除草の実施の当たっては、沿線住民の協力を得られるような体制を整えるものとする。」とされており、下田土木事務所においては、リバーフレンドシップ制度を活用し、地区住民自ら景観整備、環境美化などの活動を展開する組織の支援を行ってまいりますので、これら制度の推進を図るとともに、管理者である静岡県にさらなる支援策の創設など強力に要請してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（谷 正君） 横嶋議員。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 承知をしながらあえて付け加えるというか、いわゆるリバーフレンドシップと言いながらも、どうしてももう20年来になるんですかね、古い議会の頃は、いわゆる河川掃除の人足、これがもう年々高齢化で大変になってきていると。そういう時期をずっと経て今日にきて、若い力があるところもそういう専業農家のところではそこまでいかないと。地域の区の体力の問題もありますので、ぜひそうしたことを勘案して県に対しても要請をしていただきたいというふうに思います。これは答弁いいです。よろしく県のほうにもお願いしたいということでもあります。

3つ目、社会教育と体験教育の予算を抜本的に増加をとということでもあります。

①です。新型コロナ禍の下で制約させた生活の上に、学校・社会教育も制約を受け、子供たちへの影響は計り知れない。現状をどう捉えているかということではありますが、昨年、今年と引き続いて、まだ閉塞状況は続いておりますけれども、国立成育医療研究センターの調査では、子供たちの間で、これは小学校の中学年、4年生から高校生までも調査したものは、「対人関係の問題」では、「友達と話す時間がとても減った」という回答が「増えた」という回答よりもかなり多かったと。「生活や大人への話しかけやすさ、相談しやすさ」に関して、「とても減った」が「とても増えた」よりもかなり多かったと。ストレス症状と頻度の問題では、7割を超える子供たちが何らかのストレス症状を抱えていると。思春期世代のうつ症状は、15%から30%に中程度のうつ症状があるということが見られると。これ調査の一部の抽出したものでありますけれども、全国的というか、この成育医療研究センターが行ったアンケートではこういう状態があると。

この町内の現場ではどうかということでも私も身近なところで問いただすと言うんですかね、聞いてみましたけれども、「学校でそういうお友達はいないよ」とか、「みんな元気にやっているよ」とかという安心の言葉は聞くんですけども、それも単眼的というんですかね、1対1の話ですから。ただ、やはり近所で会う子供たちは、このコロナ禍でそういう学校で元気でありながらもやはり我慢している症状、感情を抑えている状況はかいま見れます。

こうした点で、そうした思いを出せない思いを含めてくみ取って、これをどう見ていくか。現状については、まずどのように捉えているかということをご答弁していただきたいんですが。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

新型コロナ感染症拡大防止対策により、昨年度から学校教育及び社会教育においては、行事やイベントをやむを得ず中止・延期または縮小での実施となっております。

昨年度、学校では手指消毒の徹底、3密を避ける対策に迫われ、本来の学校教育を進める上で大変苦慮いたしました。学びを止めないことを最優先に、全学校で様々な工夫をし、授業の継続を行ってまいりました。

このような中であって、校外での学習については感染拡大への懸念があったため、やむを得ず一部中止をしたものもありましたが、義務教育期間の9年間では、様々な経験が個々の

資質を形成し、次世代を担う人材づくりに大きく影響しているものと考えます。

昨年度は、感染状況から中止という決断をせざるを得ませんでした。今年度は、人数制限・時間短縮などの対策をした上で可能な限り実施しており、保護者の方々には様々な制約をさせていただいておりますが、子供たちへの制約は設けないような形を取れるようになりました。

まだまだ新型コロナの収束は見ておりませんが、授業においても行事や校外活動においても学びを止めないことを優先していけるよう、継続して支援してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（谷 正君） 横嶋議員。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） この点、教育長さん、どのように考えているか。

○議長（谷 正君） 教育長。

○教育長（佐野 薫君） お答えいたします。

議員もおっしゃるとおり、座学、いわゆる基本的な学習を教室でやるのみでは、やはりいろいろなもので足りない部分が出てくる。その一番大きなものは心の栄養です。やはり友達と触れ合う中で、会話をすることで心というのは豊かになるべきですし、あるいはいろいろな行事を通して友達と切磋琢磨する中で、触れ合う中で心が育っていきます。

そう考えたときに、そういったものを中止してということは、非常にマイナスのほうが大きいと。何らかの工夫をしながらもやるべきだと。

ただ、残念ながら、観客の保護者のほうについては、全員来ていただくというわけにはいかなかったものですから、ここは制約を入れさせていただいたというところでございます。

以上です。

○議長（谷 正君） 横嶋議員。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 町長も教育長も丁寧な答弁いただきましたが、私はこうした点を様々なやむを得ない制約は、これは確認しながらも、そうした下で子供たちが置かれている状況は、創造力を働かせ過ぎるということはないくらいだと思うんです。こうした点で、学校のスタッフの皆さん、本当に大変な思いをされてやっていると思うんですが、プラスして、社会教育、外に出て交流も深める活動を思い切ってこれを予算も取ってやっていく条件があ

るときに、これはこの中にも書きましたが、学校の座学はもちろんですが、外のいわゆる現場でこうした中でもこの地域、小さい地域でもお父さんやお母さんやおじさんやおばさんや地域の人たちが正業で働いているところ、こうしたところで教育だからということでは、あるいは体験なんかする場合には、しっかりとした補償も含めて一体となって地域でこういう仕事をしているんだということも含めたような学習というのがやはり今だからこそ必要ではないかと。

かつてE S Dの質問したことがあります。単なると言っては、何かを体験するという体験だけにとらわれるのではなくて、地域で正業を持って真剣にやっているところ、こうしたことを含めた社会教育の活動、こうしたことがひいては地域を思いやれる、また地域の創造を膨らませることにつながるのではないかとというふうに思いますが、この点どのように、もし教育長考えあれば。

○議長（谷 正君） 教育長。

○教育長（佐野 薫君） お答えいたします。

各種行事などにおいて、あらゆる場面においては児童生徒がこの状況を理解した上で自ら考え実践しており、安全性を第1として工夫をし、どうしても安全性が確保できないというとき以外は中止という選択をしないように努めてまいりました。

中学校での一例としては、本年2月に予定していた修学旅行の目的地を県内や箱根に変更し、実施時期も10月としたほか、小学校の修学旅行などでも、県内や山梨県を目的地に変更し全て実施しました。加えて、妻良、子浦や入間、中木などのジオサイトを研修するツアーなども小中学校合わせて10回以上実施したと聞いております。

今後に向けては、まだ収束の先行きが見えない状況下にある中で、新しい生活様式の下、感染予防に向き合った新たな活動を展開する機会と捉え、児童生徒が様々な体験を通して心豊かに成長できるよう、地域の方々にもご協力を賜りながら最大限の環境整備に努めてまいりたいと考えております。

また、本町教育大綱においては、「故郷を愛し、心豊かな人を育む」としており、町の自然、地域の方々と触れ合うことでふるさとへの愛情や誇りを持てるようになり、この目標達成に近づけるものと思っています。本年10月には、南伊豆東中学校の生徒会が静岡県環境衛生自治会長賞を受賞しましたが、これは10年間以上にわたり桜並木を中心とした町内の清掃活動を行ってきたことが認められたもので、現在は町内の全小中学校で実施しております。

この活動の原点には、南伊豆町は観光の町、町をきれいにすれば多くの観光客が訪れてく

れる、私たちは自分たちのできることで町を応援したいという当時の中学生の熱い思いが込められていると記憶しております。

子供たちが将来大人になったとき、これら小中学校での貴重な経験がふるさとへの愛着につながり、ふるさとに住みたいと思えるような環境づくりのためにも、地域の方々とのつながりを大切にしながら地域全体で子供たちを育てまいりたいと考えますので、今後も皆様ご協力をお願いしたいところでございます。

以上です。

○議長（谷 正君） 横嶋議員。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） それでは町長、来年度予算とは言わず、この中学の3年間だと、もう今の3年生だと去年、今年と2年間コロナの下で制約された。それで、卒業してしまうんです。その下の学年でも続けて、1年生で入ってからいわゆるはつらつとした中学生生活なかなかできない、そういう状況にあると。

12月から3月までの期間まだありますけれども、今少しは羽を伸ばせるときに予備費等々も使って、様々な外に出る活動を僕は思い切ってやると。この地域で子供たちを厚く育む気持ちを込めてやること、これは必ずこの子供たちがこの地にいろいろな形で直接戻って来てやる子もいれば、気持ちを寄せてこの地域を力づける。これは何も今までやったことだけではなくて、かつて昭和30年代に巣立って行った方々が地方で成功して、早晩年になってからこの地域に貢献したい、そういう声も聞こえる。まさにここで育つ子供たちにしっかりと手厚いことをしていく、何も見返りを求めるというのではなくて、やはり人は城の見地でしっかり予算つけて、あと12月から数えてわずかですけれども、この年度内にもぜひそうしたことに予算を割いて、削って足りなかったところ、あるいはプラスアルファをぜひやっていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

年度仕舞いまであと4か月というところなので、なかなか学校のほうの授業行程もかなりスケジュール的に厳しいかなと思いますけれども、何か子供たちに体験できるようなことをまた考えて、教育長をはじめ学校関係者といろいろ協議して、可能であればそのようなことを進めていきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（谷 正君） 横嶋議員。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） ぜひ、学校だけに負担かけるのではなくて、そういう意味で社会教育ということであれですので、期待したいと思います。

4番目は、子育て支援の展開です。

直前の質問で子供たちの話しましたが、町長は選挙公約で保育料無償化についてこれを掲げましたが、どういう展望を持っているのか、この点をお答えしていただきたい。

私自身は、やはりこの地で育んだ子供たちは、何らかの思いをこの地域に持ってきて、これが長い将来に還元していくものと考えております。今、厳しい状態にありますけれども、それこそ何度も言いますが、縦貫道ももう少しもう少しというあれで、来年度ですかね、梨本まで通じる。そうすると少し楽になる。それがもっとめどが出てくる。若い人たちの感覚で見ると、あと10年ちょっと待てば田方、沼津まで行くのにうんと楽になるというね。我々過去が長い人間と違うので、そういう展望を持っているという点で見れば、やはり今人口減少とは言いますが、子供たちを育て育むところをしっかりと支援することで、ここから育つ子供を増やしていく、この点での支援策、展望ありましたらご答弁していただけますか。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

さきの6月定例会でも答弁いたしました。子ども園の教育・保育施設使用料の無償化は、3歳以上の児童及び非課税世帯のゼロ歳から2歳児については無償とし、その他のゼロ歳から2歳の園児については、多子軽減による減額または免除を実施しております。

また、私の公約に掲げた完全無償化に向けては、近隣市町の西伊豆町などを参考にしながら、本町に即した制度設計を検討しているところであります。

ご案内のとおり、令和4年度には子ども園が統合されることから、保育環境の充実を着実に推進するほか、保護者や子育て支援センター利用者からのニーズ調査などを実施した上で、完全無償化に向けた課題の精査と統合後の子ども園の職員配置など管理運営状況なども確認しながら、その実現に向けて取り組んでまいりますので、いましばらくのご理解とご協力をお願いいたします。

加えて、国によるこども庁の創設など注目される中で、これまで以上に子育て支援の取組が加速されるものと思われませんが、その動向にも注視しつつ、可能であれば、実施時期としては令和5年度を目指してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（谷 正君） 横嶋議員。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） ぜひ令和5年度は再来年ですか、悪い返事ではありませんけれども、ぜひ早く実現をして、国のこども庁設置に輪をかけて国に対して要望する、そういうことも要望を強めていただきたいと。

とにかくというか、人口減少の問題は国家的な問題であります。給与所得の問題等々繰り返しになりますけれども、若い方々の40%が、20代、30代前半の非正規雇用率が40%ほどになっているという国は日本しかないんです。G7の中でも、G20でも日本しかありません。

こうした中で大変な思いをしている。もちろん非正規の状態を変えることを我々は主張しておりますけれども、それを待たずして支援をすることをぜひ進めていただきたいと。

最後、5番目です。木質バイオマス発電と森林計画で、これは前にも質問をしましたが、引き続きであります。

現在、木質バイオマス発電の事業申請出している事業者は、9月の委員会の中でも来年の12月をめどに稼働をするということでもありますけれども、これまでもこの事業に関しては、認可申請の変更ですか、認可申請したのが20年6月。実際にその展望はどういうプロセスで持たれているのか、ご答弁していただけますか。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

木質バイオマス発電ユニットの稼働に向けては、令和4年12月の売電開始に向けて着々と協議が進められております。

本年3月9日開催の令和2年度第2回再生可能エネルギー農山村活性化協議会においては、140キロワット級の発電施設となること、東京電力日野変電所受電増強工事のため、接続売電が令和4年12月となることなど確定事項が報告されましたが、原材料の集積・計量・チップ化等で懸念が残りました。

また、6月30日開催の令和3年度第1回再生可能エネルギー農山村活性化協議会では、発

電事業者がかねてから事業の安定継続のために提案した複数の発電機の稼働の可能性などが議題の中心となりましたが、ここでも課題とされたことは原材料木材の集積でありました。

これまでもご説明させていただきましたが、140キロワット級の発電には1日4トン、年間で約1,300トンの木材が必要となり、稼働年数において安定供給可能量をいかに確保していくかが最終課題と認識しております。

以上です。

○議長（谷 正君） 横嶋議員。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 委員会でもこれまでの繰り返した質問でも、大体同じご答弁でありますけれども、この事業者が町内事業者を足がかりにしながら町にオファーしてきて、もう7年ぐらい歳月が流れていると。議会は、先に申請があった茨城の発電所の視察も検討しましたが、まだ稼働しないということで実現しておりませんけれども、12月に接続売電の計画だということでもありますけれども、いわゆる木質バイオマスの場合は、発電をするのに木を燃すわけですよね。その熱利用等々に関してはどのような計画を持っているか。これは町は協議会等々で把握はされているんですか。

○議長（谷 正君） 企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） お答えいたします。

発電事業者委員のほうからもユニットが発生する熱の利用についてということについては、提案といいますか、熱量が発生しますということは報告いただいております。

ただ、この熱を有効に使いますには、やはりある程度の規模感が必要でして、今回の140キロワット級の発電ですと、熱が出る量もそれほど大きな量ではないものですから、自前の原材料となるチップを乾燥させる分にほぼほぼ使うという予定となっております。ユニット型の場合は、何基かそろってこないと配管をして水を買って温めて熱のサイクルに使うといったことが、非常に効率の悪いことになってしまう状況ですので、現在ではそこまでは実行しようということにはなっておりません。

以上です。

○議長（谷 正君） 横嶋議員。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 規模が小さくスケールダウンしたから、もちろんそういうことなんだと思いますが、そうしたことも含めて、いわゆるしっかりとした構想や計画をその事業者

が持っておられるのかということです。

先ほど、6月30日の今年の第1回の協議会では、その後のいわゆる発電施設の設置の話まで出たということでありまして、いわゆるその事業者は、発電を通じてこの地域でどうした、何を、売電をして利益を上げることそのものを目的にされているのかどうか、ここは町のほうではつかんでおられますか。

○議長（谷 正君） 企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） お答えいたします。

本事業につきましては、平成30年の2月、3月、平成29年度の末でございますけれども、発電事業者さんと町内の林業者さんがタッグを組みまして、地域の問題を解決していこう。放置された山をきれいにしたい。林業者としては、また地域の願いとしては、広葉樹を切りたいという中で、広葉樹に手が出せていない状態を打破したい。そして、それを経済活動につなげることによって、20年、30年といった継続して実施していける形を作っていこうということで、包括協定を結んでいるところでございます。

その中で、包括協定を結んですぐに農山村活性化協議会を立ち上げ、そこから3年間たったところでございますけれども、その途中では、やはり太子町モデルについてのユニット型ではなくプラント型のものについてが1から組み立てることになりますので、なかなか思うように動かないことであったり、また地域のお年寄りの方々の懸念の声が払拭しきれないということもあって、まず当初の場所も断念した、そして規模も小さくしたというところはございます。ただ、当初の2年につきましては、今も続いている状態で、この包括協定を基にこの事業は進められているところでございます。

以上です。

○議長（谷 正君） 横嶋議員。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） そういう包括協定を基に、かつて実験的に差田の町有地の町有の広葉樹ですか、スタジの試験伐採等々もしてはいるんですが、何を言いたいかというと、そうした事業者が、木材供給というだけではなくて発電を申請している事業者が、それだけのいわゆる能力をしっかりと持ち合わせているのかどうか。地域でスケールダウンしてきているのはこの間確認しているところでありますけれども、この地域で最初は2,000キロワットでやると。いくら何でもこの地域で供給の事業体総力を挙げても、そうしたことを売電事業者が全て事業をやるにリサーチも含めて見通してやれる事業体なのかどうか。あるいは、事業

申請をしてからいわゆる事業譲渡を繰り返してやって、しっかり売電事業で落ち着いてやっている事業体なのか。

実際、ホームページを見ていると、大子の発電所等々も含めて実態がつかめない。こういう点は、改めて事業体は何を考えているのか。まして町内の状況も見たときに、今森林計画の見直しの事業そのものを進めていて、これに関しては来年ですか、今年度末に出来上がりますかね、広葉樹。その点は担当部署のところで答えていただきたいんですが、こうしたところが私はしっかりとした規模を持った事業体、売電事業者だったら、そうしたところも包括して見越して、町にオファーをして進める。ところが、全て後手後手で繰り返し詰めた時点で、ようやく今年森林計画見直しのところまで来るという状態だという点では、着手することはいいのだが、これに対してしっかりこの町の森林の状況と将来的な展望を描くというところまで行かないと。森林計画のめどはどんな状況ですか。

○議長（谷 正君） 地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君） お答えいたします。

今、担当のほうで県の計画ができたものですから、そちらに準じて今改定を行っている最中でございます。

ですので、12月ぐらいまでには、年内には素案が出来ようかというふうに考えております。以上です。

○議長（谷 正君） 横嶋議員。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 木質バイオは、木を燃やすわけですから、CO₂の問題が帳消しになるとは言っても、やはりしっかりとした熱利用やあるいは雑木広葉樹の転換が必要だという思いで繰り返し主張して、山の状況はこの議会でも同僚議員から述べられましたけれども、深刻というか、早く手を打ったほうがいい状況だというふうに思いますので、そうしたことも併せて、しっかりとした事業を展開できる業者の選定も重要ではないかということを含めて述べて私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（谷 正君） 横嶋隆二君の質問を終わります。

ここで14時10分まで休憩といたします。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時10分

○議長（谷 正君） 休憩を閉じ会議を再開します。

◇ 宮 田 和 彦 君

○議長（谷 正君） 2番議員、宮田和彦君の質問を許可します。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） それでは、ただいまより通告書のとおり質問をさせていただきますけれども、同僚議員と同様な質問になりましても答弁のほうをよろしくお願い申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。

海岸浸食と失われた砂浜ということで質問させていただきます。

日本全国の砂浜が波の浸食により減少傾向にあります。年間の海岸浸食は160ヘクタールにもなり、南伊豆も例外ではありません。町の宝の一つである弓ヶ浜は、30年前に比べ陸地と波打ち際、汀線ですかね、これが20メートル後退していると聞いております。また、五十鈴浜も同様に砂浜が減少しておりますが、町長の認識をまずお聞きしたいと思います。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

ご指摘のとおり、両海岸とも砂浜が減少していることは認識をしております。これらの原因が地球温暖化などによる地球環境的なものなのか、何かに起因したものなのか、専門的な分野のことはよく分かりませんが、大変危惧をしております。

以上です。

○議長（谷 正君） 宮田議員。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） 地球温暖化等々ありますけれども、この後で質問させていただきます。

この日本国内の海岸浸食は、今始まったものでもありません。これは、経済発展を背景に臨海開発また湾岸工事が始まった30年から40年前から続いております。現在もその変化は著しく、年間の海岸浸食は、先ほども言いましたけれども160ヘクタールにもなります。この

ままでは、30年後に三宅島とほぼ同等の4,800ヘクタールもの海岸がなくなると言われております。大変危機的状況に立たされました砂浜を守るために、海岸浸食の現状と原因、対策を考えなければならないと思います。

国土交通省のホームページによりますと、近年、海岸浸食が原因で閉鎖される海水浴場も後を絶たないと。日本は、総延長約3万5,000キロにも及ぶ海岸線を持つ四方を海に囲まれた島国です。世界的に見ても国土面積における海岸線の割合で、諸外国と比べ非常に長い海岸線を有していることとなります。海岸線は、いかに日本にとって重要な国土基盤になっているかが分かります。

日本の砂浜の面積は全国で約1万9,000ヘクタールとされていますが、この15年間で約13%に当たる2,400ヘクタールほどの海岸が浸食により消失しております。例えて言えば、2020東京オリンピックサーフィン会場になりました千葉県房総半島の九十九里海岸では、全長60キロにも及ぶ砂浜が続く国内でも有数の海岸線であります。しかしこの40年にわたる海岸浸食により、およそ30キロ、半分の海岸線が浸食され、陸地との境となる汀線、最大で100メートルも後退していると。九十九里を含む房総半島全体では、海水浴場が30か所以上閉鎖され、海の家や飲食店なども閉店を余儀なくされ、経済的にも衰退していると。

また、首都圏に近くマリンスポーツや海浜リゾートが盛んな、皆さんご存じでしょうけれども、湘南地域、1960年代から海岸浸食が目立つようになり、特に茅ヶ崎海岸では、高潮による擁壁崩壊や路面陥没などの被害が出ておる。毎年膨大な予算を組んで養浜事業を行っていますが、急激な海岸浸食により、海岸線の地形も変わってしまった湘南海岸を元の状態に戻すことは既に難しい状況にあるということです。

このような海岸浸食は、日本全国の海岸線で見られております。既に多くの砂浜が消失しております。海岸線は、波の力を弱まらせることで津波被害を防ぐ防災上の役割があります。海岸浸食が進んでいくと、波の力が衰えることなく陸地に押し寄せ、高潮被害を増幅するおそれがあります。

近年、このような高潮被害による道路や市街地が損害を受け、埋没・破壊されてしまった報告が既に報道でも取り上げられていることになっております。

静岡県を見ますと、遠州灘沿岸、御前崎から愛知県の伊良子岬に至る約117キロの海岸で、天竜川河口を頂点として東西に緩やかな弧を描くわが国有数の長大な砂浜海岸であります。浜岡砂丘や中田島砂丘に代表される砂丘がほぼ全域にわたって発達し、背後を覆う黒松林とともに白砂青松の美しい景観を誇っております。

しかし、ダムや砂利採取などによって、河川から海岸への土砂供給量が減少したことや、海岸における人工的な構造物の建設によって、漂砂、砂の連続性が人工的に遮断されたことなどにより、かつて雄大な景観を誇っていた砂丘も一転して浸食に脅かされるような状況となったと。

このような背景から、背後地の人命や資産、美しい海岸景観を保全するため、一刻も早い浸食対策の実施が求められています。安易な施設整備は土砂供給バランスの不均衡を生じ、新たな浸食の発生を招くおそれがあります。

また、海岸浸食による弊害は、海岸線を生育環境とする動植物に影響を与えています。砂浜に産卵するためにやって来るウミガメの産卵数、産卵回数が激減しています。こうした原因も海岸の浸食の原因の一つとされています。魚介類をはじめとした海洋生物のほか、海岸線には植物やプランクトンなど生態系を維持するため様々な生物が存在しています。これらも海岸浸食により壊滅的な打撃を受けたり、生態系を乱す要因になっております。

私たちにとっても、海水浴場の閉鎖など海と触れ合う機会が失われると、宿泊業やその関連産業などが衰退し、人口減少に拍車をかけることとなります。ほかの地域では、海岸浸食によりお祭りやレクリエーションが開けなくなった地域もあると聞いております。古来から続く海と共存した文化、そういうことさえも衰退していくことになりかねません。

そこでお聞きしたいのは、ダム建設や河川整備での土砂の搬出で海岸に供給される土砂が減少したため、海岸から沖へ流出される砂のほうが多くなったことから浸食が進み、弓ヶ浜の砂浜が減少したのではないかと考えられますが、見解をお伺いします。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

青野大師ダム背後地の流域面積などからすれば、弓ヶ浜への砂の供給に与える影響は極めて少ないものと推察されます。また、この規模では、ダム建設時における法的に必要な事前調査もされていないようであります。

青野川の河川整備については、定期的に河川内の堆積土砂の搬出を実施しておりますが、事象に係る因果関係など所管する下田土木事務所などと緊密に協議・連携していきたいと考えております。

以上です。

○議長（谷 正君） 宮田議員。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） 今言われました大師ダム、特にダムを造るときに海のことを考えないですよね、まず。ダムを造ると、そこに水が入ります。一緒に土砂もそこに入ります。そうになると、今まで川を通して海岸まで行っていた砂が、結局回って来なくなる。まして河川整備ということで去年でしたか、今年でしたか、青野川で大きく搬出されました。どこへ持って行ったかと言うと、要するに山のほうですよ、持って行ったところは。

そういうことを考えると、そういう土、土砂が海まで来ることがもう人工的に遮断されたというほかはないではないですか。それは現実ですからね。そこから、ではどういうふうにしたらその土砂を自然に沿った形で海まで持って来れるのかなということを考えたときに、河口ではサンドリサイクルとかほかの地域ではサンドバイパス、こういうことをやって砂を補充している。そして海岸線を守っていると。

まして遠州灘、天竜川河口から三保の松原ってあるではないですか。あそこをずっとGoogleマップって皆さんご存じでしょうけれども、あれで海岸線を見ますと、私も行ったことがあるんですけども、見ますと、無数の消波ブロックが並んでいるわけです、ずっと。本来なら河口、要するに山のほうから川を通じて土砂が供給されるはずのものが、途中で砂利の採取とかダムでたまったりしますけれども、そういうことが人工的にあることで供給されなくなった。そのために消波ブロックをそこに設置にして海岸の浸食を止めているよと。

だけれども、その波消しブロックがあるではないですか。波消しブロックを造るのに砂と砂利必要なんですよ。それがあれが1個10トンぐらいあるんですね、10トンだか30トン。その砂と砂利もそちらから持って来て消波ブロックに使っている。何か矛盾を感じているんですよ。

本来なら黙っていても海岸線が、何て言うですか、きれいな海岸線が維持できているのに、人工的なものですよ、人間の手が入ったことによってそれが維持できなくなった。今度すぐでも見れますので、Googleで海岸線ちょっと見てください。かなりの波消しブロックがありますから。

ですから、次に行きますけれども、次は砂防。砂防堰堤ということでこの3番に行くんですけども、砂防堰堤建設後、五十鈴川の上流にありますよね、砂防堰堤。砂防堰堤をやったことにより、この五十鈴浜の砂の供給が少なくなったのではないかということを思っているんです。その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

五十鈴川上流の不透過型砂防堰堤は、貯砂量が少ないため五十鈴川への砂の供給に与える影響は極めて少ないと推察されます。

そもそもこれらの施設規模による影響を受けて砂浜が減少しているといった事案は、全国的に見ても皆無と認識をしており、全国いたるところに同様の施設規模の構築物は設置されておりますので、必要となれば河川管理者である静岡県と共に協議・連携していきたいと考えております。

以上です。

○議長（谷 正君） 宮田議員。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） 砂防のこともいろいろ調べさせていただきました。要するに、土とか土石流ですか、それを防ぐための1つの手だよということで認識しているんですけども、その土砂もたまっても、要するに何て言うんですかね、またたまってもいっぱいになってもですよ、前の土砂が次の土砂が崩れるまでには河口のほうへ行って、要するに次の土砂もそこに緩やかにたまるような感じですよという話なんですけれども。

あるところが、これ長野県なんですけれども、大町市というところがありまして、ここに砂防ダムもあるんですけども、ここの砂防ダム、確かに今町長がおっしゃった砂防ダムの形のものをスリットを入れたんですよ。要するに、このぐらい砂防があるとその辺に隙間を開けましたよと。隙間を開けてどうしたかという、砂とか砂利とか流れるようにしたんですよ。既存のものですから、要するにお金として3億円かかりましたと、スリットやるのに。地元の業者みんな使って。ここのところのスリットかけたところの300メートル下方に新たなスリット型の砂防を造ったというんですよ。その金額が14億円。既存のものにかけたら3億円。11億円が早い話浮きますよということを行っているんですけどもね。

一番大事なのは、そのスリットを入れたことによって常に水が流れるのは、先ほど町長言った砂防ダムと一緒になんですけれども、砂と早い話が土砂ですよ、土砂が常に流れますよと。流れることによって、海岸線でも保存できるのかなと。

課長も先ほど話したらスリット知ってるよということでしたけれども、そういうことをやっているところもありますので、そういう環境的な再生というんですかね、そういうことも大事かと思っておりますので、ぜひとも今後土木ともそういうスリット型を提案していただきたい

と思います。

それでは、次にまいります。4番です。

日本中で深刻化する海岸浸食の原因は、先ほど言ったようにほとんどが乱開発による人的要因と言えるんです。高度経済成長期以降、日本では山、海、川などの自然環境を変化させられる、造られた建物です、建造物などにより、潮の流れを変化させ、砂の堆積する先ほど言いましたけれども漂砂すらも変化させてきました。土砂が海に流れ出す河川では、上流にダムが造られ、河川敷では砂利の採掘や埋め立て工事が進められてまいりました。

町を見れば、先ほど言った大師ダムが建設され、青野川河川敷では堆積した土砂の搬出が行われております。五十鈴浜では、川の上流に砂防堤防、これも造られております。要するに、土砂がせき止められているということです。いっぱいになると、私見たんですけれども、五十鈴浜の砂防堰堤ですか、去年かな、そこから搬出したと思うんですよ。と思うというか、自分で見たものですから、搬出しているはずですよ。海岸から沖に流される砂の量のほうが多いんです。なぜかという、供給量が少ないからです。浸食が進んでいるというのは、そういうことが言えると思うんです。

そのために、長期的な汀線調査が必要と考えますが、見解をお聞きしたいと思います。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

弓ヶ浜については下田土木事務所で汀線測量を実施しており、五十鈴浜では未調査と伺っております。

静岡県では、今年度中に専門家による現地聞き取り調査を実施するとのことでありまして、その際には、本町の現状を報告し、必要な調査の実施などをお願いしたいと考えております。

以上です。

○議長（谷 正君） 宮田議員。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） 今、弓ヶ浜では継続していると。これはどのくらいというんですかね、長期的なあれだと思えるんですけれども、年数的にはあと何年ぐらいされるんでしょうか。

○議長（谷 正君） 地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君） お答えいたします。

前回この調査に入ったのが平成24年です。ですから9年前です。9年前と今年とまた精査するということになるかと思えます。

それと、また途中でちょっと伺ってはいないですが、やっていると思えますので、その比較をしていくという形になるかと思えます。

以上です。

○議長（谷 正君） 宮田議員。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） 比較は結構なんですけれども、今町長言われた何ですか、お願いしていくと。汀線等調査ですよ。比較した後でどのような何ですか、砂浜が減っているよとか、増えてるよと、そういうものが出てくると思うんですけれども、それでも継続的にやるのが非常に大事かと思うんですけれども、私聞いているのは、あとどのぐらい、何年間とかそういう年数とか、もし分かっていたらお願いしたいと思えます。

○議長（谷 正君） 地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君） 年数的なことは分かりませんが、今回の汀線測量をやった中で、どの辺にたまっているのかと、海の中の土砂がどれだけたまっているのかと。それをどこに配置、例えば青野川というか手石港のしゅんせつをしております。きれいな砂であれば、それを養浜のためにその中に投入すると。それで砂浜を回復させるということをやっておりますので、その辺を一生懸命今調査しているということでございます。

○議長（谷 正君） 宮田議員。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） では、深淺調査も行っているということで理解していいですか。

○議長（谷 正君） 地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君） そのとおりでございます。

○議長（谷 正君） 宮田議員。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） 深淺調査で、弓ヶ浜だったら右左、海を見て河口それから傘島、ご存じだと思いますけれども。分かっている範囲で結構です。どの辺が浅くて、どの辺が深いかというのは今分かりますか。

○議長（谷 正君） 地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君） お答えいたします。

24年当時の記憶でございますが、海に向かって左側のほうにたまっているということ聞いております。

以上です。

○議長（谷 正君） 宮田議員。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） たしかその当時、私とそのとき課長も弓ヶ浜のほうへ行ったかと思うんですよ。その前の年でしたかね、たしか行っているはずなんですけれども、その後で養浜するのに、私の記憶によると、傘島のほうに河口の砂を持って行って、潮の関係で自然に養浜するよという記憶があるんですよ。その後で去年か一昨年は、粘土質がその砂について、養浜できなかったよというお話でしたよね、たしかね。

ですから、粘土質も結構なんですけれども、要するに砂が回って来ないと浸食されるというのは分かっていると思うんですよ、波の影響で。ストップするのは簡単なんですけれども、結局砂浜自体が減ってきますと。30年間で20メートルということですので、年間にすれば1メートルもいかないんですけれども、結局は災害にも直結するということです、砂浜はね。砂浜の幅が少ないと。それはもう分かっているはずで、それをちゃんと養浜するにはどうしたらいいかと。要するに、深浅もやりました、汀線もやりました、河口からの砂ももし足りていれば浸食はないわけですよ。これは何て言うんですかね、天竜川でも安部川でもそうなんですけれども、結局は川からの砂が供給が少ないために浸食が進んでいると。これはもう現実ですから。

だから、青野川であり弓ヶ浜であり同じことだと思うんですけれども、課長はどのようにお考えですか、その辺は。供給。

○議長（谷 正君） 副町長。

○副町長（橋本元治君） お答えします。私のほうからでもよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○副町長（橋本元治君） 議員のお尋ねは、海岸浸食ですよ。これがいろいろなダムの関係あるいは河川の浚渫ですか、それを要因だと。だけれども、一番初めてお話になったのは、全国でどこもみんな海岸がなくなっているというお話をされましたよね。それは全く同じ状況で言っているということなのではないでしょうか。そうことではやはりないと思うんですよ、基本的には。

ですから、いかに養浜をやっていくのかと。事実関係として、これは日本だけの話では恐

らくないんだと思います。海岸線がどんどん失われていくというのは。もう南海のある小さい島あたりは、もうすべからく海岸がなくなって、住む家がなくなるというような状況ですので、大きいものとしたら、当然これは今学者さんなんかでもお話になっているのは、恐らく地球温暖化の部分もあるだろうしということもあると。一因の中には富士川の話も出ましたけれども、そういうものも確かにあるだろうということはあります。ただそれはスピードの問題なんではないかと思うんです。それをやらなければ少しは残っているかもしれないけれども、時間的な経過の中では、やはりどんどん海岸線は少なくなっていくんだというようなことがあるのかなというふうに思います。

青野川の青野大師ダムですか、あそこも含めて、やはり河川の浚渫も、結局一番何のため

にそれをやるかと言えば、やはり河川の沿岸の方々がそこで洪水が起きてお亡くなりになる

ということのほうが大事なことと言いますか、海岸線がなくなることが大事ではない

ということではありませんけれども、当然これは河川管理の適切な方法の中でやっている

ということの中で、おっしゃるように供給される砂の部分が少なくなるというところも原因と

しては幾らかあるのかなと思いますが、これは解決策、例えば調査をやって一番いい方法が

弓ヶ浜の砂を供給するのにどこがいいのかという話はあると思います。ですから、それはこの

調査と、町長が言いました本町の現状を報告した中で必要な調査の実施、これは議員がお

っしゃるように、どこにどのように養浜をする形の手法が一番効果的にあるのかというよう

なことの調査をお願いしたいと、依頼をしたいと、そういう意味の答弁ですので、ぜひその

辺もご理解をいただきたいと思います。

○議長（谷 正君） 宮田議員。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） 後でやろうかと思ったんですけれども、一つ一つの、要するにダムを造りました、浚渫しました、それはいいことです。悪いことではないんです。先ほど何でダムを造ったかと、それなりの理由があると思うんです。洪水だと思うんですね。自分が高校生ですか、そのぐらいに町が洪水になったということはよく存じております。河川の浚渫、それも要するに大雨が降ったとき川の流れがスムーズになるように、それも分かっております。

分かっていますけれども、要するに私が言いたいのは、先ほど副町長もおっしゃっていましたが、要するに弓ヶ浜の砂を調査してどこへ持って行って、そうしたら有効的に砂浜が回復するのかなということでお聞きしたんです。ですから、一つ一つの工事というのは、

私は何と言うかな、今でもそうですけれども、否定するつもりはさらさらございません。ただ、一番大事なのは、川上で起きたことが川下にまで影響ありますよ。それを言いたかっただけの話でございます。

それでは、この5番です。今後の砂浜対策ということで、2年前、私がこの議会で町長に質問しました。「今後も町の貴重な観光資源である海水浴場を守るため、砂浜の減少対策について、管理者である静岡県に強く要望してまいります」という答えをいただきました。また、中学生が意見発表会で弓ヶ浜などの自然を守ってほしいということが新聞紙上で取り上げられ、子供たちに町長から何かメッセージがあればということで一言お願いしたんですけれども、町長は「子供たちには、しっかり我々が弓ヶ浜を残すから後を受け継いでくださいと心からお願いしたいと思います」とこういう答弁をいただきました。

そこで質問なんですけれども、今後の砂浜減少対策には川上から川下までの継続的な土砂管理を行い、目指すべき海岸の姿へ進むべきではないかと考えますが、見解を伺いたと思います。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

地球規模での温暖化現象から海水面の上昇や異常気象による大規模な災害などの影響を受けて、沿岸部や砂浜などでは特に浸食などの被害が増大しているものと認識をしております。

このため、砂浜の減少を抑えるためだけに単純に養浜や護岸の嵩上げといった対策だけでは根本的な解決には至らないと考えております。

南洋の島々では、住む場所さえも奪われているという極めて深刻な現状からも、地球温暖化に備えた迅速な国土保全に取り組むよう国に強く訴えかけていかなければならないと感じております。

以上です。

○議長（谷 正君） 宮田議員。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） ぜひ県・国に強くこのことを訴えていただき、南伊豆の宝の砂浜ですので、ぜひお願いしたいと思います。

次にまいります。木質バイオマス発電についてということでお聞きしたいと思います。

先ほど同僚議員も質問しましたがけれども、事業も早い話が南伊豆は小規模発電で行うとい

うことでお聞きしていますけれども、大規模発電と比較すると、より安価に燃料を調達することが求められると思うんです。集荷エリアをコンパクトに絞り込み、リーズナブルに安定調達するための供給業者のつながり、サプライチェーンを構築することがポイントかと思います。

ガス化発電を導入する場合は、求められる燃料規格に対応するための原料の確保や加工拠点との連携を考えていくことも重要ではないでしょうか。町長が肝入りで推進しています木質バイオマス発電の燃料となる木質チップの安定調達についての状況をお聞きしたいと思います。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

先ほども説明させていただきましたが、昨年度3月9日の令和2年度第2回再生可能エネルギー農山村活性化協議会においては、140キロワット級の発電施設となること、東京電力日野変電所受電増強工事のため、接続売電が令和4年12月となることなどの確定事項が報告されましたが、そのほか話し合われた原材料の集積・計量・チップ化の内容等について懸念が残りました。

その件については、令和3年6月30日に開催された令和3年度第1回再生可能エネルギー農山村活性化協議会においても多くの時間を費やして協議されましたが、140キロワット級の発電には1日4トン、年間で約1,300トンの木材が必要となり、安定供給可能量は3基稼働した場合の3,900トンではなく、1基稼働の1,300トン程度が妥当な見込みです。

以上です。

○議長（谷 正君） 宮田議員。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） 1,300トン年間必要だということで、今現在調達ですか、ということについては、事業者等々とお話をしていると思うんですけれども、調達可能なんですか。

○議長（谷 正君） 企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） お答えいたします。

バイオマスの発電所の許認可に関しましては、原材料の供給についての証明が必要となってまいります。ですので、現在ということではなく、もう3年前の状況の中でこの1日4トン程度であれば供給ができるという林業者委員さんと発電者委員さんの約束事の中でもこの

量というのは決まってきたところでございますので、この量を使った、要するに1基分のヤードについては計画通り進むと。それ以上になってくるといろいろ考えていかなければならないということに現在なっております。

以上です。

○議長（谷 正君） 宮田議員。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） 140キロワットでは大丈夫ですよという認識でよろしいでしょうか。

○議長（谷 正君） 企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） お答えいたします。

先ほどもお話しましたとおり、協議会の中には発電を実施する発電事業者委員、そして林業、木を持って来る林業者委員がいる中で決まってきたことでございますので、それはこちらで間違いであろうとか、正しいであろうということではできませんので、そのような話として協議会の中では進んでおります。

以上です。

○議長（谷 正君） 宮田議員。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） 分かりました。

そこで、チップでしようけれども、多分。先ほど同僚議員が質問のときに、要するに熱利用のときにチップを乾かすだけでお湯の利用というのは考えていないよと、できないよというお話でしたよね。最初から何て言うんですかね、140キロワットになったときは、もう最初からお湯の利用というのは考えられなかったのかどうなのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（谷 正君） 企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） お答えいたします。

もともと発電機を置く場所と農地との位置的關係等も考えていくに当たりまして、それなりのやはり規模がないと、給湯、給水ではなくて給湯、熱水を送っていくインフラ整備のほうはどうしてもお金がかかってしまう、そういったこともありますので、当初はまずしっかり発電ができて売電ができることに特化したほうがいいのかということで委員会のほうは進んでまいりました。

以上です。

○議長（谷 正君） 宮田議員。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） その委員会の中でそういうお話になったということで、もしと言うよりも1号機ですよ、最初作るのは。ちょっと飛躍かもしれませんが、ユニットですから2号機、3号機ともしやった場合に、お湯の利用というのは考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（谷 正君） 企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） お答えいたします。

現状としては、そういうことができるようになればいいねという話は出ておるところではございますけれども、やはり経済的に無理をして続かないことであったり、また利用者が現状の農業形態の中でどれぐらいいるかということについてもしっかり調査をしているわけではございませんので、どれだけ投資できるかという部分が重要になってこようかと思っておりますので、その件に関しましては、今後2号機、3号機が動くことになってから考えるべきではなかろうかと思っております。

以上です。

○議長（谷 正君） 宮田議員。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） 分かりました。

私考えていたのは、要するに自前で申し訳ないんですけども、発電しますよと、その発電するときにガスエンジンで回しますよ。ということは、熱が出るなど、車と一緒にね。車はクーラントを回して冷やすわけなんですけれども、どういうふうに冷やすかちょっと私には分からないんですけども、このバイオマス発電はね。ホームページを見ると、お湯を使って何て言うんですか、管理農業とか管理漁業、それから木材の乾燥とかそういうものが載ってまして、そういうこともできるんだなという意識の中で質問させてもらったんですけども、そういうものをヨーロッパでは1,000基ぐらいですか、もう稼働して実績がありますよということだったものですから、そういうものがあればまた町の活性化にもつながるんじゃないかという思いがありましたので、その点についてちょっと聞いてみたんですけどもね。

今後それから考えるということも大事かもしれませんが、お湯の利活用をどういうふうにしていって、若者の就職、仕事とかができれば、町も若者が来ればにぎやかになる

のかなと。子供たちが生まれればそこで人口減少も緩やかになるのかなということで、そういう思いで皆さんに質問したわけですけども、今後そういうもしエネルギーという自前のできるものがあったら、できればいろいろな意味で何と言うんですかね、ものの考え方、こればかりではなくて次、次というものを提案していただければ町の活性化になるのかなと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（谷 正君） これで宮田和彦君の質問を終わります。

これで暫時休憩をいたします。

そのままお待ちください。

休憩 午後 2時55分

再開 午後 2時56分

○議長（谷 正君） 休憩を閉じ会議を再開します。

◇ 長 田 美 喜 彦 君

○議長（谷 正君） 6番議員、長田美喜彦君の質問を許可します。

長田議員。

〔6番 長田美喜彦君登壇〕

○6番（長田美喜彦君） 失礼してマスクを外します。

○議長（谷 正君） はい、どうぞ。

○6番（長田美喜彦君） 長田でございます。よろしくお願いいたします。

通告に従って質問をいたします。共立湊病院の解体についてということと再生可能エネルギーのための開発について。もう一つは選挙の投票率についてということで質問をさせていただきます。

私は、病院議会におきまして一般質問を行いました。管理者に伺いましたら、「解体におきましては、コロナが収束をしてから運営会議に」との答えが返ってまいりました。下田に

共立病院が移りましてはや10年が経過をしようとしております。町民の方からは、大変に見苦しい、そしてイノシシやほかの鳥獣の害も大変増えているよということを聞いております。いつごろ解体するのかという声も聞きます。病院の構内の土壌汚染も終わり今後は解体に向かう方向にあると思いますが、この件について最近の運営会議において話し合いがなされたかを伺いたいと思います。また、解体に向けての計画及び工程がありましたら伺いたいと思います。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

共立湊病院跡地における旧病院施設等の解体に向けては、所有している一部事務組合下田メディカルセンターが主体となり作業を進めており、令和4年度に解体工事に着手する予定でありました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の蔓延による病院事業の先行き不安などから、令和3年2月開催の運営会議において、病院事業会計の令和3年度当初予算には、解体に伴う追加設計委託料などが予算措置されなかったことから、令和4年度での解体作業の着手は難しい状況になりました。

旧病院施設を病院組合で責任を持って解体することは、既に首長間で約束されたものでありますので、この運営会議以降に病院解体の時期について協議は行われておりませんが、当該施設が残存する地元自治体としては、早急な解体を引き続き強く働きかけてまいります。

以上です。

○議長（谷 正君） 長田議員。

〔6番 長田美喜彦君登壇〕

○6番（長田美喜彦君） これは前から問題になっておりまして、現在あの建物の中で犯罪や火災が起きたらという声も聞きます。前に聞きましたけれども、ユーチューブに上げて何かあったという話も聞いております。中で結局外部の人たちが来て、あの中で行動を起こすということがあってはならないのではないかなと思っておりますけれども、町長、その点についてどのように考えていますか。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

ユーチューブ等では、下田市の廃墟となったホテルなどの動画が投稿されているのはテレビで見ました。あまりユーチューブも私見ないものですから。今、議員がおっしゃられた共立湊病院でそういうことがもしあったとしたら、それも存じ上げませんので、早急にこれは管理者である下田市長に提言して、やはりその安全確保というんでしょうか、人が入れないような対策をしっかりとらないとちょっとうまくないなというふうに感じましたので、その辺は働きかけていきたいと思います。

以上です。

○議長（谷 正君） 長田議員。

〔6番 長田美喜彦君登壇〕

○6番（長田美喜彦君） その点もよろしくお願いを申し上げます。

また、解体におきまして、費用負担の問題があると思うんですが、この前ちょっと副管理者と別件で話をしたときには、副管理者は、私は南伊豆町の町長に幾らぐらい出せるのかなと言う話も私に問うてみたらという話がありました。これは正直言いまして、病院組合1市5町のものでございますので、南伊豆町のものだけではないと私は認識しておりますので、その点も町長、運営委員会の中で強く皆さんと話し合いをして、均等な金額で解体をしていただきたい。その後のことはまた後で話し合うというような方向に持って行ってもらいたいなど私は思っているんですが、その点町長はどのように考えておりますか。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

旧病院施設等是一部事務組合下田メディカルセンターが所有しており、解体責任は当然同組合にあります。解体費用については、除却債を活用することになっておりますが、元利償還に係る資金不足なども危惧されております。その際、支援等については協議が必要と思われませんが、1市5町の共有資産の除却に起因するものであることから、構成市町全体で責任を負うことになります。

今おっしゃられた副管理者が南伊豆町は幾ら金を出してくれるのというそのことは私も言われておりますけれども、南伊豆町でお金を出して解体するとか、あそこの土地を購入するとかということではないので、副管理者のほうに、また西伊豆の町長にそのように丁寧に説明しておきます。

以上です。

○議長（谷 正君） 長田議員。

〔6番 長田美喜彦君登壇〕

○6番（長田美喜彦君） 本当にその点については、十分に話し合いを持って早急に解体のほうに向けてお願いをしたいと思っております。

また、ここで解体後のことを話をしてもしようがないと思うんですけども、町はこの件について、解体後の件につきましては、どのような方向に持って行ってもらいたいとかそういう要望はあるのかなのか。

また、今現在、杉並区の土地も空き地となっております。私としますと、あの土地が広大な土地でありますので、やはり杉並区といろいろな協議を重ねながら、誘客ができるような場所に持って行ってもらいたいなと思っております。これは病院組合のほうの問題もあると思うんですが、町としたら、やはりあの広い土地でありますので、やはり誘客ができるようなところに考えてもらいたいなと思っております。その点町長はどのように考えていますか。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

旧共立湊病院解体後における跡地利用については、現時点においては既存の介護老人保健施設「なぎさ園」、「みなとクリニック」の敷地以外の部分でその活用方法についての確定したものは報告を受けておりません。

病院跡地の処分に係る最終的な判断は、一部事務組合下田メディカルセンターが土地所有者であるため、同組合において主体的にその活用方法が検討されるものと理解しております。

本町としては、解体後の跡地利用がよりよいものとなるよう地元湊区と連携しながら、病院組合に働きかけていきたいと考えております。

その中で、杉並区の元学園跡地も同じように利活用ができれば、これはまた観光もはじめいろいろないい拠点になるのかなと考えております。

以上です。

○議長（谷 正君） 長田議員。

〔6番 長田美喜彦君登壇〕

○6番（長田美喜彦君） 本当に広い土地ですので、いろいろな催し物ができるようなところになると思うんですね。ですから、その点を杉並区や病院組合の首長さんたちの考え方を

運営会議において、南伊豆町として声を大にしてお願いをしていったらいいかと思っています。これはお願いですので、町長の頭の中に入れておいていただきたいと思います。

次に、再生可能エネルギーのための大開発についてということで伺いたいと思います。

現在、国は脱炭素ということで太陽光発電や風力発電等を推進しているわけですが、私たちから見ますと、やはり今現在、大瀬から石廊崎にかけての大きな太陽光発電を見ますと、やはり今後、漁業に対しまして何らかの影響がなければよいなという頭でおります。というのは、大きな開発でありまして、やはり雨が降ったり台風等が来たときには、今後どのようなようになるのかなという不安も抱えております。

現在、伊東市や函南町等で太陽光発電においては反対運動も起きております。また、係争中でもあると伺っております。今後、町では、このような事態にならないような考え方があるのかなのか。太陽光発電の大規模開発について町はどのように思っていますか。それを伺いたいと思います。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

再生可能エネルギーの利活用については、地球規模での環境問題と捉え、政府一丸となつての最重要施策と認識しており、これら施設の設置・開発などにおいては、全てが好ましくないもの、あるいは全てが好ましいものとは考えておりません。

近年の気候変動に起因する大規模災害などを踏まえれば、エネルギーの地産地消は急務と捉えており、本町のように伊豆半島最南端という地勢的面からも孤立が確実に想定される中で、災害復旧等の遅れが懸念されており、とりわけ電力の確保が一番後回しになるのではないかと危惧されております。

このようなことから、可能であれば我が町で生産された電力を災害時には町内に供給できる仕組みづくりができないものかと常々考えております。

現時点で、県内において太陽光発電の抑制区域に関する条例等を制定しておらない市町は、南伊豆町、三島市、御殿場市、小山町、川根本町、森町の6市町となっておりますが、本町で定める景観条例などをもって環境への配慮や災害防除も含めた規制強化を進めながら、町民の皆様からご理解いただけるものとして取り組む必要があると認識しております。

また、これら開発等による河川や海岸線への影響などは、既存の法制度の順守をもって規制可能であります。天候不順や予期せぬ自然災害などによる不慮の事故などがゼロとは言

い切れませんので、事前に地域住民の皆様との相互理解に努め、適切な説明責任を果たすべきと考えております。

以上です。

○議長（谷 正君） 長田議員。

〔6番 長田美喜彦君登壇〕

○6番（長田美喜彦君） ありがとうございます。

先ほど同僚議員が質問した森林環境保全ですか、そういうことも踏まえながら、やはりこの点についても考えていってほしいなと思っております。

その中で、南野線に「守ろう自然の緑、社会のマナー」という看板がありました。これも町で設置したのだと思うんですが、その点はどこが設置したのか分かっているでしょうか。

○議長（谷 正君） 地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君） 三叉路のところでしょうか。

○議長（谷 正君） 長田議員。

〔6番 長田美喜彦君登壇〕

○6番（長田美喜彦君） 風力発電の入り口のところです、南野線の。ちょうど石廊崎へ下るところとちょうど山の尾根というか道の尾根にありました。

○議長（谷 正君） 地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君） それは多分山林の所有者の方が設置したものかと。町では設置していませんのでというご回答しかできません。

○議長（谷 正君） 長田議員。

〔6番 長田美喜彦君登壇〕

○6番（長田美喜彦君） それがね、誰が立てようといいいんですけれども、ただ立派な看板でちゃんとしたものでありましたので、緑を守ろうということは自然を守ろうということだと思っんです。

だから、そこで結局やはり一方脱炭素の時代でありますので、矛盾しているのではないかなというのが大分頭の中にあるとしまして、そういう看板があるということは、やはりそういう大きな開発をしないというようなものであったのではないかなという頭がありました。

その一方で、この間も町の町有林、青市で28日には「山を整備することできれいな川、豊かな海をつくる環境保全活動、漁師のまちづくり」というプロジェクトがあったと聞きました。その中で、結局植樹祭を開き、120人の参加がありましたということが新聞に載ってお

りました。

やはり自然を守るのと、要するに大規模な開発をして太陽光発電や風力発電をするということは、どうも矛盾しているのではないかなというふうに私は思っております。町としても自然を守りながらそういうものを進めていくという方向において、やはり私は、何らかの条例を作るのがいいのではないかなと思っておりますけれども、その点町長はどのように考えておりますか。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

先ほども答弁したとおり、現時点では本町では条例制定ということは予定としては考えてはおりません。現状の景観条例等をもって適切に対応していきたい。このように考えております。

以上です。

○議長（谷 正君） 長田議員。

〔6番 長田美喜彦君登壇〕

○6番（長田美喜彦君） やはりあまり大きな開発というのは、どこかで歯止めをかけなくてはいけないのではないかなと私は思っております。太陽光や自然エネルギーも本当に必要なものはやはりやらなくてはいけないという頭でおりますけれども、やはり自然を大規模に壊してまでもそれがいいのか。結局、今後要するに南伊豆町を守るためには、やはりこの自然をある程度生かした観光等で生きていくのがいいのではないかなと私は思っております。この自然もやはり海岸線、森林等があつてこそその南伊豆町ではないかなと私は思っているんで、やはりその点を少し考えながら進めていってほしいと思います。

今、条例設定の考え方はないという町長のあれでしてけれども、今後やはり規模的なもので係争が起きないような考え方ありましたらちょっとお答えができればと思います。

○議長（谷 正君） 副町長。

○副町長（橋本元治君） お答えをいたします。

町長は条例を作らないというのは、太陽光それから風力発電とか特化したものについては、現行では作る計画はないということです。議員もご心配なんだと思いますが、大規模な開発であるとか縷々そのようなものについては、本人と申しますか、個人様のお持ちの所有者が好き勝手にできるというようなことでは現状ありませんので、その辺はもう本当にご心配の

ないようにしていただければというふうに思います。

○議長（谷 正君） 長田議員。

〔6番 長田美喜彦君登壇〕

○6番（長田美喜彦君） 今後、やはり係争が起きないようにものと考えていってほしいなという頭でひとつお願いをしておきます。

この問題はこの程度にして、また後で何か事が起こりましたらではまずいんで、早めに考えておいていただきたいと思っております。

また、次に、選挙の投票率ということで、選挙管理者にちょっと聞きたいと思うんですが、今後、参議院選挙、衆議院選挙、投票率が下がっておりますよね。それで、私がちょっと参議院選挙のときに、ある人達に質問してみました。選挙に行って、お願いしますよと言って話をしていましたら、近ければ行けるけれども、バス代を使ってまで行けないななんていう話もありました。これは本当なんです。そして、ある人にも聞いたら、近くであれば歩いて行けるんだけど、少し遠くでは人を頼んでまで行けないなという話もありました。

できれば、今やっていると思うんですけれども、出前の要するに投票所等も多く考えていってもらいたいと思うんですが、その点どうでしょうか、考え方は。

○議長（谷 正君） 総務課長。

○総務課長（渡邊雅之君） お答えをいたします。

令和3年度に実施をされた選挙の本町における投票率でございますが、町長選挙は59.05%、県知事選挙は64.01%、参議院静岡県選出議員補欠選挙は57.69%、衆議院議員総選挙では64.09%で、前回結果と比較をいたしますと、町長選挙で15.83%の下落、県知事選挙で5.57%の上昇、衆議院議員総選挙で2.13%の下落となっております。

県全体の投票率を見ますと、県知事選挙は52.93%、参議院静岡県選出議員補欠選挙は45.60%、衆議院議員総選挙の全国の投票率は55.93%となっております。いずれも本町の投票率が上回っているものの、全体的な傾向としては、過去と比較して投票率は低下をしておりますが、本町の県内での投票率の順位を見ますと、県知事選並びに参議院の補選が4位、衆議院の総選挙で5位と比較的上位にはついているところでございます。

6月の県知事選挙におけます年代別投票率を分析いたしますと、10代が24.75%、20代が36.63%、30代が52.94%と、若年層の投票率が低い状況であることから、選挙管理委員会といたしましては、現在実施をしております期日前投票所の増設のほか、若年層への啓発品の配布、県立下田高校南伊豆分校等での選挙出前授業の実施、不在者投票制度の周知や進学等

で引っ越す際に住所を移す案内などの投票率向上対策を引き続き実施をしてみたいと考えております。

また、議員がご指摘のありました期日前の移動投票所につきましては、知事選、参議院議員の補選につきましては、3日間6か所を回ってございます。また、衆議院議員につきましては、解散が突然の解散でありましたので、若干準備がこちらのほうも整わず、1日2か所の設置でありましたが、今後もこれらを活用しながら投票率の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（谷 正君） 長田議員。

〔6番 長田美喜彦君登壇〕

○6番（長田美喜彦君） だんだん町も人も高齢化になってまいりまして、やはり先ほど述べたように、近いところであれば行けるけれども少し遠くではなかなか行けないよと。やはりバス代を使ってまでも行きたくないよという人の意見もありますので、そういう点も踏まえながら今後投票率を上げて行ってほしいなと思いますので、ぜひともこの点も町として考えていってほしいと思います。

これで私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（谷 正君） 長田議員の一般質問を終わります。

◎散会宣告

○議長（谷 正君） 本日の議事件目は終わりましたので、会議を閉じます。

本日はこれをもって散会します。

なお、12月定例会2日目は、明日9時半から同議場で開催しますのでご参集をお願いいたします。

以上をもちまして散会します。

お疲れさまでした。

散会 午後 3時22分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 谷 正

署 名 議 員 比 野 下 文 男

署 名 議 員 加 畑 毅

令和3年12月定例町議会

(第2日 12月2日)

令和3年12月南伊豆町議会定例会

議事日程(第2号)

令和3年12月2日(木)午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 諮第 2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 4 議第83号 専決処分の報告及び承認を求めることについて(令和3年度南伊豆町一般会計補正予算(第6号))
- 日程第 5 議第84号 南伊豆町三坂財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 6 議第85号 南伊豆町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 7 議第86号 南伊豆町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 8 議第87号 南伊豆町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例制定について
- 日程第 9 議第88号 工事請負変更契約の締結について(令和3年度道路メンテナンス事業来宮橋橋梁補修工事)
- 日程第10 議第89号 指定管理者の指定について(石廊崎オーシャンパーク)
- 日程第11 議第90号 指定管理者の指定について(湯の花観光交流館)
- 日程第12 議第91号 令和3年度南伊豆町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第13 議第92号 令和3年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議第93号 令和3年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議第94号 令和3年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第16 議第95号 令和3年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議第96号 令和3年度南伊豆町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議第97号 令和3年度南伊豆町一般会計補正予算(第8号)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1番	黒田利貴男君	2番	宮田和彦君
3番	比野下文男君	4番	加畑毅君
5番	谷正君	6番	長田美喜彦君
7番	稲葉勝男君	8番	清水清一君
9番	漆田修君	10番	齋藤要君
11番	横嶋隆二君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	岡部克仁君	副町長	橋本元治君
教育長	佐野薫君	総務課長	渡邊雅之君
企画課長	菰田一郎君	地方創生室長	勝田智史君
地域整備課長	飯田満寿雄君	商工観光課長	大野孝行君
町民課長	齋藤重広君	健康増進課長	山田日好君
福祉介護課長	高橋健一君	教育委員会 事務局長	佐藤由紀子君
生活環境課長	高野克巳君	会計管理者	佐藤禎明君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 廣田哲也 係 長 内藤彰一

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（谷 正君） 定刻になりました。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

これより、令和3年12月南伊豆町議会定例会本会議第2日目の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（谷 正君） 本日の議事日程は、印刷配付したとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（谷 正君） 日程第1、会議録署名議員を指名します。

南伊豆町議会会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

3番議員 比野下 文 男 君

4番議員 加 畑 毅 君

◎一般質問

○議長（谷 正君） 日程第2、これより一般質問を行います。

◇ 漆 田 修 君

○議長（谷 正君） 9番議員、漆田修君の質問を許可します。

漆田議員。

〔9番 漆田 修君登壇〕

○9番（漆田 修君） 9番、漆田です。

通告では、一般廃棄物処理基本計画と広域連携というテーマで質問を出しておりますが、初めに、第5次環境基本計画の環境施策である地域環境共生圏は、地域の活力を最大限に発揮し、環境で地方を元気にしていくとともに持続可能な社会をつくるとしており、リサイクルをはじめ、循環分野における積み重ねが不可欠だと言われております。焼却、埋立て中心のごみ処理から減量とリサイクルを重視したごみ処理行政へ、そして今、ごみ問題は、持続可能な社会を実現するための環境対策の主要なテーマとなっております。

今般、質問要旨に関連して、さきの9月議会では、同僚議員2人が環境省通知に基づく持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化と本町の対応について一般質問をしております。私も、総務省所管の圏域ガバナンスの法制化と自治体間の合意形成、紛争解決の反射的な要求などに対する当局認識等々を問いましたが、いずれも質問者の意を満足させる答弁を得ていないまま、この12月議会に来てしまったところであります。

11月24日、全員協説明の1市3町の一般廃棄物（ごみ）処理基本計画概要を頂きましたが、本町の第5次循環基本計画、こちらの第5章の5の関係の観点から幾つか質問させていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

第1点目であります。質問通告の①、こちらですが、広域化・集約化についてであります。

持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化は、さきに述べたように、同僚議員の質問のとおりでありましたが、1市3町のごみ処理基本計画を前にして、改めて当局認識を問いたいと思います。それは、環境省通知により、平成10年度の1,769施設から平成28年度には1,120施設と要するに施設が約4割減少し、そして、さらなる取組が求められているところであります。

第4次基本計画では、地方部での人口が大きく減少することが推計されており、特に1万人未満の市町村では、2050年には2010年の約半数に人口が減少すると推計され、これに加え、人口減少の進行により、ごみの排出量もさらに減少していくことが見込まれるところ、将来にわたって廃棄物の適正な処理を確保するためには、地域において改めて安定的かつ効率的な処理体制の構築を進めていく必要があるとした上で、このためには、市町村単位のみなら

ず広域圏での一般廃棄物の排出動向を見据え、廃棄物の広域的処理や処理施設の集約化を図るなど、計画的に進めていくべきであると国は、環境省は指導しております。

そして、都道府県においては、これは大見出しだけ申し上げますが、1番目、広域化・集約化の必要性として、持続可能な適正処理の確保、そして2番目が気候変動対策の推進、廃棄物の資源化、バイオマス利活用の推進、災害対策の強化。それで2番目の広域化・集約化計画の策定としては、計画策定主体、そして人口及びごみ排出量等の将来予測、3番目がブロックごとの廃棄物処理体制の検討、これは24日に説明のあったブロック化、地域化という話につながってくるわけですね。

それらの各事項、ここにございます、前回も同僚議員が言いましたが、これ環境省の通知、これに基づいた都道府県の在り方、そして各市町村の対応の仕方はどうかということも前回も当局は答弁されましたが、明確な分かりやすい答弁ではなかったということでもあります。そして、そうしたこの今申し上げたようなことを留意の上に、県内の各市町と連携し、広域化・集約化計画を策定し、安定的かつ効率的な体制の構築を推進されたいという趣旨の通知がなされたのであります。先ほどお見せしましたこれですね。

そして、一方、総務省は、第32次地制調答申で各自治体間の広域連携をうたい、それで各行政分野ごとの広域化を推進しています。

前回も同じ内容の質問をしていますが、圏域ガバナンスの法制化を念頭に、町長は、この広域化、集約についてどのような認識をお持ちか、それをまず最初にお答えをいただきたいと思えます。これは前に、11月24日に基本計画書を頂きましたね、それに基づいて、大分状況は変わっていると思うんですね、ですからその辺も含めて、ただいま申し上げました質問に対してご答弁を賜りたいと思えます。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

ごみ処理の広域化に向けては、ごみ処理に伴うダイオキシン類の排出削減を主な目的として、平成9年5月に「ごみ処理の広域化計画について」とする厚生労働省の通知が示され、全ての都道府県において広域化計画が策定され、都道府県及び市町村によるごみ処理の広域化及び処理施設の集約化に向けた取組が進められてまいりました。このことから、全国のごみ焼却施設数は、平成10年度の1,769施設から平成28年度には1,120施設と約4割が減少し、施設の平均規模においても、平成10年度の1日109トンから平成28年度には161トンとなるな

ど、施設の集約化・大規模化が着実に進んできたところであります。また、ごみ焼却施設でのダイオキシン類の排出量についても、平成10年度の年1,550グラムT E Qから平成28年には24グラムT E Qと大幅に削減されており、ごみ処理の広域化は、所定の成果を上げております。

このような環境面からの観点と、1市3町の厳しい財政状況及び廃棄物処理施設の老朽化の進捗状況などを鑑みれば、広域化は不可欠であると考えられ、将来にわたり持続可能な適正処理機能を確保するためにも、中・長期的な視点で安定的かつ効率的な廃棄物処理体制を構築することは必須であると認識しております。

以上です。

○議長（谷 正君） 漆田議員。

〔9番 漆田 修君登壇〕

○9番（漆田 修君） ありがとうございます。

先ほどお見せした通知の中に、なぜ広域化・集約化が必要であるか、その必要性については、今、町長の答弁の中に2つほど含まれておりましたが、さらにもう一つ付け加えますと、昨日も実は同僚議員が質問したと思うんですね、その中の災害対策の強化ということですね。ですから、集約したときに、例えば災害を地域的に、偏在に受けたときに、その増における災害廃棄物の焼却処理、そういったものが、集約化すると、全部を満足し切れない状況が発生すると思うんですね。

ですから、そこに対しては、さきの下田審議会の協議会等では、その辺が焦点、論点になったと思うんですが、ちょっと脱線しますが、町長、どうでしょうね、その辺はどう考えていますか。これ、通告にありませんけれども。担当課長、担当でもいい、どっちでもいいです。

○議長（谷 正君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高野克巳君） お答えします。

災害廃棄物につきまして、24日の全員協にもちょっと説明させていただきましたけれども、今回の広域に関しましては、全体の焼却の中の58トンの中の1割という形で計算されております。24時間で1割、16時間稼働でその下の3.8%ぐらいという形で見ていますけれども、これに関しましては、災害廃棄物が、地域防災計画における災害廃棄物の量がかなり多いということで、それを全部処理するとなると、かなり大きな施設規模となってきております。

その中で、今回の全国的なそういった施設の平均値を取りまして、5%、10%という形で、

今回、災害廃棄物の処理に関して施設のトン数を出している形になっております。

以上です。

○議長（谷 正君） 漆田議員。

〔9番 漆田 修君登壇〕

○9番（漆田 修君） 分かりました。

これは、町長、十分念頭に置かれたほうがいいと思うんですよ。下田市議会の協議会の、これ、KTVを見ながら私、その状況をちょっと見たんですが、結局、答弁に市長も困っているわけですよ。結局、例えば69トンのマックスの処理燃料、これから想定するわけですが、1日当たり、そうした場合に、実際に災害廃棄物がない場合は、実際の稼働率は16.1%、約16から17%しかないというような、そういうプラントが出来上がるという構想になっちゃっているんですね。ですから、その災害廃棄物は、将来の量的な予測というのは非常に難しいなと思うんですね。ですから、例えば首長間で議論をするときには、その辺は重要なウエートを占めてくるなどは私は類推します。

ですから、十分その辺を頭に入れながらお話をさせていただきたいということをこの段で申し上げておきたいと思います。こればかりではちょっとあれですから、次の質問に入らせていただきますが。

2番目に、実は、ごみ処理の基本計画書を11月24日に頂きまして、その内容に対する細かい質問ということで、2番目を想定しました、想定してお話をしております。当局より提示された1市3町のごみ処理基本計画概要については、抜粋目標、下のほうにありますね、目標ありましたね、そういう目標や物質フロー、これ、ものの流れなんです、物質フロー指標及び排出抑制・リサイクル推進施策等について詳細質問をいたします。

その順番は、最初に数値関係から入りますが、第5次基本計画書にも表示のように、循環型社会を形成するためには、どの程度の資源を採取、消費、廃棄していくのか、その全体像を的確に把握し、その向上を図っていく必要があります。そのためには、今、私が申し上げました指標とか、そういうものが重要になってくるわけです。それで、その前の5年間、第4次の循環基本計画では、第1次が2000年から2005年、循環型社会基本法が制定されたのがちょうど2000年ですから、2000年を基本に、2000年に比べ何年、何年というような、そういう表現をこの報告書の中ではしておりますが、第1次の2005年から第3次2015年までの循環基本計画に引き続き、循環型社会の全体像を把握し、その向上を図るため、物質フロー指標として、要するにものの流れの指標の3つの断面である入り口、循環、出口、この3つ

を代表する指標、代表指標を資源の生産性、それから循環利用率、最終処分量とし、数値目標を設定しております。

なお、循環利用率については、総物質の投入量を分母とした入り口側の循環利用率と、廃棄物の発生量を分母とした出口側の循環利用率の両方を代表指標とし、数値目標を設定しております。近年は、資源生産性、入り口側の循環利用率、そして最終処分量の値はいずれも横ばいとなっております。

このような状況を踏まえ、中・長期的な方向性を各主体が共有して、着実に取組を推進することに加え、人口減少による廃棄物の減少や、GDPに対する政府経済見通し等の社会経済状況の変化を考慮することで、2025年を目標年次として、次に示す数値を目標としております。これは政府のほうなんです。

まず、最初に言いました資源の生産性はトン当たり49万円、さっき言いました基準年の2000年度の約1.8倍。そして、入り口の循環利用率は約18%、これは2000年度の1.8倍。それで、出口については47%、これちょっと高いんですね、これは1.3倍。それから最終処分量、これは先ほど頂きましたごみ処理の基本計画書の中にも掲載されております、それを全部足したものが国の推定量になるんですが、国全体では1,300万トン、これは2000年度からの7%減、逆に減額していますね。減量化が進んだということが表れていると思います。

お渡し済みの資料2があります。これは、担当課長、町長にこれ回しておりますね。実はこういう非常に細かい、私なりに計算した数値であります、これはお渡ししておりますが、その中に、物質フローの指標値と比較した際の当局見解、物質フローの2番目は、これ海外からの輸入量も入っておりますので、本町においては算定しにくいんで、それは結構でございますが、それ以外と、それから当町なりの算定した細かな基本計画の中で目標値がありますね、ごみの総排出量はどうか、排出の資源化率はどうか、そういった率を踏まえて、その数値的な現時点の数値に対してどういう認識をするか。ちょっと難しいんですよ、これ、国のほうとも勘案もあります。

それと、あわせて、広域処理の方針の中で、本町だけちょっと確定的な表現になっているんですね。下田市は、「協議して検討していく」、要するに1市3町で、こういう表現です。それで、松崎町は、「広域化も含めて検討していく」。西伊豆町は、「広域処理について検討する」。それで本町だけは、「共同処理による処理体制を構築する」という表現なんです。下田がこういう表現なら私は納得するんですが、何で、ある意味巻き込まれたというか、参加する側の南伊豆町が、自分は主導的な立場のような表現をこのごみ処理の基本計画の中

でうたっているのか、それがこの中で2番目の質問ですね。

3番目、ちょっとこれ、通告ありませんが、あと、抑制処理リサイクルの推進に関する施策の中で、これ前に、3月に頂きましたね、この中で、実はそれぞれの自治体、それから住民、それで事業者の責務という表現で、この第5章の5にうたっているんですよ、この中でね。その中で、下田、松崎、西伊豆は、町民の責務というか役割なんですね、それから自治体の役割、事業者の役割、それで本町だけは、ごみの発生・排出抑制の推進に関する細々した施策、それから2番目で、再利用、リユースとリサイクルの推進に関する細々とした施策をうたっているだけなんですよ。

ですから、それぞれの1市3町間の政策の比較をするときに非常に理解しにくい。ですから、改めてこれを見てくださいますと言えれば分かるんですが、これがない人は、じゃどうするんですかね。だから、それであえてこういう表現を取ったのは何か。

この3つをお答えください。数値上のことが難しかったら、指標の判断については課長でもいいですよ。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

私のほうで答弁をした後に、担当の課長のほうから答弁をさせます。

下田市、南伊豆町は、一般廃棄物処理基本計画、松崎町、西伊豆町は、ごみ処理基本計画をもって、ごみ処理に関する基本計画が規定されており、松崎町を除く1市2町では、物質フローにおける出口側の資源化率と最終処分率の目標値なども設定されております。

平成30年に閣議決定されました第4次循環型社会形成推進基本計画においては、物質フローの政府設定目標が設定されておりますが、投入物質では、輸入資源や国内資源含水等の分析を行わなければ、入り口側の循環利用率は算出されません。

一方で、1市3町における物質フローでは、出口側のみの目標設定となっていることから、政府が示すような物質フローの比較は困難な状況となっております。

また、本町の一般廃棄物処理基本計画における広域処理の方針が前向きな表現となっている理由としては、同基本計画の策定日が他市町の計画策定日より間近の本年6月であったことや、1市3町による広域化参加表明後の計画策定であったことなどから、「下田市、松崎町、西伊豆町との共同処理による処理体制を構築する」とした具体的な表現としております。

以上です。

○議長（谷 正君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高野克巳君） それでは、議員の最後の質問のほうのことについてお答えしたいと思います。

一般廃棄物処理計画の中で、ほかの市町と違う表現となっている理由につきましては、令和2年度に環境基本計画を当町においては策定をしております、その環境基本計画の中で、町民、事業者及び滞在者という形で役割を規定しております、その流れの中で、この一般廃棄物処理計画を立てておりますので、一般廃棄物処理計画においては、具体的な施策という形で南伊豆町においては計画を立てております。

以上です。

○議長（谷 正君） 漆田議員。

〔9番 漆田 修君登壇〕

○9番（漆田 修君） 先ほど、町長と課長ちょっとこっち見てもらって、町長答弁の中で、循環利用率の入り口のことについては分かっているんですが、その数値の算定が困難であるということは理解しますが、その数値そのものを見て、本町でも一応出口は計算できるわけですね。下田でいきますと12.4、南伊豆町は14.3という数字が出るんですが、国のほうで算定した数値に対しては、非常に乖離率が高い。実際、国の算定は47%ですね、出口はね。本町の場合は、現状で14.3%という非常に低い数字を示している。これはどういうことかという、考えられるのは、計算式の中の分母が小さいか、逆に分子が小さいか。分子ということは、循環利用量が少ないのか、あるいは廃棄物の発生量は逆に多いのか。この2つしか考えられないんですね。

ですから、その辺の認識問題、認識に対する答えも実はいただきましたかったんですが、課長、この場で分かりますよね。ちょっと答えてください。

○議長（谷 正君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高野克巳君） お答えします。

議員がおっしゃられるように、国の指定しているものの物質フローにつきましては、先ほど議員もおっしゃられましたけれども、輸入、輸出及びその物質について分析をした上で国が出している数値となります。町のごみに関しましては、輸出、輸入に関して分析をしておりますので、入り口側の数字を出すことはできません。議員のおっしゃられる出口側は今現在14%、一般廃棄物処理計画においての数値は21%という目標を立てております。そういった中で、やはり南伊豆町のごみの量とか可燃の部分、可燃の量とかの形で、分母が大きい

のは確かだと思います。

そういった中で、今回の減量化のロードマップの中で分析しながら現在、組成調査を行っておりますので、その中で、この21%という目標に対して、その下の計画であるロードマップにおいて具体的な施策を考えていきたいという形で考えております。

以上です。

○議長（谷 正君） 漆田議員。

〔9番 漆田 修君登壇〕

○9番（漆田 修君） 理解しました。

組成調査とか3成分については、最後の質問で用意しておりますので、それは逆に今の答えではなくて、今の答えにふさわしくなくて、実は減量化の結果、そういう具合に6種類の組成成分とか3成分については数字が減量化に直結するという数値上の理解は、そういう捉え方が一般的なんですよ。ですから、これは最後にもう一回言いますので、そのときまた改めて答えてくださいね。これ、2番目はこの辺にします。

もう一つ、今度は別の資料、A4の別資料の別紙3、資料3というのを当局にはお渡し済みであります。これ、ちょっと現況の、長いんですね、こういったものなんですが、これは課長、町長に渡していますよね、資料3は渡していますよね、行っていますよね、管理費の数値が羅列されたものですが、この中で、実は、これは後ほど説明します、説明というか質問します。平成29年度の一般廃棄物の処理実態調査に基づく数値と広域担当者会議での建設費、運営費が自治体別に記述されております。処理及び維持管理費も決算ベースで示されておりますが、環境省の長寿命化総合計画、ごみ焼却施設編によると、平均使用年数は30年ですが、今プラントの話です、長いものでは45年から51年まで延びている施設もあります。

ここで1市3町の施設を考えると、松崎町と西伊豆町の施設は、今使用勝手の一番いいときで、灰聞ですが、西伊豆町の担当者は40年間は使えると言い、しかも使用割合は能力の30%しか使っていませんし、焼却炉の横に最終処分場、要するに灰捨場があり、今後10年間は埋立容量もあるとしております。西伊豆町は今後20年間も使えるクリーンセンターを廃止し、建設費に、別紙参照、これ先ほどの資料3に書いてありますが、21億2,300万も出し、運営費に年間1億2,250万円も支払い続けるということになります。さきの梅本町制時の南伊豆町案には参加せず今回の下田市案に参加することとした理由は、昨日も傍聴者とちょっとその件で話しましたが、田子地区に斎場を建設することによるクリーンセンター廃止の段に相なったと言われております。一方、松崎町は、クリーンピア松崎の敷地を雲見区へ返却

するために広域ごみ処理案に参加すると言われております。

西豆2町とも、広域化の目的である効率化と資源化を取り違えているような感がしてならないのであります。いわゆる迷惑施設として捉えているだけだなという感じなんです。

一方、下田市は、広域化すれば経費負担が圧縮されることを重視し、他町のごみまで燃やし続ける案を提案しております。

本町については、今、一般質問で示すようなゼロ・ウェイストや減量化問題、マテリアルリサイクル化等々を含めて展開してまいりたいと思いましたが、11月24日全員協の配付資料の中で、その全体の処理構想、計画が、質問しようとしていた対象分野の大半が実は記述されておりました。

そこで、先ほど課長が答弁しましたが、中間処理の熱回収、要するに中間処理で燃やすということに対して大きな作用を及ぼすごみの性状中、性状分析、1市3町ごとに3成分、水、廃棄物、灰、そういったものや、3成分及び6種類組成をお示してください。そして、3成分の水分については、生ごみ処理は関連性が非常に高いと言われておりますが、堆肥化に対する見解も併せて求めたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

南伊豆地域広域ごみ処理基本構想においては、ごみ排出量の予測は、令和元年度までの実績を用いて焼却施設及び資源化施設の施設規模を設定しており、広域ごみ処理場の具体的なごみの減量化施策は、今後協議されていくものとされております。

本町では、今年度を実施しておりますごみ減量化推進ロードマップ等策定支援業務において、可燃ごみの組成調査を地区ごとに実施しており、分別することで資源化できるものがどの程度あるか、資源となるものがどの程度焼却されてしまっているのかなど調査しております。また、持ち込まれる可燃ごみの中で多く見られる草刈り等が出る草や樹木の伐採における剪定枝の処理方法などについても、協議しながらロードマップの策定を進めているところであります。マテリアルリサイクルや資源化については、今回の組成調査で家庭系と事業系に分けて調査を実施しておりますので、事業系に資源化できるものが多いという結果が出ており、この点についても併せて協議していきたいと考えております。

いずれにいたしましても、ごみの減量化・資源化という課題は、広域ごみ処理体制のいかんにかかわらず、本町の重要施策と捉えております。本年9月に実施した本町のごみ質の組

成は、紙類が33%、プラスチック類が30%、生ごみが15%となっており、これら3品目が全体の8割弱を占めています。そのほか、木類18%、不燃物が1%、これら5品目以外のごみが3%であり、また、3成分については、水分が50%、可燃分が44%、灰分が6%と分析結果になっております。他市町についても、組成成分比率とも本町とほぼ同様の傾向を示しており、3成分中の水分は、下田市が48%、松崎町が42%、西伊豆町が64%となっています。

なお、全国的な水分量の平均が38%であることから、本地域においては、全国と比較すると高い傾向にあるとすることができます。

また、ごみの堆肥化は微生物の働きが重要であり、水分が多過ぎると腐敗し、低過ぎると微生物の活動が悪くなるため、水分と空気を適切に管理する必要があります。一般的には、含水率60%程度が適当とされており、本地域の生ごみ堆肥化に適したものであるかなど、具体的な検討が必要と考えております。

以上です。

○議長（谷 正君） 漆田議員。

〔9番 漆田 修君登壇〕

○9番（漆田 修君） ちょっとこの問題は課長に聞きたいんですが、その水分の、水の部分が高くなるということは、ある意味では分別が非常に進んでいるということなんですよ。ですから、ここでいう、先ほど言いました3成分の水分、灰分、可燃分、その中で、本町の場合は50%、灰が6%、可燃物が44%ですが、最終的には水分が60%の推移をたどるであろうというように先ほどの町長答弁でしたが、6種類の組成の塵芥類の割合と実はこれ、連動しているんですね。

でも、現実には、今申し上げました布であるとか、それからプラスチック、昨日も河津町のリサイクルセンターができたということで、町は既に駐車場のところに、これは古紙なんですね、古紙だけなんです、河津は衣類であるとか、そういった資源となるものも併せてセンターを設けたというような新聞内容でありました、これは、こういう水分の割合が高くなる要因としては、紙であるとか布、ビニール、これビニールというのは、プラスチックの例えばポリエチレンとかポリプロピレンとかそういったものを粒状にして、工程を経て減量化するということに資源化がつながるんですが、それが、その工程が進んでいると、実は逆に水分率が上がっていくという、6種類の組成成分と3成分の関係は、そういう関係にあるわけですね。

ですから、一概に水分の率を上げるということを表現しても、一般の方は分からないわけ

ですよ。改めて一般住民側の立場からいうと、じゃ、おまえさん方、そういう資源化に対する減量化の努力をしているのかと、それしてないでしょう、してないですよ。集約化で、一応曜日を決めて、粗大ごみを集めて、住民の方が自発的にこれは瓶、しかも茶色い瓶、普通瓶とかと分けて、それから缶にしても、アルミ缶、スチール缶と分けますよね。それは先ほど言いました住民の役割の中にそういう作業が入っているんですよ。回収ごみではなくて、それは先ほど町長言いましたね、そういう作業の中に入っているということです。

ですから、60%をめどにということは、課長さん、いいですか、日々のそういう分別作業が進んでいないということをおっしゃって、認めてください。今、この場で認めることはできませんか。

○議長（谷 正君） 答弁、いいですか。

生活環境課長。

○生活環境課長（高野克巳君） お答えいたします。

一般廃棄物処理計画の中にもありますけれども、過去、24年から令和元年度において、水分量が24年度においては58.6%で、平成27年、28年においては63.9%とか67%という形で、今現在、令和元年度の実績で57%。60%を超えている年もありました。

そういった中で、先ほどもちょっとお答えいたしましたけれども、今回の組成調査において、かなり厨芥類の中にペットボトルとかそういったものが混在しているというのが、結果が出ておりますので、議員、今ちょっとおっしゃられましたけれども、明確に答えられるかという話なんですけれども、この組成調査の結果を基に、また議員のほうにお答えしたいと思います。

以上です。

○議長（谷 正君） 漆田議員。

〔9番 漆田 修君登壇〕

○9番（漆田 修君） この問題は、この辺で終わりたいと思います。

町長、何で漆田はこんな細けえことを一々言うのかなということは、これを私は内堀だと考えているの。結局、外堀は、自治体ごとの負担の財政シミュレーションが3月24日の全員協でされましたね、これは外堀をまず埋めにかかったなと私は思ったんですね。今回は、担当者会議がそれ以降数か月かけて、ごみ処理の基本計画を各1市3町ごとに束ねて、それを一つに集約をして、はいどうですかという具合に提示したと思うんですよ。ですから、そのことについて私は今言っているんですよ。うるせえなと思わないで、もうちょっと辛抱して

ください。

最後の質問に移らせてもらいますが、これは私がある方に宛てて書いた文書であります。内容は、広域行政に対する都道府県の補完についてであります。全文紹介は長くなりますので抜粋して読ませていただきますが、読み終わったところで、町長は、案件ごとに見解を賜りたいと思います。これは私がある方に出した文書と後で比較しやすいように、そういう形でご答弁をお願いしたいと思います。よろしいですか。前略、中略、以下本文となります。

当賀茂地域は、広域連携事業の一つである「広域ごみ処理事業と循環型社会圏域の創生」というテーマで事業展開が始動されようとしています。同封のこれ別添資料をたくさん用意しましたが、別添資料で示す県環境局廃棄物リサイクル課、静岡県ごみ処理広域化推進資料の内容中、2の概要の(2)のとおり、連携計画作成市(下田市)と他の町村(南伊豆町、松崎町、西伊豆町)に対し、令和3年度末までに集約化計画を策定するように通知し、併せて、未来予測時、これ総務省で今策定しておりますね、2040年問題です、2040年頃までの関係市町村の財政分担シミュレーションの策定など、現時点で2040年から逆算して、選択すべき唯一の路線を突き進んでいるように見受けられております。私は、あなたとの懇談の場で、広域連携の補完の在り方を提起させていただき、当時の意思決定者として、連携合議体の実態把握と報告のみによる推進に対して、別角度からの再確認をお願いいたしました。

今、地制調答申から逆算して、地域の未来予測の整理でない自治体ごとの当該問題に対する複数シナリオの検討と現行案の対極に位置されるFM化、ファシリティーマネジメントの公共施設等、総合管理計画を記述させていただきますが、その論拠となる第32次地制調は、2040年頃から逆算し、顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制の在り方を答申し、その答申では4つの大きなスケルトンがあり、本題の「広域連携による基礎自治体の行政サービス提供」と題して、市町を超えた広域連携の必要性が主張され、多様な手法の中から最も適したものを市町村自ら選択することが適当とされ、市町を否定する意思決定主体、いわゆる圏域ガバナンスの法制化は記載されていません。反面、複数の市町村間の合意形成や紛争解決を反射的に要求しております。そして、さきに述べたような市町の自らの選択といっても、広域連携をしない選択は許されず、広域連携をする選択しか認められていないのです。

ちょっと長くなりますが。

広域連携をする選択への合意形成と、連携をしない選択をする市町村との紛争解決だけが

課題となるのであります。つまり、2040年の目標地点は唯一広域連携であり、あとは広域ガバナンスの法制化か広域連携をする選択への合意形成か、路線が2つあるだけです。2040年の課題を1つに決めてしまえば、もはや自治体に目標の選択の余地はなく、あるのは手法や経路の選択だけであり、各市町が計画段階から地域の未来予測の整理等をすれば、市町には固有の目標は存在せず、広域で目標が対立することもなくなるということらしい。そして、この逆算方式は、2040年を設定することで未来予測を一つにします。現時点で未来を考えると、未来予測は複数に分裂する。なぜならば、現状において、様々な政策路線の対立が存在しているからであります。いわゆる賛成も反対もあるということですね。

それで、広域連携では、連携推進勢力と個々の市町の自立・存続重視勢力で、これら路線対立は根深い。そして、2040年を展望するのは現時点の一方勢力であり、その目的が決定すれば、逆算して選択すべき路線は1つしかなくなるのであります。本来、地制調がなすべきは、2040年に向けた複数のシナリオを構築すべきで、現在の一方の潮流のみに寄りかかった逆算方式は、リスクや突発事態に極めて脆弱と言えます。地制調答申から逆算して、今、自治体が真剣に考えるべきは、唯一の地域の未来予測の整理等でなく、自治体ごとに多様かつ柔軟に複数のシナリオを考えることであると思います。

ちょっと長くなりますが、もうしばらく辛抱して聞いてください。

私たちの住む賀茂地域の地方自治課題や問題点に議論を進めると、2018年頃賀茂地域連携会議の合議体が発足し、総務省内の地域連携が困難な市町村における都道府県の補完のあり方に関する研究会、これ2017年7月、そして2018年8月には、自治体戦略2040構想研究会等々の研究報告を受けた結果、知事的意思決定の下、指導されたと理解されております。県の策定のブロック化については後述しますが、地制調でいう広域連携の方向性は、各自治体の保有する行政資源の有限性を前提に、地域ごとの資源の制約状況を明らかにするため、市町村同士の競争を超えてネットワーク型社会を構築すべきという方向を示したものであります。

町長、もうちょっと我慢してね。

2040年に対応するためには、行政資源を融通し合うなど、地域の枠を超えて連携し、役割分担を柔軟に見直すことは重要で、その実現方策が真の意味の広域連携であり、施設、インフラ等の資源や専門人材の共同活用等により、行財政基盤を強化し、行政サービスの安定供給を実現し、持続可能な形で地域住民が快適で安心な暮らしを営んでいくことにも資するのであります。

このような観点から、環境省通知とは別に、平成25年、インフラの老朽化対策の推進に関する関係省庁の連絡会議で取り上げられたインフラ長寿命化基本計画の存在など、答申でいう複数のシナリオの対極にあるものの一つと言えましょう。今、問題となっている公共施設の老朽化対策については、総務省自治財政局の策定指針に沿う形で、各自治体は、令和3年3月、公共施設等総合管理計画及び個別管理計画を策定し、各公会計システムの始動と共に開始されました。一般廃棄物処理施設の個別管理計画の長寿命化大規模改修は、本来であれば関係市町ごとに積算しなければなりません、本町のみ試算すると次のようになります。

一般財団法人地域総合整備財団による公共施設等更新費用試算ソフトによると、南伊豆町清掃センター大規模改修の部位別の費用積算は、設計費4,000万、管理費6,400万、車庫2,100万、工場棟3億7,220万、合計4億5,720万、これは10年の縛りがありますので、大規模改修の2030年までのように試算されます。それで、循環型社会形成の促進交付金を活用した場合は、最低10年間は使用する必要がありますが、また、地方債活用としては、地方債措置は充当率90%、交付税措置は財政力に応じ30ないし50%となっています。

同封の別添資料の中、令和3年1月6日、1市3町担当者会議資料4の2及び令和3年2月3日、首長会議資料4の1等で示される自己支出金比較結果表、これは前に3月24日に頂きましたね、で財政分担は理解されるものと思慮いたしますが、この数値の裏に潜むゼロ・ウェイストによるごみの減量化などは、全く反映されていないのであります。全国の市町村に策定が義務づけられている第5次循環基本計画で、環境、経済、社会が総合的に向上する循環型社会の実現のための具体的な計画取組内容は、ドキュメント化はされてはいるものの、その実態は、循環型社会の全体像を把握し、その向上を図るための数値目標はほとんどの自治体では設定しておりません。資料の1参照ですね。

具体的には、資源生産性、先ほど言いました、循環利用率、最終処分量などが考えられ、我が国における物質フローは、資源投入から最終処分までの流れが大きく減少し、資源循環のフローが増えています。1市3町のマテリアルリサイクルを念頭に、減量結果の数値や人口減少による熱回収量の減少量換算値などを計画段階で織り込むことも必要でしょう。

そして、静岡県廃棄物リサイクル課による集約化計画策定の県内ブロック割設定は4地域とし、西部、中部、東部、賀茂で計画であり、基準年を平成30年、令和13年及び長期的展望として令和34年のごみの排出量を推計し、集約結果の建て替え時期を踏まえたシミュレーション等の結果、計画圏域ごとの関係数値を出していきますと、賀茂地区は、県全体の120万6,000トンに対して3万2,000トン、実は2.6%なんです。東部32%、東・中・西とも

に30%ちょっと超えております。

担当課、リサイクル課としては、令和4年から令和13年の10年間で長期的展望も明示し、広域化計画を推進するとしておりますが、この計画を見て誰もが不思議に思うのは、県全体のごみの排出量の3%に満たない賀茂地区のみ先行的に対象とし、計画遂行を急がせているのは不思議でたまりません。ほかの中・西・東部の3ブロックと同様に、東部ブロックを伊豆地区、東部地区に再地域化し、県の主導の下、集約化策定に委ねるなど、あわせて賀茂地区は、総務省所管の公共施設等長寿命化大規模修繕を施しながら県の主導の集約化合議体の参画を選択、検討するというのも、別シナリオの構築という面で一法と考えられます。

以上、申し上げたような観点から、令和3年3月末日に決定された関係自治体間の合意に対しては、自治体連携形態としての単独処理、複数自治体によるベスト組合せ、当初案のような全体処理、1市3町の処理方式のベストミックスなどから、地域住民と情報共有した上での選択という素案作成以前の複数シナリオを改めて検討することが、今こそ求められていると思います。

以上、長々と記述させていただきましたが、私たちの住む地域の課題・問題としている広域ごみ処理施設建設に対し、ご考察賜りますれば幸甚と思っております。後略。

以上が抜粋の内容であります。ここで幾つか上げた問題点とか提案に対して、町長の自らの考え方をお示しいただき、比較可能となるような、比較ということは、その方のお答えと比較可能となるような形でご答弁を賜りたいと思います。長くなって申し訳ないですが。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

平成30年7月の第32次地方制度調査会において、圏域ガバナンスの法制化に対し、全国市長会長からは、「地方創生の努力の成果も検証できないうちにどうせだめだから圏域という形の新しいガバナンスを法制化するというのは、今やっている努力に水を差す以外の何ものでもない。極めて慎重な議論が必要だ。」との発言があったようでありますが、私も同意見であり、市町村が地方創生に取り組むことは極めて重要と認識をしております。

一方で、生活に関する行政はごみ処理にとどまらず、水道、下水道に関しても、国・県ともに広域化を推進しており、合理的かつ安全な運営を定めた広域化計画を策定しようとしております。

このような中で、本町では、令和元年度にはごみ処理方式の在り方の検討がなされ、本議

会にも詳細な報告を経た上で複数のシナリオが検討され、財政面などでも最も優位とされた広域処理を選択したものと理解をしております。

以上です。

○議長（谷 正君） 漆田議員。

〔9番 漆田 修君登壇〕

○9番（漆田 修君） 個別の案件は、ちょっとコメントは難しいんでしょうかね。

一番最後に追加しました、実は静岡県のごみ処理広域化、ごみ処理施設集約化計画の策定ということで、県のリサイクル課がまとめた静岡県全図の3つに分けた表がありましたね、これ4ページから成る小さい表なんですけど、その中において賀茂圏域は、東河と今これからやろうとしている1市3町のゾーンと2つに分かれておりますが、その2つを混ぜても、実際は先ほど言いました県の排出量推計に対して2.6%しかないんですね。実際は令和34年までに、ちょっと大分先の話ですが、東・中・西の集約化の事業展開をしているという24日の説明でしたが、逆に言うなら、下駄を県に預けて、おめえさん方、俺も入るからよ、検討してちょうだいと、その代わりに俺たちは俺たちで何かやるよと。それぞれの自治体独自でやってもいいし、または先ほど言いました公共投資等の個別管理計画の中の、これ促進交付金もらえますので、それで大規模な補修をしてそれまでつなげていくよという、そういうのも一つのシナリオだと思うんですね。

主導すべき下田市が、イニシアチブが非常に低いというのが現状だと思います。首長会議等で、その辺の感触が一番理解されているのは町長だと思うんですが、どうでしょうか。その辺はどういうふうに受け止めておりますか。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

私の認識では、今のところ東河との統合というのは、はるかに先の話ですので、今は下田市主体で始まっているこの広域化、1市3町の取組というのが進んでいく、東河も15年の大型改修をしたということですので、これから先、首長間では細かいそういう話はしておりません。

ただ、その辺のところを東河の首長さんと話をすると、うちはうちでやっているからという今の現状のことですね。

これからですから、15年の大型改修を、大規模改修をした中で、また15年後、それから30

年後というところが、そのときの首長さんですとか担当の方がどのように判断されるかという事は、ちょっと私も想像が付きませんが、私としては、今、1市3町の取組をしっかりと進めて、その後、当然ですけれども、30年後もこの施設が継続できるようになるかとも思いますし、またそのときの人口の減少具合とか、ほかの近隣の市町のことも考えた中で新たに検討されるのかなというところですので、申し訳ないですけれども、今現在では、1市3町の取組に全力を傾けたいと思っております。

以上です。

○議長（谷 正君） 漆田議員。

〔9番 漆田 修君登壇〕

○9番（漆田 修君） こういう場で本音を言うのは非常に難しいと思うんですが、実際問題としまして、いろんな大きなハードルが幾つも前にありますよね。それ、町長、一番分かっていますよね、そうですね。ですから、その中で、進んで、短絡的に一直線に進むというそういう姿勢は、僕はまずいと思うんですね。ですから、見極めながらそのハザードを1個1個クリアして次に進むというそういう慎重な姿勢が、僕は、今求められているのかなと思います。一般質問の場ではこの程度にしますが、先ほど言いましたこの文書は、私、一般質問の場でこれを言うべきかどうかちょっと迷ったんですよ。

ただ、広域連携と、それから先ほどもいみじくも町長言いましたが、広域のガバナンスの法制化という意味をじっくり理解してくださいね。ガバナンスの法制化ということは、否定された自治体に、意思決定主体ですから、いいですか、それに入っちゃうと自治体に意思はなくなるという意味ですよ。分かりますか。

ですから、そこは慎重に考えて、圏域によるガバナンスの法制化という意味をもう一度辞書を調べて、自分なりに咀嚼してください。

それを申し上げて、私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（谷 正君） 漆田修君の質問を終わります。

ここで、10時40分まで休憩といたします。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時40分

○議長（谷 正君） 休憩を閉じ会議を再開します。

◇ 清 水 清 一 君

○議長（谷 正君） 8番議員、清水清一君の質問を許可します。

清水議員。

〔8番 清水清一君登壇〕

○8番（清水清一君） 清水でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、一般質問をさせていただきます。

まず、最初に、最初というか1つしかありませんけれども、大きなポイントとしまして、土地開発行為についてお伺いいたします。

土地開発行為といたしましてもいろいろありますけれども、土地を埋め立てたり、あるいは削ったりという形がございます。そういうものが大規模開発という形の中で、皆さんが町内で目にするのは、風力発電の開発行為とか太陽光とかありますけれども、そういうものを行っている土地の形質変更等の許可や届出の状況はということで聞くんですけれども、この形質変更により、熱海の災害とか、この間は太陽光については海に土砂が流れるんじゃないかという話もございまして、いろいろ話がございました。

そういうことを考えます中において、町内において許可や届出の状況を、いろいろ大規模開発とか農地法とかありますけれども、そういうものの届出状況として、この許可の件数、あるいは届出の件数、それでトータルにするとどのくらいの面積になるのかという形の中をお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

本町における過去5年間での許可、届出件数は8件となります。

内訳といたしましては、土採取等に伴う土砂の崩壊、流出等による災害を防止するとともに、土採取等の跡地の緑化等の整備を図り、もって県民の生命、身体及び財産の安全の保持と環境の保全に資することを目的とする静岡県土採取等規制条例に係る届出は6件、都市計画法第29条による開発行為の許可申請で1件、森林法第10条の2による開発行為の許可申請

では1件となっております。

〔「面積」と言う人あり〕

○町長（岡部克仁君） 面積等については、担当の課長のほうから答えさせます。

以上です。

○議長（谷 正君） 地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君） 面積については、今手元に資料がございませんので、後ほど提出させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（谷 正君） 清水議員。

〔8番 清水清一君登壇〕

○8番（清水清一君） 今、担当課長のほうから、資料は後と言いましたけれども、その中で、あと、その内容等、面積ばかりではなくて、要するに土の採取はどういうふうにしたとか、あるいは盛土したとかという、そういう工法の関係も分かったら、ついでにお教え願えたらと思います。

その中で、この形質変更の中で、計画段階で農地の埋土をしたいという話がありますけれども、それについて、それ、縦貫道絡みなんですけれども、そういうものについて、南伊豆町内では、どんな形の関係の埋土の関係を予定されているのか、お伺いいたします。

○議長（谷 正君） 地域整備課長。

〔「野辺、青市の」と言う人あり〕

○地域整備課長（飯田満寿雄君） 青市の野辺、そちらにつきましては、今現在考えておりますのが、青市の野辺地区がございますけれども、縦貫自動車道の残土をそちらのほうに2万立米、5万立米ですかね、持ってきた中で整備をして、畑地造成をするというようなことになってございます。

以上です。

○議長（谷 正君） 清水清一君。

〔8番 清水清一君登壇〕

○8番（清水清一君） 大規模開発として、これからそういうものがあるんですと、それ以外のものが、担当課に相談来ているものがありましたら、あるかないのかだけ確認させていただきたいと思います。

○議長（谷 正君） 地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君） お答えいたします。

あと、やはり縦貫自動車道の関係になりますけれども、吉祥に町有地がございますので、そちらのほうにも搬出を、20万立米から40万立米程度のものを計画したいなということで考えております。

そちらについては、非常に盛土量が多い、大きいこともございますし、盛土については、国とか地方公共団体がやるものについては、今から、後ほどにもございますけれども、静岡県の盛土等の規制に関する条例というものを今現在、静岡県のほうが策定を計画しております。来年、令和4年7月1日に施行を考えておるようですが、やはり大規模な盛土となりますと、そちらのほうの土地についても住家等がありますので、その辺を勘案した中で、そちらのほうについてもちょっと計画のほうを進めていきたいというふうに考えてございます。以上です。

○議長（谷 正君） 清水議員。

〔8番 清水清一君登壇〕

○8番（清水清一君） 分かりました。

そのことは丁寧にやっていっていただきたいと思います。

それでは、2つ目に入ります。

熱海市の関係で、今、土石流で、熱海で大災害が起きたわけですがけれども、それに近い形のやつが南伊豆町で起きる可能性があるんじゃないかなと。今から、今5年間の間に8か所大きなものの届出があって、行ったよという答弁がございました。

その中で、じゃここ10年、あるいは20年間の間に、そういう盛土があったと、あったものを町として調べて県に報告したと思うんですけども、その県へ報告したものについては、どのくらいの件数的には、どのくらいあって、どういうふうになっているのか、お伺いいたします。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

令和3年7月発生の伊豆山土砂災害を受け、静岡県から盛土造成行為に係る緊急点検依頼がありまして、10月26日に、県庁本課、下田土木事務所、本町所管課職員による現地確認調査を実施いたしました。

結果といたしましては、当該造成地において、何らかの異常は見られませんでした。

以上です。

○議長（谷 正君） 清水議員。

〔8番 清水清一君登壇〕

○8番（清水清一君） 分かりました。

10月26日に県に報告したという話なんですけれども、当該地域というのはどのくらいあったのかということをお伺いいたします。

○議長（谷 正君） 地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君） 実際見に行ったところは、ほとんどがちゃんと適正に処理されておったものですから、実際にちょっと危険だなというところを1か所だけ見に行ってください。

以上です。

○議長（谷 正君） 清水議員。

〔8番 清水清一君登壇〕

○8番（清水清一君） 分かりました。

パトロールというか、通過しただけでは危険とは判断しないから、ちょっと大きなところだけ見に行ったという話だと、私はそういうふうに解釈したんですが、そういう形でもよろしいでしょうか。

○議長（谷 正君） 地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君） お答えいたします。

実際に今現在、中間保留となっているようなところを見に行ったということでございます。以上です。

○議長（谷 正君） 清水議員。

〔8番 清水清一君登壇〕

○8番（清水清一君） 分かりました。

うまくやっていただきたいと思います。

この3番目の危険な盛土の早期発見や是正の取組とございますけれども、これ、熱海の場合は報告等はあったんですけども、あと、最後までやっていなかったという話がありました。

そういうことを考えたときに、こういう、過去5年間、南伊豆町内では8か所あったという話なんですけれども、これらの土地についての年に1回以上の報告、あるいは町としても

パトロールか、あるいはそういうものが必要ではないかなと思うんですけども、それについての見解をお伺いいたします。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

現状においては、ご心配いただくような危険な盛土箇所はありませんが、道路、河川パトロールなども含めて、日々、各種協定による情報収集並びに地区住民からの情報収集に努めております。

また、個人の所有地などで、無届で違法性の高い危険な盛土などが見受けられた場合には、関係機関等と迅速な調整の下、是正指導に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（谷 正君） 清水議員。

〔8番 清水清一君登壇〕

○8番（清水清一君） 分かりました。

地元の区長さんとか地域住民からの情報も得ているというんですけども、こういう、じゃそういうやった土地、土地所有者とか事業者からの報告は、年に1回ぐらい町当局として受けているのかと。

今、町長の答弁だと、報告を受けているという話は言っていなかったような形が聞こえたんですけども、担当のほうは、そういう、毎年受けているのか、あるいはどうしているのか。行政指導をしているのか。それをお伺いいたします。

○議長（谷 正君） 地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君） お答えいたします。

森林法、都市計画法に基づく開発行為については、そういったものの提出は受けてございません。また、県のほうの土採取等規制条例におきましても、届出だけなものですから、そういった報告というものは受けてございません。

以上です。

○議長（谷 正君） 清水議員。

〔8番 清水清一君登壇〕

○8番（清水清一君） となりますと、一番最初の届出だけであって、事業完了の報告等はないということなんですか。そういう解釈にもされるんですけども、お伺いいたします。

○議長（谷 正君） 地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君） 県の土採取等規制条例は届出だけなものですから、そういった完成届というのはございません。また、林地開発ですとか開発行為については、完了届を頂いてございます。

以上です。

○議長（谷 正君） 清水議員。

〔8番 清水清一君登壇〕

○8番（清水清一君） 完了届がないということは、何か相当まずいような気がするんですよ。そうしないと、1回許可さえ取ってしまえばずっとできるという形になりますので、それは何かおかしいような形があると思うんですけれども。

それを考えたときに、今の4番目に入りますけれども、形質変更等の許可や届出の条例の見直し等の考えはという形がございましてけれども、これ県の絡みもいっぱい多いんですけれども、やっぱり町の取扱いとしては、どのように考えていくのか。また、問題が起きたとき、どういうふうにしていくのか。それをお伺いいたします。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

ご承知のとおり、各種規制段階においては、法律などの上位法が優先されることとなりますので、今般の事案に基づき、再発防止となる関連法規の整備がなされるものと解します。静岡県においても、土採取等規制条例といった実効性のある厳しい条例の設置を令和4年2月県議会に上程すると伺っておりますので、本町においても、関係機関の指導の下、これら上位法との整合性を図りながら、適時対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（谷 正君） 地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君） お答えいたします。

先ほどの完了届の関係でございましてけれども、完了届については間違った発言をしてしましまして、申し訳ございませんでした。完了届は提出していただいております。

それと、こちらのほうの先ほど令和4年の県議会において上程するというものは、静岡県の盛土等の規制に関する条例というのを新しく土地、土採取等規制条例とは別に設けるといことで、これどこが違うかといいますと、土採取等規制条例のほうは、1,000平米かつ

2,000立米を対象としております。今回、盛土等の規制に関する条例というものは、1,000平米または2,000立米、かつ要件ではないものですから、規制が厳しくなるということと、あと、罰則も発生してくるというようなことになってございます。

以上です。

○議長（谷 正君） 清水議員。

〔8番 清水清一君登壇〕

○8番（清水清一君） 分かりました。

こういう中で、やっぱりそういう開発行為があったときに、管理してもらうようにやったところが草ぼうぼうで管理されないような土地になってしまっは無意味になりますので、そこを管理する指導等はやっているんですけども、実質効力的にはないのではないかなど。

簡単に言いますと、農地法で水田を畑に変えるという形のやつがあるわけですけども、それがみんなどこも9割以上は耕作放棄となって荒れているという形を見たときに、じゃ何のために許可を出してやって、あなたが金を出しているというか、いろいろあるんですけども、そこをやったのという話になりますので、そこに対しての指導等はどういうふうになされているのか、お伺いいたします。

○議長（谷 正君） 地域整備課長。

○地域整備課長（飯田満寿雄君） お答えいたします。

今現在、南上方面のほうに、農地転用をかけて、一時転用をかけて畑地造成した中で、樹種というか花木を植えるよというような申請が出ているところがございます。そうしたところがやはり手を入れられないものですから、荒れ果ててしまっているような状況が見られますので、そういったところは、農業委員会と一緒に指導をしていきたいというふうを考えてございます。

また、農地中間管理機構という制度もございますので、そちらのほうで貸していただいて、担い手の方に借りていただくというような方策も今現在進めている状況でございます。

以上です。

○議長（谷 正君） 清水議員。

〔8番 清水清一君登壇〕

○8番（清水清一君） 分かりました。

町民が住みよい、住みやすいまちをつくっていくためにも、担当の皆さんが一生懸命やっただければよい町が出来てくるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（谷 正君） 清水清一君の質問を終わります。

◎諮第2号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷 正君） これより議案審議に入ります。

諮第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（谷 正君） 朗読を終わります。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 諮第2号の提案理由を申し上げます。

本町において、法務大臣の委嘱による人権擁護委員は5名であり、このうち1名が令和4年3月31日をもって任期満了となります。

当該委員の候補者推薦については、人権擁護委員法第6条第3項において、市町村議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護に理解のある者で、議会の意見を聞いて候補者を推薦しなければならないと規定されております。

今回任期満了となります鈴木豊美氏は、これら諸要件を兼ね備えた方であり、引き続きご選任いただくご提案をするものであります。

なお、同委員の任期は、令和4年4月1日から3年間であります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 正君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

諮第2号議案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷 正君） 全員賛成です。

よって、諮第2号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎議第83号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷 正君） 議第83号 専決処分報告及び承認を求めることについて（令和3年度南伊豆町一般会計補正予算（第6号））、を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第83号の提案理由を申し上げます。

本議案は、厚生労働省が新型コロナワクチン追加接種3回目に向けて、本年12月以降における医療従事者からのワクチン接種方針を決定したことを受け、ワクチン接種に必要となる接種券を交付するために早急な既存電算システムの改修等が必要となったことから、その経費を一般会計補正予算（第6号）で予算化する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、11月2日付で専決処分いたしました。

詳細については、総務課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げ

ます。

○議長（谷 正君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 渡邊雅之君登壇〕

○総務課長（渡邊雅之君） 議第83号の内容説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをご覧いただきたいと思います。

第1条に記載のとおり、歳入歳出予算の総額に169万6,000円を追加し、予算の総額を55億3,284万1,000円としたいものでございます。

それでは、まず初めに、歳出に係ります補正項目から説明をさせていただきます。

予算書の12、13ページをご覧いただきたいと思います。

4款衛生費の1項2目予防費に169万6,000円を計上いたしました。これは3回目の新型コロナウイルスワクチン接種を始めるに当たり、厚生労働省から地方自治体に対し、12月に追加接種の対象となる見込みの者については11月22日を目途に接種券が届くよう準備を進めてほしいという要請があったことを受け、既存電算システムの改修と接種券の作成業務等を委託する経費でございます。

引き続きまして、歳入についてご説明を申し上げます。

お戻りいただいて、10ページ、11ページをご覧いただきたいと思います。

財源といたしましては、16款国庫支出金の2項3目衛生費国庫補助金の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金に169万6,000円を計上いたしました。これは事業費の10分の10に相当をいたします。

以上で内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（谷 正君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第83号議案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷 正君） 全員賛成です。

よって、議第83号議案は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議第84号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷 正君） 議第84号 南伊豆町三坂財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（谷 正君） 朗読を終わります。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第84号の提案理由を申し上げます。

本議案は、南伊豆町三坂財産区管理会委員の任期を8か月残り、7月29日に急逝された高野馨委員の残任期間を担う委員の選任議案であります。

財産区管理会委員は、地方自治法第296条の2及び南伊豆町三坂財産区管理会条例第3条の規定に基づき選任された財産区の管理運営を司るものであります。

つきましては、三坂財産区の管理運営に精通しております入間1274番地、山本昇孝氏を南

伊豆町三坂財産区管理委員会委員として選任したく、ご提案申し上げます。

なお、選任委員の履歴につきましては、別紙のとおりでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 正君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第84号議案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷 正君） 全員賛成です。

よって、議第84号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎議第85号の上げ、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷 正君） 議第85号 南伊豆町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第85号の提案理由を申し上げます。

本議案は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、令和4年1月1日から、産科医療保障制度における保険料掛金が1万6,000円から1万2,000円に引き下げられるため、本条例に規定する出産育児一時金の支給額を40万4,000円から40万8,000円に改正するものであります。

なお、南伊豆町国民健康保険給付規則に規定する保険料掛金分加算額も1万6,000円から1万2,000円に改正するため、出産育児一時金支給総額は42万円から変更ありません。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 正君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第85号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷 正君） 全員賛成です。

よって、議第85号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第86号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷 正君） 議第86号 南伊豆町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。
提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第86号の提案理由を申し上げます。

本議案は、廃棄物処理法の改正により、非常災害時における一般廃棄物処理施設の設置に関する特例が設けられたことに伴い、災害廃棄物を処理するために設置する一般廃棄物処理施設における生活環境影響調査結果の縦覧等について、必要な事項を定めるものであります。

詳細については、生活環境課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 正君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

生活環境課長。

〔生活環境課長 高野克巳君登壇〕

○生活環境課長（高野克巳君） それでは、議第86号の内容説明をさせていただきます。

近年、全国各地で大規模な自然災害が頻発し、大量の災害廃棄物が発生しているところ、被災地の復興には、災害廃棄物の迅速かつ円滑な処理が不可欠であります。災害発生後、本町及び市町村から委託を受けた事業者が災害廃棄物を処理するための仮設処理施設を設置する場合は、その手続を簡素化する特例が廃棄物処理法の改正により新たに創設されております。

本特例では、施設設置の際に必要な生活環境影響調査の結果の縦覧及び意見書の提出方法の手続が条例によることとされていることから、廃棄物処理法第9条の3の2第2項及び第9条の3の3第2項の規定に基づき必要な事項を定め、本条例の一部を改正するものであります。

これら改正内容については、お手元に配付の資料ナンバー2の新旧対照表により説明させていただきますので、ご覧ください。

第1条においては、目的を趣旨に変更し、今回の条例改正の趣旨について記述してありま

す。第2条では、対象となる施設の種類、第3条では、縦覧の告示方法、第4条で縦覧の場所及び期間、旧条例の第5条・第6条を新条例第5条として意見書の提出先及び提出期限を定め、第6条では、環境影響評価との関係、第7条では、他市町村との協議について規定しております。

内容説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷 正君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第86号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷 正君） 全員賛成です。

よって、議第86号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第87号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷 正君） 議第87号 南伊豆町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第87号の提案理由を申し上げます。

過疎地域においては、昭和45年制定の過疎地域対策緊急措置法から、これまで5次にわたり制定された同法律の下、各種施策が講じられてまいりました。

このたび、第6次となる過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年4月1日から施行されることに伴い、過疎地域自立促進特別措置法に基づく特例条例での固定資産税の課税免除に関する措置については、旧条例を廃止し、新たに本条例を制定するものがあります。

詳細については、町民課長より説明させますので、ご審議のほどよろしくご願ひ申し上げます。

○議長（谷 正君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

町民課長。

〔町民課長 齋藤重広君登壇〕

○町民課長（齋藤重広君） それでは、議第87号の内容説明を申し上げます。

新過疎法に基づく過疎計画については、先の9月定例会においてご承認をいただいたところではありますが、本条例では、新過疎法の支援措置の一つでもある固定資産税の特例措置について条例制定するものでありまして、前過疎法である過疎地域自立促進特別措置法において規定されておりました南伊豆町過疎地域自立促進対策に伴う固定資産税の特例措置に関する条例を廃止するものであります。

なお、前条例との比較で主な変更点といたしましては、対象業種に情報サービス業等が追加されたこと、加えて、適用となる設備等の金額が、資本金の要件にもよりますが、500万円まで引き下げられました。

また、これら要件の詳細については、総務省令の定めによることとなりますけれども、要件に合致すれば3年間の課税免除も可能となります。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくご願ひ申し上げます。

○議長（谷 正君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第87号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷 正君） 全員賛成です。

よって、議第87号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第88号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷 正君） 議第88号 工事請負変更契約の締結について（令和3年度道路メンテナンス事業来宮橋橋梁補修工事）、を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第88号の提案理由を申し上げます。

本議案は、令和3年9月議会で議決を受けた道路メンテナンス事業、来宮橋橋梁補修工事に係る支承防錆処理工において、処理範囲を増加したことによる契約額の変更並びに工事期間の延長をお願いするものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 正君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第88号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷 正君） 全員賛成です。

よって、議第88号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第89号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷 正君） 議第89号 指定管理者の指定について（石廊崎オーシャンパーク）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第89号の提案理由を申し上げます。

本議案は、南伊豆町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条に基づき、石廊崎オーシャンパークの設置及び管理に関する条例第3条に規定する施設に係る指定管理者の指定をお願いするもので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、企画課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 正君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

企画課長。

〔企画課長 菰田一郎君登壇〕

○企画課長（菰田一郎君） 議第89号の内容説明を申し上げます。

石廊崎オーシャンパークは、平成31年4月から3年間の指定管理期間、指定管理費用を無償とする内容で、石廊崎区と指定管理協定を締結してきました。これは南伊豆町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の第5条にある、公募によらない指定管理者の候補者の選定に基づき、公共的団体として石廊崎区を選定し、次の年度においても、同じく公共的団体として選定したものであります。

これまでの石廊崎区の運営ですが、オープン初年度は16万人の来園があり、伊豆半島を代表する観光施設としてスタートすることとなりました。しかしながら、2年目、3年目に当たる本年においては、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言等の行動制限の影響を大きく受け、来園者が減少、伴って収益も減少したところです。石廊崎区においては、これから軌道に乗せるタイミングで影響を受けたため、やりたいことができなかつたという不可抗力的な事情でありました。これらの説明については、これまでの全員協議会等で説明してまいりましたが、同様の説明を11月16日に開催した町指定管理者選定委員会で行い、公募によらない指定管理者として石廊崎区が適当であり、指定管理期間は2年間とするという答申を受けましたので、本議案を上程させていただいた次第であります。

指定管理の内容ですが、基本的には現在の内容を継続するものであり、指定管理料は無償としております。1つ変更したのは、施設修繕に係る費用です。これまでは施設修繕費用については、指定管理者の負担としておりましたが、30万円以上の修繕費用については、町が負担するという仕様とさせていただきました。

新型コロナウイルス感染症については、今後において第6波が発生する不安などございますが、

現在においては落ち着きが見られ、日常生活が戻ってきております。石廊崎区においては、南伊豆町の発展のために十分能力を発揮していただき、南伊豆町だけでなく伊豆半島全体が潤うことを期待しております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷 正君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

加畑議員。

○4番（加畑 毅君） 4番、加畑です。

確認ですけれども、指定管理団体となるのが石廊崎区となっています。前回の質問の中でも何人か質問した中で、法人にしたほうがいいのではないかと、明確になるのではないかとという話もあったんですけれども、これ、やはり公の管理団体ということで石廊崎区ということでしょうか。法人に、町が直接石廊崎にはやっぱり行かないということでしょうか。

というのは、石廊崎区が出してくる決算書と法人が出してくる決算書って、違ったわけではないですか。前回、法人が出してくる決算書って見せてもらったんですけれども、本来は、石廊崎区と町が提携しているとすれば、法人の決算書を要求することもできないわけですよね。そこを明確に見ることができるということであればいいんですけれども、その点がちょっと心配だなと思うんですけれども。確認です。

○議長（谷 正君） 企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） お答えいたします。

今回は、第1期の指定管理の継続といいますか、コロナによる延長的要素が強うございました。したがって、管理者につきましても、当初、石廊崎区ということで、今回も石廊崎区とさせていただいております。

また、石廊崎区と管理をすることとなる法人の関係でございますが、ほぼ同一なものとなっております。したがって、町指導等によりまして、前回は町財務会計様式の決算書という形でまず出ささせていただいたところですが、今回以降につきましては、しっかり法人の決算書、そういったものを提出していただいた中で、毎年確認をしていく予定でございます。

以上です。

○議長（谷 正君） いいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） ほかに質疑ございませんか。

齋藤議員。

○10番（齋藤 要君） 1点、なぜ公募をやめたか。その理由、聞かせてください。

○議長（谷 正君） 企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） お答えいたします。

昨年中に、指定管理者石廊崎区より、コロナ禍の影響についてのあまりにも大ききございましたので、要望といいますか、陳情ございました。

その中で、コロナ禍の影響が観光施設、集客施設に出るということにつきましては、全国的な傾向でございました。各業種の中でもやはり一番影響を受ける部分ということもございまして、今回につきましては、当初の指定管理の3年間の期間が十分に、まだ数か月残っておりますけれども、3年間で運営に力を発揮するということができなかったということで、このコロナ禍の2年間についてを継続させていただきたい、そういう要望もございましたので、その内容を考慮させていただいたということでございます。

以上です。

〔「分かりました」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） いいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

横嶋議員。

○11番（横嶋隆二君） この案件について賛成するものではありませんけれども、若干質疑も出ましたけれども、本来の指定管理の期間をずらして、公募によらないで延長するというこ

とであります。その理由が新型コロナの影響によるということでありまして、全員協議会でも時間を取って議論をしたことがあります。コロナの問題は非常に深刻で、全国の多くの企業、大企業、JRとかというところさえ赤字が出るほどの深刻な状態で、それぞれのものは事業体であって、赤字であろうが何であろうが、それを責めるものではありません。

ただ、指定管理の期間の中で、運営の変更等々を、試行錯誤はありながらもいわゆる実情がどうかということはやはり赤裸々にして、プロポーザルも含めてそれを検討する、そういう期間というものは、仮にコロナという事実があったとしても、これをしかるべき検討委員会、指定管理者検討委員会で俎上にのせることは、ある意味では重要であったのではないかという思いはあります。

なぜかといえば、当初の計画のときに指摘していたことでもありますけれども、やはりあの集客施設に関しても、ゆっくり食事ができる場所ではない、また、販売内容についても極めて限定されたものであって、これが回転もして収益を上げる施設としては到底言えない、こういうことも今後は真剣に考えていくことではないかと。また、駐車場に当たっても、仮に料金を取ったにしても、人件費等々の問題でもある。

いろいろなことを全員協議会でも出しましたけれども、今後、運営の中で、多額の税をかけた施設であって、町民の多くにその参加の形ができるようなプロセス、販売のところにそういうものをきちんと位置づけることは大事ではないかと。町内にも、そういう公の施設を使ったところで、広く町民、一般が参加できる、そして収入を求められる、そういう意欲ある住民のところでは収入になって、それが支えになっている。こうしたところを目指すことを求めて、賛成の討論とさせていただきます。

○議長（谷 正君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第89号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷 正君） 全員賛成です。

よって、議第89号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第90号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷 正君） 議第90号 指定管理者の指定について（湯の花観光交流館）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第90号の提案理由を申し上げます。

本議案は、南伊豆町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条に基づき、湯の花観光交流館の設置及び管理に関する条例第3条に規定する施設に係る指定管理者の指定をお願いするもので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めらるるものであります。

詳細については、商工観光課長より説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 正君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

商工観光課長。

〔商工観光課長 大野孝行君登壇〕

○商工観光課長（大野孝行君） 議第90号の内容説明を申し上げます。

湯の花観光交流館の管理運営については、平成29年3月定例会において、平成29年4月1日から令和4年3月31日までの5年間をもって、一般社団法人南伊豆町観光協会を指定管理者としてご承認いただき、現在に至っております。

当該施設の指定管理者の選定においては、収益目的ではなく、道の駅という観光案内・交流に特化した施設として、観光・交流情報の一元化等の目的を達成する施設であること、また、それらに精通した団体を指定する必要があることなどから、令和3年11月16日開催の南伊豆町公の施設指定管理者選定委員会において、南伊豆町公の施設等に係る指定管理者の指定の手續に関する条例第5条の規定に基づき、公募によらない指定管理者の候補者として、一般社団法人南伊豆町観光協会を選定いただきました。

このことから、次年度以降も指定管理者として指定させていただきたく、ご承認をお願いするもので、指定管理期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とした

いものであります。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（谷 正君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第90号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷 正君） 全員賛成です。

よって、議第90号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第91号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷 正君） 議第91号 令和3年度南伊豆町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第91号の提案理由を申し上げます。

本議案は、歳入歳出予算の総額に1億4,626万3,000円を追加し、予算の総額を56億7,910万4,000円としたいものであります。

歳出の主なものでは、衛生費の保健衛生費409万2,000円、清掃費2,010万円、上水道費1,470万円、商工費547万8,000円などを追加し、消防費を2,058万9,000円減額するものであります。

また、これら財源として、地方交付税1億2,483万6,000円、国庫支出金2,821万9,000円などを追加し、県補助金903万8,000円を減額するものであります。

詳細については、総務課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 正君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 渡邊雅之君登壇〕

○総務課長（渡邊雅之君） 議第91号の内容説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをご覧いただきたいと思います。

第1条に記載のとおり、歳入歳出予算の総額に1億4,626万3,000円を追加し、予算の総額を56億7,910万4,000円としたいものでございます。

それでは、まず初めに、歳出に係ります主な補正項目から説明をさせていただきます。

予算書の18ページ、19ページをご覧いただきたいと思います。

4款衛生費の1項2目予防費の新型コロナウイルスワクチン接種事業に574万4,000円を増額させていただきました。これは、厚生労働省が新型コロナウイルスワクチン追加接種3回目について、12月以降、医療従事者から順次開始する方針としたことを受け、ワクチン接種に携わる医師等への謝礼のほか、接種委託料や接種券の郵送料などを見込んだものでございまして、医師謝礼や接種委託料などワクチン接種に係る経費については国庫負担金が、接種券の郵送料等などの体制整備に係る経費につきましては国庫補助金が、それぞれ10分の10交付されることになっております。

続いて、20ページ、21ページをご覧いただきたいと思います。

4款衛生費の2項1目清掃総務費に2,010万円を増額させていただきました。清掃センターの施設修繕については、予防保全はせず、事後保全のみを行い、その経費については、年

に1度の定期点検終了後に指摘内容を精査し、修繕が必要と判断した場合には、必要最低限の経費を補正予算計上することとしております。今回の補正は、ダイオキシンの排出を抑制するガス冷却室に経年劣化による損傷が見られたため事後保全を行い、施設の適正な運転を図るものでございます。

また、3項1目上水道費には、メーター器の購入経費として1,470万円を増額いたしました。現在、伊浜、落居、妻良、吉田、入間、中木、石廊崎、大瀬及び下流の9地区の簡易水道は、町が静岡県に申請して認可を受けておりますが、各地区が料金徴収をし、施設の維持管理についても、大規模修繕以外は地区で行うなど、運営的には民間の簡易水道の状態にございます。町では、下水道事業、漁業集落排水事業が令和5年4月から公営企業法の適用を受けるのと同時に、これまで9地区が行ってきた簡易水道施設の維持管理、検針及び料金収納業務については、認可を受けている町が行う予定でおります。ついては、既存のメーター器の交換が必要となりますが、生産に数か月を要するため、メーター器の購入に係る経費については令和4年度の当初予算での計上とはせず、今回の補正予算に計上させていただきまして、年度内に納品がされることで、交換工事が迅速に行えるようにしたいものでございます。

続きまして、22、23ページをご覧いただきたいと思っております。

6款商工費の1項3目観光費の観光振興事業のうち、誘客促進委託料に503万8,000円を増額させていただきました。これは、今春のみなみの桜と菜の花まつり期間の誘客促進を目的に割引キャンペーンを実施するもので、宿泊クーポンとして1泊当たり4,000円を500泊分、体験クーポンとして1人当たり2,000円を500回分のほか、CM広告料、ホームページ改修費などの必要経費を計上させていただいたものでございます。

最後に、26、27ページをご覧いただきたいと思っております。

8款消防費の1項5目災害対策費を2,058万9,000円減額させていただきました。これは同報系防災行政無線のデジタル化工事に伴い、室内で放送を受信できる個別受信機の貸与と、必要な場合にはアンテナ設置工事を町負担で行う予定ですが、世界的な半導体不足により、発注した個別受信機の大半が年度内に納品されないことが事実となったため、アンテナ設置工事に係る経費について今回減額をさせてもらうものでありまして、あわせて、本年度設置予定分については、細節の変更を行わせていただくものでございます。

なお、個別受信機の購入経費につきましては、債務負担行為の変更を伴う事案でございますので、3月補正予算において減額を予定してございます。

続きまして、歳入の主な項目について説明をさせていただきます。

お戻りをいただきまして、10ページ、13ページをお願いしたいと思います。

本補正予算の歳出に係ります財源といたしましては、新型コロナワクチン追加接種の財源として、16款1項2目の衛生費国庫負担金に245万4,000円、同款2項3目の衛生費国庫補助金に329万円、合わせて574万4,000円を見込み、一方、17款2項7目の消防費県補助金は、事業量の縮小に伴いまして、1,482万6,000円を減額させていただきました。

なお、不足額につきましては、令和3年度普通交付税が確定しているため、1億2,483万6,000円を増額し、調整をさせていただきました。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 正君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

稲葉議員。

○7番（稲葉勝男君） 7番、稲葉です。

教育費で、ページが28、29ページ、保健体育費ですね。その中で、町営テニスコート、この改修工事、今回の主要建設事業発注状況にも約3,900万で落札されたということが載っていますけれども、これ、当初予算がたしか6,000万。当初予算6,000万から約4,000万で落札したんですけれども、それで1,000万減額、その部分の減額補正をして、恐らくこれ、備品購入のほうへ1,000万持ってきたということでしょうけれども。

これ、当初6,000万の予算計上をされたときの見積りというか、その内容が全部これ達成されているのか、この4,000万で。それと、まだこれからやる予定なのか。その辺の関係をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（谷 正君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤由紀子君） お答えいたします。

当初、6,000万の工事を計上させていただきましたけれども、その工事内容の中には、駐車場の整備、また、テニスコート周辺に取り付けるフェンスを取替えということと併せてと、トイレ等の整備ということをお願いしておりましたが、テニスコート周辺のフェンスにつきましては、まだしばらく大丈夫ではないかという判断をいたしましたので、今回の工事の中には入れておりません。その分で少し金額のほうは低くなっている状況です。

以上です。

○議長（谷 正君） 稲葉議員。

○7番（稲葉勝男君） 結局、この6,000万のうちの2,000万は不要ということではないんですけれども、そのうちの1,000万を備品費のほうへ持っていったという形で、その辺は納得したんですけれども、一応当初の予算を計上するとき、ある程度の精査しないと、過大計上みたいな形で取られる可能性があるでしょう。それと、全体の予算の中でもそういうものが多いと、今度、予算編成の中でもどういうふうに影響してくるか、その辺があるものですから、これは教育費のほうだけではなくて全体に、総務課長にもお願いしますけれども、ある程度精査して、いいかげんなことはないけれども、例えば50万が100万盛ってやればいいやというような感覚は持っておられないとは思いますが、ぜひそういう感覚でやっていただきたいなどこれを見て思ったものですから。

以上です。

○議長（谷 正君） 答弁はいいですか。

〔「総務課長」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 総務課長。

○総務課長（渡邊雅之君） 議員、ご指摘ありがとうございます。

この町営テニスコートの改修工事につきましては、地方創生の臨時交付金などの活用なども頭に入れながらやっております、時間的な余裕もなくて、細かいところまでの精査が行かなかったところの部分がございます。この点はまた反省をさせていただきまして、次回以降、詳細に詰めていきたいとは思いますが、よりよい施設を造っていくために努力してまいりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（谷 正君） いいですか。

ほかに質疑ありますか。

〔発言する人なし〕

○議長（谷 正君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第91号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷 正君） 全員賛成です。

よって、議第91号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第92号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷 正君） 議第92号 令和3年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第92号の提案理由を申し上げます。

本議案は、歳入歳出予算の総額に50万円を追加し、予算の総額を13億5,974万円としたいものであります。

歳出では、遡及による被保険者資格喪失及び年金特別徴収に係る保険税還付件数の増加に伴い、過年度保険税還付金を50万円増額し、この財源として、繰越金を同額増額するものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 正君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第92号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷 正君） 全員賛成です。

よって、議第92号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第93号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷 正君） 議第93号 令和3年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第2号）

を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第93号の提案理由を申し上げます。

本議案は、歳入歳出予算の総額に15万円を追加し、予算の総額を13億408万1,000円とした
いものであります。

歳出では、第1号被保険者保険料還付金について、諸支出金を15万円増額し、この財源と
して、繰越金を同額増額するものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 正君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第93号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷 正君） 全員賛成です。

よって、議第93号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第94号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷 正君） 議第94号 令和3年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第94号の提案理由を申し上げます。

本議案は、歳入歳出予算の総額から282万円を減額し、予算の総額を2億5,380万6,000円としたいものであります。

歳出では、1款1項下水道建設費で、公共下水道事業計画の見直し業務委託費等を62万円

増額し、2款1項業務費では、令和2年度分消費税及び地方消費税額が確定したことから、344万円減額いたします。

歳入では、5款1項一般会計繰入金を557万7,000円減額し、7款2項雑入に、消費税の確定に伴う還付金として、275万7,000円を増額したいものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 正君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第94号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷 正君） 全員賛成です。

よって、議第94号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第95号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷 正君） 議第95号 令和3年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第95号の提案理由を申し上げます。

本議案は、施設の老朽化に伴う施設修繕料を増額するもので、歳入歳出予算の総額に142万円を追加し、予算の総額を2,436万6,000円としたいものであります。

歳出では、1款総務費に142万円を増額し、これら財源については、1款分担金及び負担金71万円、3款繰入金に71万円を増額するものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 正君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第95号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷 正君） 全員賛成です。

よって、議第95号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第96号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷 正君） 議第96号 令和3年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第96号の提案理由を申し上げます。

本議案は、令和5年度から海岸部9地区簡易水道に係る上水道への正式統合に向けた事前準備事業として、メーター交換工事費など水道事業費用に1,214万4,000円を増額し、これら財源は、一般会計補助金として水道事業収益1,470万円を増額したいものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 正君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第96号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷 正君） 全員賛成です。

よって、議第96号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第97号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷 正君） 議第97号 令和3年度南伊豆町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第97号の提案理由を申し上げます。

本議案は、歳入歳出予算の総額に4,463万9,000円を追加し、予算の総額を57億2,374万3,000円としたいものであります。

歳出では、民生費の児童福祉費に4,463万9,000円を追加するもので、財源としては、国庫補助金に4,471万8,000円を追加し、基金繰入金を7万9,000円減額するものであります。

詳細については、総務課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 正君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 渡邊雅之君登壇〕

○総務課長（渡邊雅之君） 議第97号の内容説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをご覧いただきたいと思います。

第1条に記載のとおり、歳入歳出予算の総額に4,463万9,000円を追加し、予算の総額を57億2,374万3,000円としたいものでございます。

それでは、まず初めに、歳出に係ります補正項目から説明をさせていただきます。

予算書の12、13ページをご覧いただきたいと思います。

3款民生費の2項3目子育て支援費に4,463万9,000円を計上させていただきました。これは、政府が先月26日の閣議で、国が新たな経済対策として盛り込んだ18歳以下が対象の1人当たり10万円相当の給付のうち、中学生以下には年内にまず5万円の現金給付を始めるため

7,310億円を新型コロナウイルス対応の予備費から支出することを決めたことを受け、対象者885人分の給付金や既存システムの改修委託料など係る経費について計上をさせてもらうものでございます。

なお、来年春に向けてクーポンを基本に給付をする5万円相当に係る経費につきましては、その詳細が決定次第、速やかに予算計上を行う予定でおります。

引き続きまして、歳入について説明をさせていただきます。

10ページ、11ページをお願いいたします。

財源といたしましては、16款国庫支出金の2項2目民生費国庫補助金の子育て世帯臨時特別給付金給付事業費補助金に4,425万円を、同事務費補助金に46万8,000円の合わせて4,471万8,000円を計上させていただきました。

なお、事業費の一部につきましては、新たな予算計上をせず、既存の予算に対して財源変更で対応するため、財政調整基金繰入金を7万9,000円減額し、調整をさせていただきました。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 正君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第97号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷 正君） 全員賛成です。

よって、議第97号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎各委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長（谷 正君） 日程第19、閉会中の継続調査申出書を議題とします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました「所管事務調査、本会議の会期日程等、議会の運営及び議長の諮問に関する事項」についてなど、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査にすることにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 異議ないものと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定しました。

◎閉議及び閉会宣告

○議長（谷 正君） 本日の議事件目が終了しましたので、会議を閉じます。

これをもちまして、12月定例会の全部の議事件目が終了しました。

よって、令和3年12月南伊豆町議会定例会は本日をもって閉会とします。

お疲れさまでございました。

閉会 午後 0時00分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 谷 正

署 名 議 員 比 野 下 文 男

署 名 議 員 加 畑 毅

令和3年12月議会定例会審議結果

議案番号	件目	議決年月日	結果
諮第2号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	12月2日	同意
議第83号	専決処分の報告及び承認を求めることについて（令和3年度南伊豆町一般会計補正予算（第6号））	12月2日	承認
議第84号	南伊豆町三坂財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて	12月2日	同意
議第85号	南伊豆町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	12月2日	原案可決
議第86号	南伊豆町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例制定について	12月2日	原案可決
議第87号	南伊豆町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例制定について	12月2日	原案可決
議第88号	工事請負変更契約の締結について（令和3年度道路メンテナンス事業来宮橋橋梁補修工事）	12月2日	原案可決
議第89号	指定管理者の指定について（石廊崎オーシャンパーク）	12月2日	原案可決
議第90号	指定管理者の指定について（湯の花観光交流館）	12月2日	原案可決
議第91号	令和3年度南伊豆町一般会計補正予算（第7号）	12月2日	原案可決
議第92号	令和3年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	12月2日	原案可決
議第93号	令和3年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第2号）	12月2日	原案可決
議第94号	令和3年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	12月2日	原案可決
議第95号	令和3年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）	12月2日	原案可決
議第96号	令和3年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第1号）	12月2日	原案可決

